

包括外部監査結果報告書
及び報告に添えて提出する意見書
(平成21年度)

市税の賦課・徴収事務及び市税を中心とした未収管理事務について

平成22年 3月 1日

久留米市包括外部監査人

江頭 章二

目 次

第 1 章 監査の概要

第 1	監査期間	1
第 2	監査人	1
第 3	外部監査の種類	1
第 4	選定した特定の事件	1
第 5	事件選定の理由	2
第 6	地方税の概要	
I	地方税の仕組み	2
II	最近の税制改正の動き	5
第 7	監査の方法	
I	監査要点	5
II	実施した監査手続	6
III	監査の対象期間	6
第 8	利害関係	6

第 2 章 久留米市の一般会計の状況

第 1	人口の推移	7
第 2	機構	
I	行政組織図	8
II	税務関係課の機構・事務分掌	9
第 3	久留米市の財政	
I	平成 21 年度一般会計当初予算額	1 1
II	平成 20 年度一般会計の決算状況	1 2
III	平成 20 年度一般会計決算の構成	1 3
IV	平成 20 年度の市税の決算状況	1 4
V	平成 20 年度市税収入の構成	1 5
VI	歳入総額に占める市税の構成比	1 5
VII	市税収入額の税目別構成比	1 6
VIII	市税収入額の伸長指数	1 7
IX	市民の市税負担額調	1 8
X	市税負担額の伸長指数	1 9
XI	徴収経費調	2 0

第3章 市税の賦課・徴収事務

第1 総論	
Ⅰ 市税収入	2 1
Ⅱ 実質単年度収支	2 1
Ⅲ 財政力指数	2 1
Ⅳ 経常収支比率	2 1
Ⅴ 実質収支比率	2 2
Ⅵ 市税徴収率	2 2
第2 監査結果の要点	2 2
第3 個人市民税	
Ⅰ 個人市民税の概要	2 4
Ⅱ 監査手続	3 6
Ⅲ 税制度上の特性	3 7
Ⅳ 問題点	3 7
第4 法人市民税	
Ⅰ 法人市民税の概要	3 8
Ⅱ-1 課税事務及び監査手続	4 1
Ⅱ-2 収納事務及び監査手続	4 7
Ⅲ 問題点	5 0
第5-1 固定資産税	
Ⅰ-1 固定資産税の概要	5 2
Ⅱ-1 監査手続	5 9
Ⅲ-1 問題点等	6 1
第5-2 収納消込	
Ⅰ-2 概要	6 2
Ⅱ-2 監査手続	6 2
Ⅲ-2 問題点等	6 2
第5-3 還付	
Ⅰ-3 概要	6 5
Ⅱ-3 監査手続	6 5
Ⅲ-3 問題点等	6 7
第5-4 不納欠損処理	
Ⅰ-4 概要	6 7
Ⅱ-4 監査手続	6 7
Ⅲ-4 問題点等	6 7

第6	軽自動車税	
I	軽自動車税の概要	7 6
II	監査手続	7 8
III	問題点	7 9
第7	市たばこ税	
I	市たばこ税の概要	7 9
II	監査手続	8 1
III	問題点	8 1
第8	入湯税	
I	入湯税の概要	8 1
II	監査手続	8 3
III	問題点	8 6

第4章 市税を中心とした未収管理事務

第1	滞納整理について	
I	概要	8 7
II	具体的手続	8 7
III	平成20年度における滞納整理に関する久留米市の対応	8 8
IV	監査方針	8 9
第2	滞納整理に関する組織及び人員体制	
I	概要	8 9
II	監査手続	9 7
III	監査意見	9 8
第3	滞納整理の手続について	
I	催告書（文書による催告）	
1.	概要	9 9
2.	一斉催告書の手続の流れ	1 0 1
3.	平成20年度における一斉催告書の発送状況	1 0 3
4.	個別催告書の発送手続	1 0 3
5.	監査手続	1 0 3
6.	監査意見	1 0 3
II	電話催告	
1.	概要	1 0 4
2.	電話催告の実施の流れ	1 0 6
3.	民間委託（「納税お知らせセンター」）について	1 0 6

4. 実施の効果	108
5. 監査手続	109
6. 監査意見	109
III 臨戸	
1. 概要	110
2. 臨戸催告の実施手続	110
3. 監査手続	111
4. 監査意見	112
IV 分割納付	
1. 概要	112
2. 分割納付の手続の流れ	113
3. 監査手続	115
4. 監査意見	115
V 財産調査	
1. 概要	115
2. 監査手続	116
3. 監査意見	116
VI 滞納処分（差押）	
1. 概要	116
2. 差押の実施状況について	119
3. インターネットの公売の利用について	119
4. 監査手続	121
5. 監査意見	121
VII 執行停止	
1. 概要	121
2. 執行停止の要件	122
3. 執行停止の期間	122
4. 執行停止の効果	122
5. 執行停止の状況	123
6. 監査手続	123
7. 監査意見	123
VIII 不納欠損	
1. 概要	124
2. 監査手続	124
3. 監査意見	124

第5章 情報システム監査

第1	情報システム監査について	1 2 5
第2	久留米市の行政情報化の進捗状況について	
Ⅰ	概要	1 2 6
Ⅱ	監査手続	1 3 1
Ⅲ	問題点	1 3 2
第3	久留米市の情報セキュリティ対策について	
Ⅰ	概要	1 3 3
Ⅱ	監査手続	1 3 5
Ⅲ	問題点	1 4 6

第1章 監査の概要

第1 監査期間

平成21年4月1日から平成22年3月1日まで

第2 監査人

久留米市包括外部監査人	江頭 章二	(公認会計士)
同補助者	大石 昌彦	(弁 護 士)
同補助者	木下 文雄	(公認会計士)
同補助者	黒岩 延峰	(公認会計士)
同補助者	黒岩 延時	(公認会計士)
同補助者	寺島 義道	(公認会計士)
同補助者	馬場 範夫	(公認会計士)
同補助者	福田 有史	(公認会計士)
同補助者	松尾 英二	(公認会計士)

第3 外部監査の種類

地方自治法（以下「法」という。）第252条の37第1項に基づく監査

第4 選定した特定の事件

市税の賦課・徴収事務及び市税を中心とした未収管理事務について

第5 事件選定の理由

市税は平成20年度の決算において、一般会計の歳入の35%近くを占めていて、重要かつ不可欠な財源である。また、久留米市では久留米市新行政改革行動計画―公民連携による活力ある新しいまちづくりに向けて―（21年度改訂版）において、市税等歳入の確保対策の主な取り組み項目として、

- ① 総合的な歳入確保対策の推進
- ② 市税・国民健康保険料等収納率の向上

を掲げている。

しかしながら、久留米市を取り巻く税務環境は少子高齢化、全世界的な不況による企業業績の低迷、個人所得の減少などの影響で厳しさを増しており、予断を許さない状況にある。このようなとき市税等の確保対策について公平性、合規性、効率性などの観点から調査検討することは有意義であると判断した。さらに現金主義を中心とする公会計の中で市税等を中心とする未収管理がどのようになされているかについて監査することは、収入未済額をできるだけ少なくする方策の検討に資するものと考え、特定の事件として選定した。

第6 地方税の概要

I 地方税の仕組み

1. 地方税の仕組み

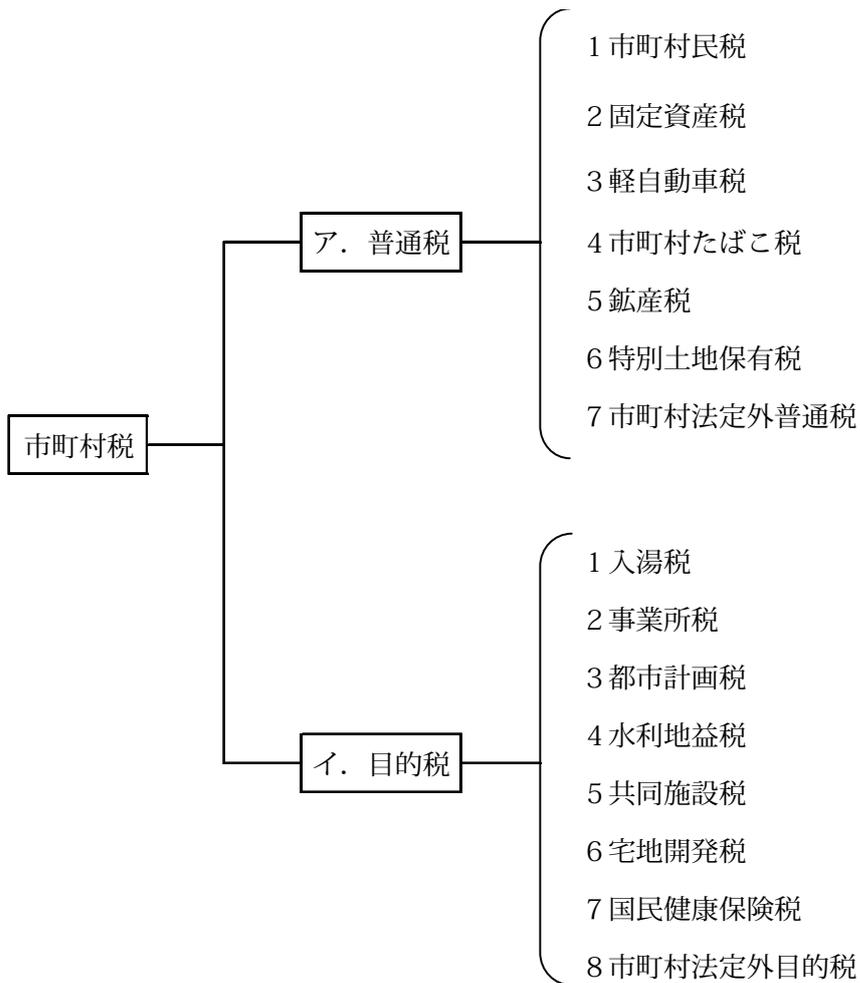
税は国民、住民に負担していただくという大変身近なものである。一般的に、税制改正は、税制調査会をはじめ、国民の方々の意見を聞きながら経済の状況や財政の状況などを考えて政府が原案を作り、国会に地方税法改正案として提出し、国会での審議を経てその大枠が決定される。こうして決定された地方税法という大枠を基に、各地方公共団体の議会が税条例を定めて、地方税が成立する仕組みである。

毎年の税制改正は、翌年度の国・地方の予算や地方財政計画の基礎となることから、決定されるまでには、どのような改正を行ってどれだけの収入を見込むのか、住民の負担はどうか、不公平はないかなど、いろいろな角度から何度も議論した上で決定される。

2. 地方税の種類

市町村民税は、普通税と目的税に分けられる。

普通税とは、その使いみちが特に定められておらず、地方公共団体等の一般経費に充てられる税金であり、目的税とは、その使いみちが特に定められている税金で、たとえば、入湯税は、環境衛生施設等の整備などに要する費用に充てることを目的として課税される。



●普通税

・市町村民税（市民税）

市民税には、個人市民税と法人市民税とがあり、それぞれ均等の額を納める均等割と所得に応じて納める所得割（法人の場合は法人税割）の2種類からなっている。

個人市民税は1月1日において、市町村内に住所を有する個人に対して課税し、法人市民税は、市内に事務所・事業所を有している事業者に対して課税する。

・固定資産税

固定資産税は、1月1日において、市町村に所在する土地・家屋・償却資産（これらを総称して「固定資産」という。）の所有者に対して課税する。

・軽自動車税

軽自動車税は、4月1日においてその市町村を主たる定置場としている原動機付自動車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車の所有者に対して課税する。

- ・市町村たばこ税

市町村たばこ税は、市町村内の小売販売業者へ製造たばこを売り渡す製造者、特定販売業者及び卸販売業者に対して課税する。

- ・鉱産税

鉱物の掘削事業に対し、鉱業者に課する収益税の一種である。(久留米市該当なし。)

- ・特別土地保有税

土地の投機的取得及び保有を抑制し、宅地供給促進を図るため、土地所有又は取得に対してかかる税である。(平成15年度より新規課税は停止)

- 目的税

- ・入湯税

温泉地等の温泉（鉱泉浴場）に入浴したときにかかる税で、環境衛生施設、消防施設等の整備及び観光の振興に要する費用に充てる目的税である。

- ・事業所税

人口30万以上の都市等が都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるため、事業所等において事業を行う者に対して課税する目的税である。本市では、平成22年8月から課税予定である。

- ・都市計画税

都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業に充てるための目的税で、固定資産税と合わせて納めることになっている。

- ・水利地益税

水利地益税は、水利に関する事業、都市計画法に基づいて行う事業、林業事業その他土地又は山林の利益になるべき事業の実施に要する費用に充てるため、その事業により特に利益を受ける土地又は家屋に対して課税する目的税である。(久留米市該当なし。)

- ・共同施設税

共同施設税は、市町村が共同作業場、共同倉庫、共同集荷場、汚物処理施設その他に類する施設に要する費用に充てるため、これらの施設により特に利益を受けるものに対して課税する目的税である。(久留米市該当なし。)

- ・宅地開発税

宅地開発税は、宅地開発に伴い必要となる道路、水路等の公共施設の整備に要する費用に充当するための目的税である。(久留米市該当なし。)

- ・国民健康保険税

国民健康保険税は、国民健康保険事業を行う市町村が国民健康保険に要する費用に充てるための目的税である。(久留米市は、国民健康保険料であり、税ではない。)

II 最近の税制改正の動き

●平成18年度税制改正

- ①所得税から個人住民税へ3兆円規模の税源移譲（平成19年度施行）
- ②3兆94億円の所得譲与税を譲与
- ③定率減税の廃止（個人住民税）
- ④耐震改修促進税制の創設（固定資産税） 等

●平成19年度税制改正

- ①上場株式等の配当・譲渡益に係る軽減税率の適用期限の延長
- ②住宅のバリアフリー改修に係る固定資産税の特例措置の創設
- ③低公害車に係る自動車取得税の特例措置の見直しと延長 等

●平成20年度税制改正

- ①法人事業税の一部を分離し、「地方法人特別税」・「地方法人特別譲与税」の創設
- ②個人住民税における寄附金税制の抜本的な拡充（ふるさと納税）
- ③道路特定財源に係る自動車取得税及び軽油引取税の税率の特例措置の延長
- ④公益法人制度改革への対応 等

第7 監査の方法

I 監査要点

1. 公平性 税の賦課及び徴収が、すべての納税者に対し公平に行われているか。
 - (1) 税の賦課及び徴収を行う組織が必要十分か。
 - (2) 未納者、未納額、滞納者、滞納額の把握方法は適切か。
 - (3) 減免の手続は妥当か。
2. 合規性（適法性） 税の賦課及び徴収が関係法令、条例、規則等の根拠規定に基づいて行われているか。
 - (1) 関係法令、条例、規則等の規定が担当者に周知徹底されているか。
 - (2) 関係法令、条例、規則等に則って運用されているか。
3. 効率性 税の賦課及び徴収が、最小の費用で最大の効果が上がるように行われているか。
4. 久留米市情報システムの監査
 - (1) 久留米市の行政情報化の進捗状況はどうなっているか。

(2) 久留米市の情報セキュリティ対策は必要十分か。

II 実施した監査手続

- ① 関係法令、条例、規則等の確認
- ② 必要事項につき担当者、関係者、責任者へ質問
- ③ 税の賦課徴収に関する書類の閲覧
- ④ 組織の整備状況の視察
- ⑤ 他の中核市との比較
- ⑥ 各種統計データの分析
- ⑦ システム監査における総務省策定の情報セキュリティ監査ガイドラインとの照合
- ⑧ その他外部監査人が必要と判断した監査手続

III 監査の対象期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日までの平成20年度を対象としたが、必要に応じて過去の年度にも及ぶことにした。

第8 利害関係

包括外部監査人及び補助者らは、何れも監査対象事件につき法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 久留米市の一般会計の状況

第1 人口の推移

(以下平成21年度版税務統計より抜粋した。)

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
人口	男	145,604	145,241	145,048	144,575	144,220
	女	160,344	160,323	160,019	159,620	159,574
	合計	305,948	305,564	305,067	304,195	303,794
世帯数		115,669	117,099	118,355	119,391	120,295
1世帯当り人口		2.65	2.61	2.58	2.55	2.53
面積 (km ²)		229.84	229.84	229.84	229.84	229.84
人口密度(人/km ²)		1,331	1,329	1,327	1,324	1,322
税務職員数		122	128	131	127	135
税務職員1人当り人口		2,508	2,387	2,329	2,395	2,250
税務職員1人当り世帯数		948	915	903	940	891

- 17年度は、各年度の10月1日現在、18年度以降は、各年度の8月1日現在の数値
- 「税務職員数」は10頁下段の数値

II 税務関係課の機構・事務分掌

平成21年5月1日現在

課名	チーム	職員数等							計	事務分掌
		部長・次長	課長	主幹	課長補佐	主査	一般職員	嘱託・非常勤		
総務		6			1	1	5		13	
						1	5		6	<ul style="list-style-type: none"> ● 税務行政の企画及び総合調整 ● 税の広報に関すること ● 県民税の払込みに関すること ● ゴルフ場利用税交付金に関すること ● 部の予算に関すること
納税課			1		1	2	7		11	
	業務					1	4		5	<ul style="list-style-type: none"> ● 市税の収納に関すること ● 市税の督促に関すること ● 過誤納金の還付・充当に関すること ● 市税の口座振替に関すること ● 市税の欠損処分に関すること
	収納証明					1	3		4	<ul style="list-style-type: none"> ● 諸証明の交付に関すること
税収納推進課		(1)	1	2	5	8	6		22	
						5	8	6	19	<ul style="list-style-type: none"> ● 納税の指導に関すること ● 市税の徴収に関すること ● 差押に関すること ● 差押後の整理及び公売に関すること ● 差押物件の換価処分に関すること ● 交付要求に関すること ● 徴収の嘱託及び受託に関すること
市民税課			1	1	1	4	20	3	30	
						4	20	3	27	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人市民税の賦課・調定に関すること ● 法人市民税・軽自動車税・市たばこ税・入湯税の賦課・調定に関すること ● 固定資産評価審査委員会に関すること

()は兼務

課名	チーム	職員数等							計	事務分掌
		部長・次長	課長	主幹	課長補佐	主査	一般職員	嘱託・非常勤		
資産税課			1	1	2	5	31	1	41	
	賦課 償却資産					1	8	1	10	● 固定資産税の賦課・調定に関すること ● 都市計画税の賦課・調定に関すること ● 特別土地保有税の調定に関すること ● 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関すること ● 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関すること ● 償却資産の評価及び調査に関すること
	土地					2	10		12	● 土地の評価及び調査に関すること ● 特別土地保有税の賦課に関すること
	家屋					2	13		15	● 家屋の評価及び調査に関すること
田主丸総合支所										
市民生活課			1		1	3	3		8	● 市税の徴収に関すること
	税務					3	3		6	
北野総合支所										
市民生活課			1	1	1	1	2		6	● 納税の指導に関すること
	税務					1	2		3	● 市税の証明に関すること
城島総合支所										
市民生活課			1		1	1			3	● 市税の課税資料の収集及び調査に
	税務					1			1	関すること
三猪総合支所										
市民生活課			1	1		1	1		4	● 固定資産税の縦覧及び閲覧に
	税務					1	1		2	関すること

	部長・次長	課長	主幹	課長補佐	主査	一般職員	嘱託・非常勤	計	
税務職員数合計	6	7	5	10	23	77	10	135	※ 合計は部長・担当部長（計2人）を除く

（その他、税収納推進課指導員1人有）

第3 久留米市の財政

I 平成21年度一般会計当初予算額

(単位：千円・%)

●歳入				●歳出			
区 分	予算額	構成比	前年比	区 分	予算額	構成比	前年比
1 市税	36,350,003	31.3	96.7	1 議会費	685,678	0.6	99.0
2 地方譲与税	985,000	0.9	89.5	2 総務費	12,273,995	10.5	148.2
3 利子割交付金	212,000	0.2	100.0	3 民生費	38,550,259	33.1	102.9
4 配当割交付金	46,000	0.0	38.7	4 衛生費	9,439,471	8.1	93.3
株式等譲渡所得割 5 交付金	23,000	0.0	26.1	5 労働費	373,666	0.3	84.8
6 地方消費税交付金	2,950,000	2.5	98.8	6 農林水産業費	3,087,057	2.7	92.1
ゴルフ場利用税 7 交付金	10,000	0.0	100.0	7 商工費	11,354,929	9.7	173.2
8 自動車取得税交付金	382,001	0.3	66.0	8 土木費	13,799,475	11.9	86.8
国有提供施設等所在 9 市町村助成交付金	89,000	0.1	102.3	9 消防費	2,980,745	2.6	104.7
10 地方特例交付金	502,000	0.4	87.3	10 教育費	12,180,658	10.5	93.0
11 地方交付税	19,410,000	16.7	102.8	11 災害復旧費	2	0.0	100.0
交通安全対策 12 特別交付金	95,000	0.1	118.8	12 公債費	11,400,574	9.8	98.1
13 分担金及び負担金	1,417,447	1.2	91.5	13 諸支出金	63,491	0.1	104.3
14 使用料及び手数料	2,124,210	1.8	97.2	14 予備費	120,000	0.1	100.0
15 国庫支出金	14,963,266	12.9	102.2				
16 県支出金	5,202,281	4.5	95.4				
17 財産収入	367,463	0.3	117.5				
18 寄附金	37,100	0.0	194.5				
19 繰入金	7,381,610	6.4	164.8				
20 繰越金	600,000	0.5	100.0				
21 諸収入	10,737,519	9.2	180.4				
22 市債	12,425,100	10.7	95.2				
合 計	116,310,000	100.0	105.2	合 計	116,310,000	100.0	105.2

Ⅱ 平成20年度一般会計の決算状況

(単位：千円・%)

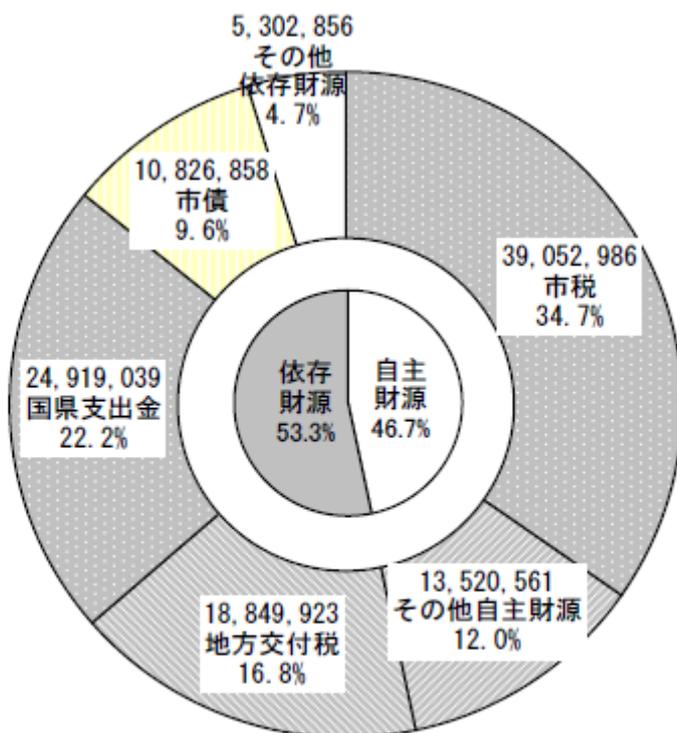
●歳入				●歳出			
区 分	決算額	構成比	前年比	区 分	決算額	構成比	前年比
1 市税	39,052,986	34.7	99.0	1 議会費	670,484	0.6	97.8
2 地方譲与税	1,023,712	0.9	91.4	2 総務費	11,811,763	10.9	113.3
3 利子割交付金	175,784	0.2	98.7	3 民生費	35,211,951	32.5	103.2
4 配当割交付金	49,023	0.0	34.6	4 衛生費	8,594,500	7.9	102.8
株式等譲渡所得割 5 交付金	19,289	0.0	20.9	5 労働費	391,497	0.4	103.2
6 地方消費税交付金	2,884,761	2.6	94.1	6 農林水産業費	3,008,370	2.8	71.3
ゴルフ場利用税 7 交付金	10,443	0.0	98.3	7 商工費	6,334,639	5.9	119.9
8 自動車取得税交付金	500,099	0.4	79.8	8 土木費	14,470,749	13.4	105.1
国有提供施設等所在 9 市町村助成交付金	92,595	0.1	102.4	9 消防費	2,987,236	2.8	106.8
10 地方特例交付金	466,611	0.4	153.7	10 教育費	12,538,357	11.6	107.9
11 地方交付税	18,849,923	16.8	119.5	11 災害復旧費	0	0.0	皆減
交通安全対策 12 特別交付金	80,539	0.1	89.6	12 公債費	12,119,838	11.2	105.4
13 分担金及び負担金	1,527,063	1.4	102.5	13 諸支出金	54,723	0.1	102.5
14 使用料及び手数料	2,074,039	1.8	102.5	14 予備費	0	0.0	—
15 国庫支出金	19,896,827	17.7	140.1				
16 県支出金	5,022,212	4.5	79.3				
17 財産収入	283,848	0.3	99.3				
18 寄附金	50,024	0.0	48.7				
19 繰入金	1,817,054	1.6	62.5				
20 繰越金	1,376,558	1.2	94.8				
21 諸収入	6,391,975	5.7	123.8				
22 市債	10,826,858	9.6	111.7				
特別地方消費税 交付金	0	0.0	—				
合 計	112,472,223	100.0	107.5	合 計	108,194,107	100.0	104.8

Ⅲ 平成20年度一般会計決算の構成

(単位：千円)

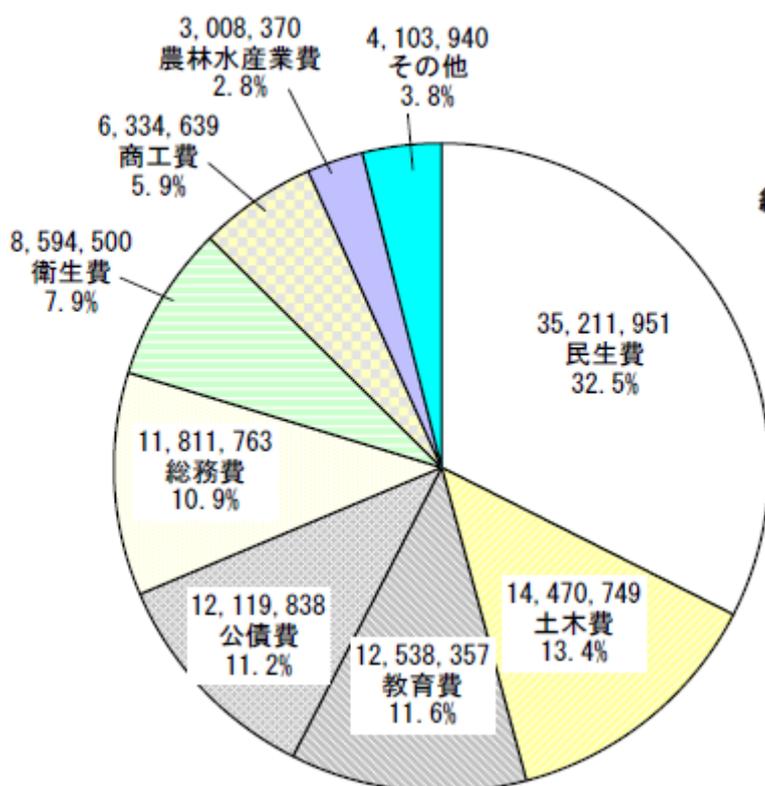
歳入

総額 112,472,223



歳出

総額 108,194,107



IV 平成20年度の市税の決算状況

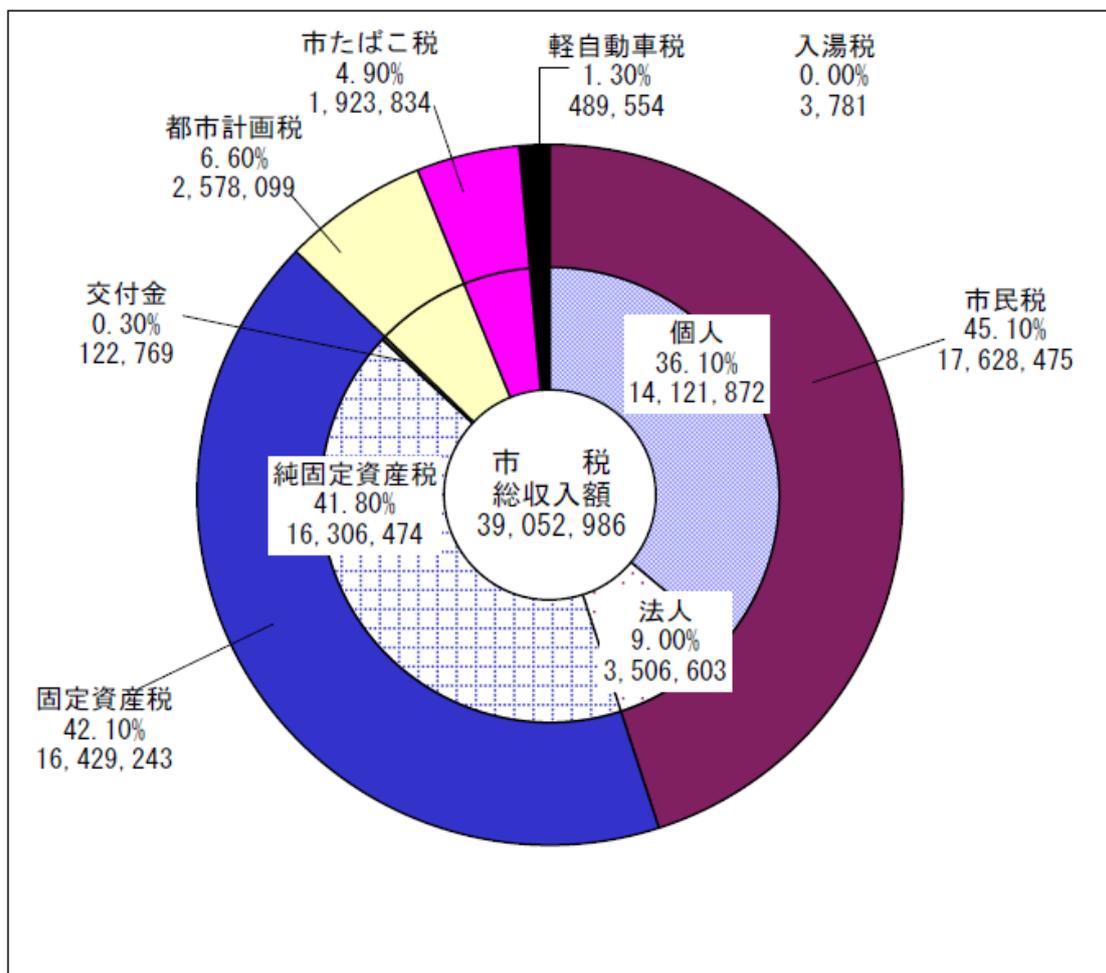
平成20年度

(単位：円・%)

	予 算	調 定		収 入		収納率
			前年比		前年比	
総計	38,683,003,000	44,346,403,223	99.3	39,052,986,052	99.0	88.1
現年分	38,114,001,000	39,506,084,028	98.9	38,397,045,856	99.1	97.2
滞繰分	569,002,000	4,840,319,195	102.5	655,940,196	96.6	13.6
市民税	17,416,000,000	19,217,941,444	98.4	17,628,474,861	97.6	91.7
個人	14,045,000,000	15,591,212,998	102.0	14,121,871,561	101.4	90.6
現年分	13,876,000,000	14,340,408,590	101.0	13,913,436,232	101.1	97.0
滞繰分	169,000,000	1,250,804,408	114.2	208,435,329	118.4	16.7
法人	3,371,000,000	3,626,728,446	85.7	3,506,603,300	85.1	96.7
現年分	3,363,000,000	3,518,831,700	84.8	3,500,409,100	85.1	99.5
滞繰分	8,000,000	107,896,746	126.6	6,194,200	83.9	5.7
固定資産税	16,252,000,000	19,554,812,633	100.9	16,429,243,253	101.3	84.0
固定資産税	16,130,000,000	19,432,043,633	101.0	16,306,474,253	101.4	83.9
現年分	15,805,000,000	16,487,204,800	101.5	15,937,480,154	101.8	96.7
滞繰分	325,000,000	2,944,838,833	98.3	368,994,099	88.2	12.5
交付金	122,000,000	122,769,000	85.2	122,769,000	85.2	100.0
現年分	122,000,000	122,769,000	85.2	122,769,000	85.2	100.0
滞繰分	0	0	—	0	—	0.0
軽自動車税	476,000,000	573,638,211	104.4	489,554,050	103.8	85.3
現年分	464,000,000	502,489,900	103.5	475,609,800	103.3	94.7
滞繰分	12,000,000	71,148,311	111.0	13,944,250	126.2	19.6
市たばこ税	1,990,001,000	1,923,851,547	90.7	1,923,834,552	90.7	100.0
現年分	1,990,000,000	1,923,841,148	90.7	1,923,834,552	90.7	100.0
滞繰分	1,000	10,399	100.0	0	—	0.0
特別土地保有税	1,000	0	—	0	—	0.0
現年分	1,000	0	—	0	—	0.0
滞繰分	0	0	—	0	—	0.0
入湯税	4,001,000	3,893,220	52.4	3,780,630	92.4	97.1
現年分	4,000,000	3,859,890	93.6	3,747,300	91.6	97.1
滞繰分	1,000	33,330	1.0	33,330	皆増	100.0
都市計画税	2,545,000,000	3,072,266,168	100.4	2,578,098,706	100.9	83.9
現年分	2,490,000,000	2,606,679,000	100.9	2,519,759,718	101.2	96.7
滞繰分	55,000,000	465,587,168	97.7	58,338,988	87.7	12.5

V 平成20年度市税収入の構成

(単位：千円)



VI 歳入総額に占める市税の構成比

(単位：千円・%)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
歳入総額 (A)	110,438,029	101,899,240	102,575,300	104,579,807	112,472,223
市税収入 (B)	36,375,113	36,821,860	37,200,125	39,428,026	39,052,986
構成比 (B/A)	32.94%	36.14%	36.27%	37.70%	34.72%

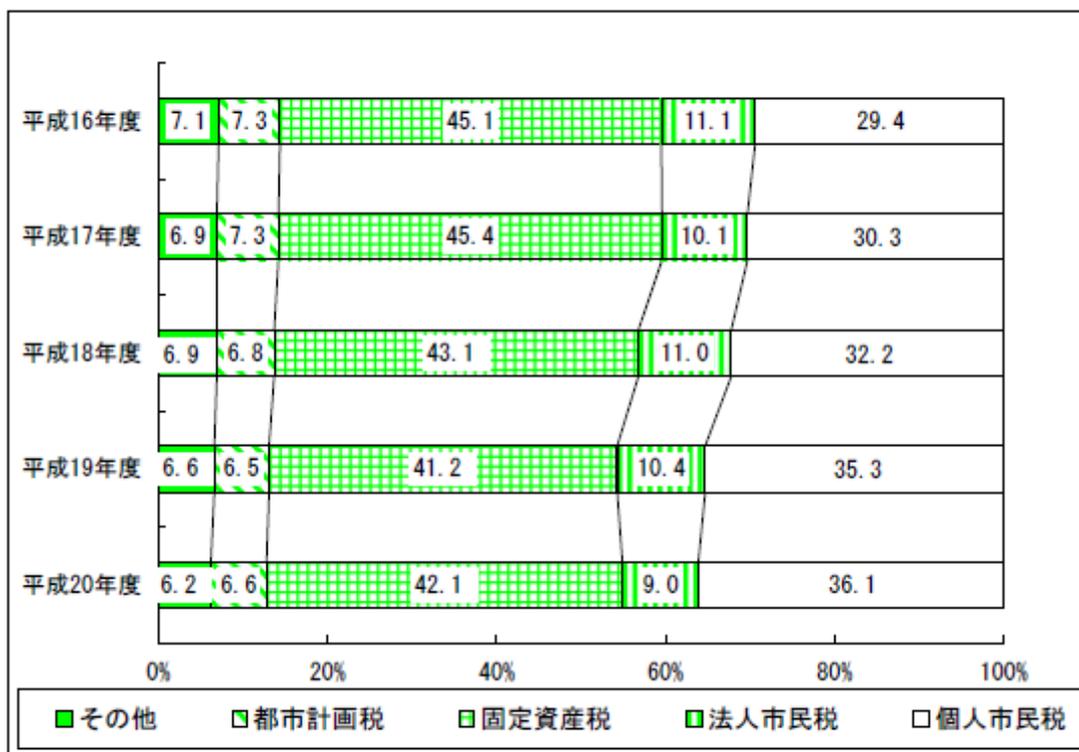
●16年度は、16年4月1日からの旧田主丸町・旧北野町・旧城島町・旧三猪町分を含む

Ⅶ 市税収入額の税目別構成比

(単位：%)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
個人市民税	29.4	30.3	32.2	35.3	36.1
法人市民税	11.1	10.1	11.0	10.4	9.0
純固定資産税	44.7	45.0	42.7	40.8	41.8
交・納付金	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3
軽自動車税	1.2	1.2	1.2	1.2	1.3
市たばこ税	5.9	5.7	5.7	5.4	4.9
特別土地保有税	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
入湯税	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
都市計画税	7.3	7.3	6.8	6.5	6.6

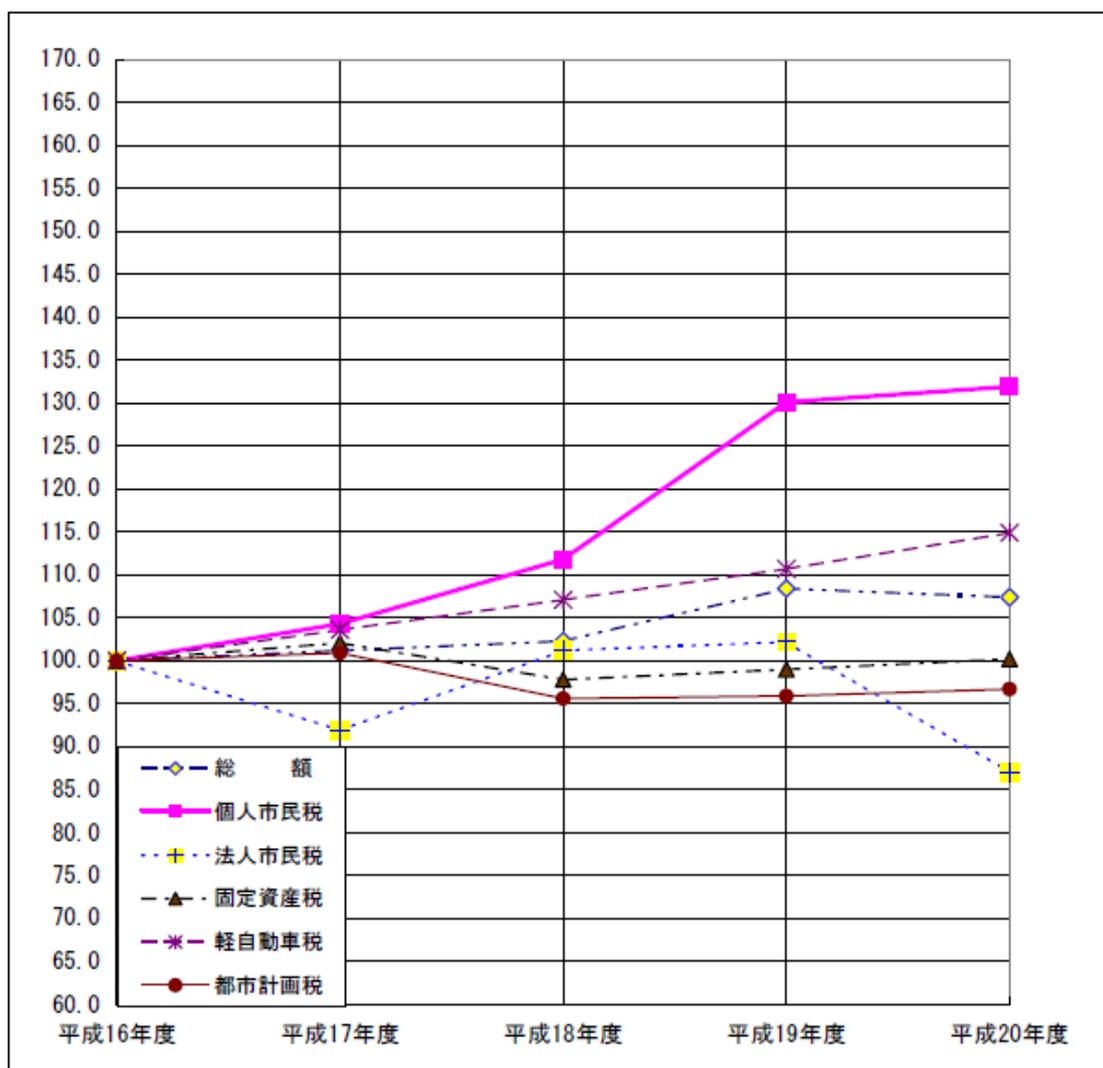
●16年度は16年4月1日からの旧田主丸町、旧北野町、旧城島町、旧三瀨町分を含む



●16年度は16年4月1日からの旧田主丸町、旧北野町、旧城島町、旧三瀨町分を含む

Ⅷ 市税収入額の伸長指数

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
総 額	100.0	101.2	102.3	108.4	107.4
個人市民税	100.0	104.3	111.8	130.1	131.9
法人市民税	100.0	91.9	101.2	102.2	87.0
固定資産税	100.0	102.1	97.8	99.0	100.2
軽自動車税	100.0	103.6	107.1	110.7	114.9
都市計画税	100.0	100.9	95.6	95.9	96.7



●16年度は、16年4月1日からの旧田主丸町、旧城島町、旧北野町、旧三猪町分を含む

IX 市民の市税負担額調

(単位：人・世帯・円)

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
3月末現在の人口		305,800	304,989	304,785	303,721	303,233
3月末現在の世帯数		114,376	115,922	117,301	118,315	119,352
個人市民税	1人	35,339	36,954	39,818	46,742	47,292
	1世帯	94,483	97,225	103,460	119,990	120,152
純固定資産税	1人	54,192	55,089	52,658	53,477	54,371
	1世帯	144,890	144,939	136,822	137,278	138,139
軽自動車税	1人	1,430	1,481	1,531	1,599	1,657
	1世帯	3,822	3,897	3,978	4,104	4,210
市たばこ税	1人	7,025	6,824	6,941	6,986	6,344
	1世帯	18,783	17,954	18,036	17,934	16,119
特別土地保有税	1人	0	0	0	0	0
	1世帯	0	0	0	0	0
入湯税	1人	20	18	14	14	13
	1世帯	53	46	37	35	32
都市計画税	1人	8,950	8,937	8,454	8,504	8,596
	1世帯	23,928	23,513	21,965	21,831	21,840
合計	1人	106,955	109,303	109,416	117,322	118,274
	1世帯	285,959	287,575	284,298	301,173	300,493

●16年度は、16年4月1日からの旧田主丸町、旧城島町、旧北野町、旧三瀧町分を含む

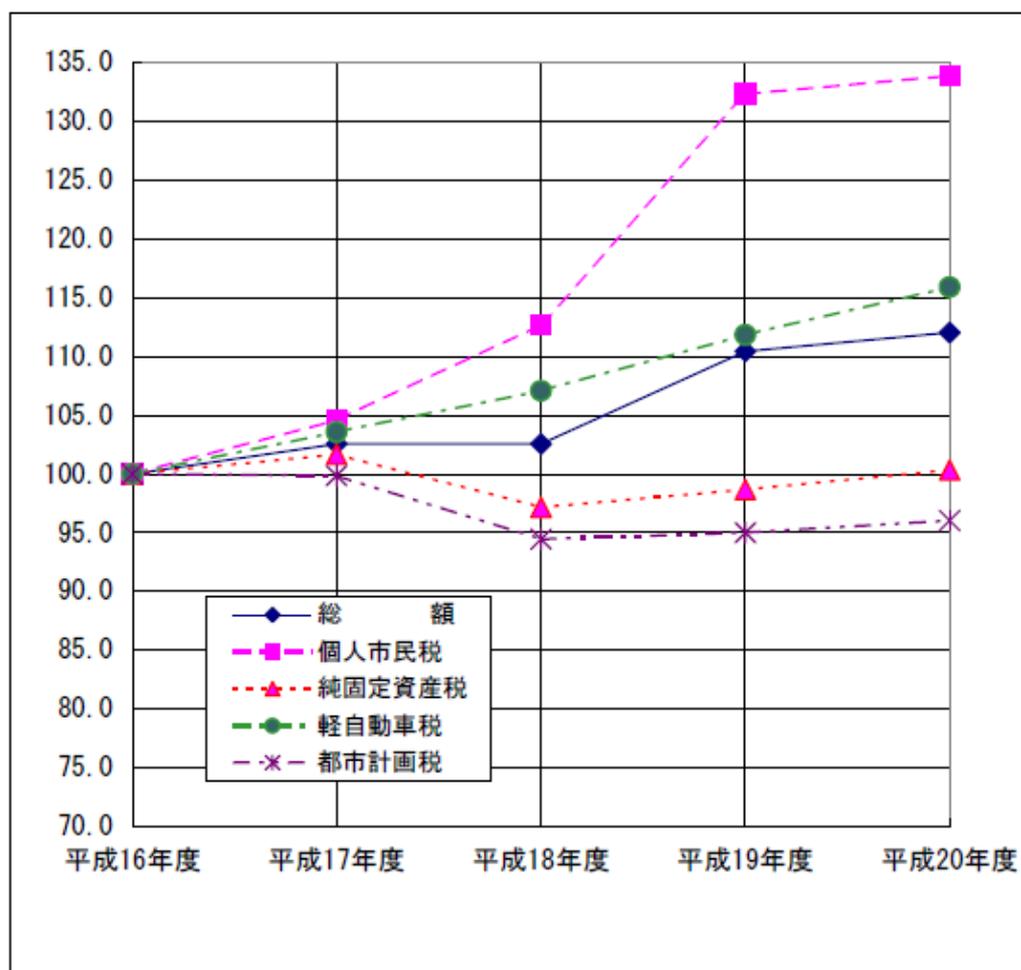
●現年課税分の最終調定額による

●法人市民税、交・納付金を除く

X 市税負担額の伸長指数

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
総 額	100.0	102.6	102.6	110.4	112.0
個人市民税	100.0	104.6	112.7	132.3	133.8
純固定資産税	100.0	101.7	97.2	98.7	100.3
軽自動車税	100.0	103.6	107.1	111.8	115.9
都市計画税	100.0	99.9	94.5	95.0	96.0

●16年度は、16年4月1日からの旧田主丸町、旧城島町、旧北野町、旧三瀧町分を含む



●16年度は、16年4月1日からの旧田主丸町、旧城島町、旧北野町、旧三瀧町分を含む

XI 徴収経費調

(単位：千円/%)

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
税 収 額	市税 A	36,375,113	36,821,860	37,200,125	39,428,025	39,052,986	
	個人県民税 B	4,231,931	4,410,121	4,870,167	8,772,584	9,192,451	
	合計 C	40,607,044	41,231,981	42,070,292	48,200,609	48,245,437	
人 件 費	基本給 D	504,843	483,737	471,142	473,317	447,332	
	手 当	超過勤務手当	42,437	43,334	36,477	42,577	45,583
		その他の手当	285,174	275,376	268,751	265,713	242,958
	小計 E	327,611	318,710	305,228	308,290	288,541	
	その他 F	144,664	145,590	149,281	139,331	134,067	
計(D+E+F) G	977,118	948,037	925,651	920,938	869,940		
需 要 費	旅費 H	3,282	2,049	1,910	1,706	1,819	
	賃金 I	18,567	20,184	32,390	35,302	33,064	
	その他 J	36,027	33,945	33,243	32,070	31,994	
	計(H+I+J) K	57,876	56,178	67,543	69,078	66,877	
報 奨 金	納税奨励金 N	36,791	0	0	0	0	
	その他 O	44,992	293	11	327	11	
	計(N+O) P	81,783	293	11	327	11	
その他 Q	187,098	117,174	360,319	214,145	214,450		
合計(G+K+P+Q) R	1,303,875	1,121,682	1,353,524	1,204,488	1,151,278		
県 民 税 徴 収 取 扱 費	通知書の数を基準にした金額 S	7,781	8,284	8,737	132	48	
	徴収額を基準にした金額 T	306,244	317,532	341,813	94,651	110,556	
	納税義務者数を基準にした金額 U	—	—	—	397,456	534,064	
	計(S+T+U) V	314,025	325,816	350,550	492,239	644,668	
差引(R - V) W	989,850	795,866	1,002,974	712,249	506,610		
税 収 に 対 する 割 合	R / C	3.2	2.7	3.2	2.5	2.4	
	W / A	2.7	2.2	2.7	1.8	1.3	

〈課税状況調第39表による〉

- 16年度は、16年4月1日からの旧田主丸町、旧城島町、旧北野町、旧三瀧町分を含む
- 18年度は「新収納・滞納整理・税証明トータルシステム」開発のための経費を含む
- 19年度は6月分より、個人市・県民税率が一律10%に変わった影響を含む
- 19年度より、県民税徴収取扱費の計算方法の変更あり
- 県民税徴収取扱費計には歳出還付・還付加算金を含む

第3章 市税の賦課・徴収事務

第1 総論

他の中核市との比較

他の中核市（候補市である8市を含む。以下同じ）の資料が平成19年度分しかないため、平成19年度分を比較した。（久留米市は平成20年4月1日に中核市へ移行）

I 市税収入

久留米市の市税収入は394億28百万円であり、歳入総額に占める割合は37.8%である。中核市の平均48.2%と比較してかなり低い。最も高い豊田市の69.6%の半分に近い。なお、後で述べる財政力指数は、市税収入の歳入総額に占める割合が高いほど1に近くなる傾向があるようである。

II 実質単年度収支

中核市49市平均△737,387千円、久留米市△590,974千円、歳入総額に対する割合はそれぞれ△0.53%、△0.57%であり、若干悪いようである。

III 財政力指数

財政力指数は、地方公共団体の財政上の能力を示す指数をいい、この指数が「1」に近いほど財政力が強いとみることができる。

久留米市の財政力指数は、0.710となっている。久留米市は49中核市中38番目に位置し、強いとはいえないようである。上記Iで述べたとおり市税収入を強化し、その割合を高める必要があるようである。

IV 経常収支比率

経常収支比率は、通常、財政構造の硬直度なり弾力性を示すものとされる指標であり、この比率が高いほど経常余剰財源が少なく、財政の硬直化が進んでいるといえる。一般的には、都市にあっては75%程度におさまることが妥当と考えられ、80%を超える場合には、その財政構造は弾力性を失いつつあると考えられている。

久留米市の経常収支比率は95.9%であり、かなり弾力性が失われている可能性がある。経常経費充当一般財源の減少を図るか、経常一般財源等の増加を図る必要がある。

V 実質収支比率

実質収支比率は、地方公共団体の決算剰余又は欠損の状況を財政規模との比較で表したもので、団体の財政規模とかその年度の経済の景況等によって一概には言えないが、3%～5%が望ましいと考えられている。

久留米市の実質収支比率は1.2%となっており、49中核市中37番目に位置しており、他の中核市と比較してもかなり悪いと思われる。実質収支の改善を図る必要がある。

VI 市税徴収率

久留米市の徴収率は 市民税92.5%（49市中下から7番目）、固定資産税83.7%（49市中最低位）、市税合計88.3%（最低位、岐阜市89.9%の他には80%台はない。）となっている。徴収率を上げるための方策が必要である。特に滞納繰越分の徴収率は14%～15%であり、20%以上が大半である他の中核市と比較しても著しく見劣りするものである。

第2 監査結果の要点

個別の税目等における監査意見はそれぞれの税目別の報告部分において詳細に述べているが、ここでは監査人が特に重要と考えた指摘事項ないしは要改善事項をまとめて記載する。

I 給与報告未提出事業者へのアプローチ

給与支払報告書については事業者からの自主提出が原則ではあるが、未提出の事業者へのアプローチが十分になされているか疑問が残る。まず未提出事業者の発見をシステム的に行い、その後未提出事業者へ未提出の理由、その後の改善策等について適切な指導ができるように、積極的に現体制の改善を図るべきである。

II 市税の収納率について

中核市との比較のところでも述べているが、久留米市の市税の収納率、特に滞納繰越分の収納率が著しく低いことは明らかである。個別の税目で見ても市税の大半を占める市民税、固定資産税ともに低調であるし、人口などで類似する中核市の中でも最低である。しかも、久留米市の過去5年間の収納率も改善されていない。

今後滞納繰越分の収納率を高める対策を講じていかなければならない。そのためには、

- ① 機動力のある職員の増員が必要である。

- ② 担当職員が十分な知識とノウハウを有するための研修の徹底と充実を図る。
- ③ 担当職員が十分な経験を積み重ねること。
- ④ 人事異動時には、十分な経験を有する担当者を配置し、新任職員に事案に応じた十分な指導ができるような体制が必要である。
- ⑤ 実務にあっては、常に経験者の助言を受けながらチームを組んで事案に当たる必要がある。

Ⅲ 滞納整理のためのマニュアルを作成すべきである。

職員研修資料が参考マニュアルとして利用されているが十分ではなく、担当者が法律に従って判断を行い、事案に応じて対応しているが、場合によっては納税者の公平を害する可能性が懸念されるため、ある程度客観的に判断が決まってくるような明確な基準と決裁権者が盛り込まれた滞納整理マニュアルを作成することが望ましい。

Ⅳ 財産調査を積極的に活用すべきである。

- ① 分割納付を認める際の判断材料としての財産調査が十分に行われていない。
- ② 財産調査はできるだけ早い段階で行うべきである。
- ③ 久留米市では基本的に金融機関や税務署、法務局に対して実施しており、金融機関等から入手した情報をもとに、事業者の場合の取引先や証券・保険会社等への調査を実施している。
インターネット銀行や高額動産に対する調査等もより広い範囲を対象として財産調査を行うべきである。
- ④ 担当者が事例に即して柔軟に財産調査を行うための基準や方法を具体化したマニュアルの作成が必要である。
- ⑤ 執行停止該当者には、少なくとも不納欠損を行うこととなる3年間の期間経過前に最終調査として滞納者の財産調査を再度実施すべきである。

Ⅴ 久留米市の行政情報システムの進捗状況について

- ① 久留米市の税務システムは賦課システム（ホスト）によって算出された税額が収納システム（C/S）へと連携されるが、賦課と収納が別システムとなっているため、その連携が一部複雑なものとなっている。
- ② コストと効率性の観点から業務システム全体を見直す必要に迫られている。
- ③ 財政緊縮の中で膨大なコストのかかる情報システムの見直しは大変難しい問題を含んでおり今後の重要な課題である。

Ⅵ 久留米市の情報セキュリティ対策について

- ① 情報セキュリティ研修・訓練は特定の職員だけでなく、すべての職員等を対象にかつ毎年度実施することが望ましい。
- ② 平成18年9月に『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』の見直しが行われ、外部委託業者との契約書に以下の項目を明記することが追加規定されたが、『久留米市情報セキュリティ規則』には盛り込まれていない。
 - ・委託元（市）による監査、検査
 - ・委託元（市）による事故時等の公表『久留米市情報セキュリティ規則』の改正を検討するとともに、既契約のものについては「覚書」を交わす等の検討が必要である。
- ③ 毎年自己点検を行い、セキュリティ意識の向上を図る必要がある。
- ④ 「情報セキュリティ監査」についても実施を検討すべきである。

第3 個人市民税

I 個人市民税の概要

1. 概論

(1) 意義

市民税は、所得に応じて納める所得割、それぞれ均等の額を納める均等割の2種類からなっている。

さらに、住民税は前年の所得をもとに課税する「翌年課税」であり、所得税（国税）は現年課税、但し住民税の中でも退職所得（分離課税）だけは現年課税の方式をとっている。

また、実際には市民税・県民税をいっしょに集めて県に払い込む形となっている。

(2) 課税対象者

原則として、その年度の1月1日（賦課期日）に久留米市に住所を有する人。

(3) 税額計算

$$(\text{所得} - \text{控除}) \times \text{税率} - \text{税額控除} + \text{均等割} = \text{税額}$$

(4) 所得

$$\text{収入} - \text{経費} = \text{所得}$$

(イ) 所得の種類

(総合課税所得)

事業所得・農業所得・不動産所得・利子所得・配当所得・給与所得・雑所得・
総合譲渡所得・一時所得

(分離課税所得)

譲渡所得・株式の譲渡所得・山林所得・退職所得

(ロ) 控除項目

(各種控除)

雑損控除・医療費控除・社会保険料控除・小規模企業共済等掛金控除・生命保
険料控除・地震保険料控除・寄附金控除

(本人控除)

障害者控除・寡婦（夫）控除・勤労学生控除

(扶養控除)

配偶者控除・配偶者特別控除・一般扶養控除・老人扶養控除・障害者控除・
特定扶養控除

(5) 税率

一律 10%（市⇒6% 県⇒4%）

※平成18年度税制改正（平成19年施行）により、所得税から個人住民税へ大規模な
税源 移譲がなされた（それまでは5%、10%、13%の3段階だった。）。

(6) 税額控除

調整控除・外国税額控除・配当控除・住宅借入金等特別税額控除（所得税で控除しき
れない者のみ）・寄附金控除

(7) 納付方法

普通徴収（個人納付）：納期は6月、8月、10月、翌年1月の年4回⇒納税通知書を
6月上旬に送付。

特別徴収（給与天引）：納期は徴収月（毎月）の翌月10日〔年度のサイクルは6月～
翌年5月〕⇒5月31日までに特別徴収義務者（事業所）を介して納税者に通知

(8) 申告と賦課徴収

〈申告〉

原則として毎年3月15日までに申告を要する。ただし、以下の者は申告を不要とする。

- ① 給与支払報告書、公的年金支払報告書の提出がある人で、前年中に給与以外の所得又は公的年金に係る所得以外の所得が無かった人
- ② 確定申告書を提出した人
- ③ 各市町村の条例で定める人

〈賦課徴収〉

- ① 所得税・法人市民税 ⇒ 申告納税方式（自分で税額を計算し納付する。）
- ② 住民税 ⇒ 原則として賦課課税方式（市町村が課税決定し納税通知書を送付する）

2. 個人市民税分析

久留米市の個人市民税の所得別構成は、平成21年度では、

- ① 給与所得を主とする者⇒84.1%
 - ② 営業所得を主とする者⇒5.4%
 - ③ 農業所得を主とする者⇒0.5%
 - ④ その他⇒10.0%
- となっており、絶対的に給与所得を主とする者の構成割合が高くなっている。

また、時系列でみていっても、

- ① 給与所得を主とする者 [17年度⇒81.7% 18年度⇒81.2%
19年度⇒83.3% 20年度⇒83.3% 21年度⇒84.1%]
- ② 営業所得を主とする者 [17年度⇒7.8% 18年度⇒7.5%
19年度⇒5.6% 20年度⇒5.6% 21年度⇒5.4%]
- ③ 農業所得を主とする者 [17年度⇒0.5% 18年度⇒0.4%
19年度⇒0.4% 20年度⇒0.4% 21年度⇒0.5%]
- ④ その他 [17年度⇒9.9% 18年度⇒10.9%
19年度⇒10.6% 20年度⇒10.6% 21年度⇒10.0%]

上記のように、徐々に営業所得を主とする者の構成割合が減少し、給与所得を主とする者の構成割合が増加している。

さらに納税義務者の構成割合を比較すると、平成21年度では、① 給与所得を主とする者⇒78.8%、② 営業所得を主とする者⇒5.3%、③ 農業所得を主とする者⇒0.8%、④ その他⇒15.0%となっており、人数においても給与所得を主とする者の構成割合が高くなっている。

また、時系列でみると、

- ① 給与所得を主とする者 [17年度⇒81.6% 18年度⇒77.8%
19年度⇒78.2% 20年度⇒78.5% 21年度⇒78.8%]
- ② 営業所得を主とする者 [17年度⇒6.3% 18年度⇒6.0%
19年度⇒5.8% 20年度⇒5.6% 21年度⇒5.3%]
- ③ 農業所得を主とする者 [17年度⇒0.8% 18年度⇒0.8%
19年度⇒0.8% 20年度⇒0.8% 21年度⇒0.8%]
- ④ その他 [17年度⇒11.2% 18年度⇒15.3%
19年度⇒15.1% 20年度⇒15.1% 21年度⇒15.0%]

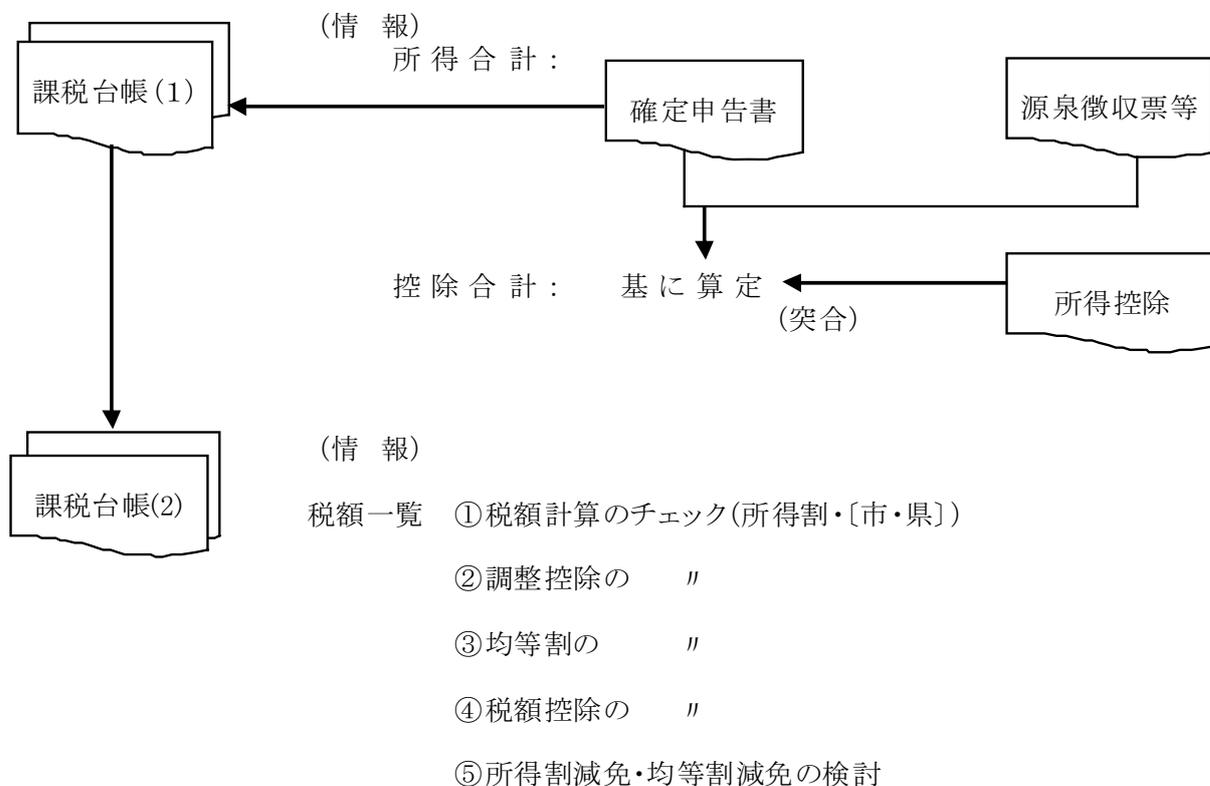
上記のように税額と違い、納税義務者の人数構成比率には、さほどの増減はみられない。

また、平成19年度の個人住民税の急増理由は、国税との税源移譲にともなうものである。

[市税収入額の伸長指数平成16年度を100とした場合、H17⇒104.3、
H18⇒111.8、H19⇒130.1、H20⇒131.9] (p17参照)

3. アプローチ

[セミ・フロー]



[監査アプローチ]

(申告有)

(1) 通常のチェック → 課税台帳(1)(2)を基に所得合計・控除合計・税額計算の検討を行う。

(2) 延滞・分納・強制執行等の場合、その状況を検討する。

(申告無)

(1) 対法人 → 「給与支払報告書」等の未提出会社に対する役所のアプローチの妥当性をチェックする。

(2) 対個人 → 無申告者の発見等、役所のアプローチの妥当性をチェックする。

4. 税額計算

市民税は、基本的には申告所得金額の合計所得金額を基礎に算定され、所得割に対しての税率は10%（市民税6%・県民税4%）で計算される。

しかし、この計算の基礎となる所得控除の金額については、同じ項目でも所得税と住民税では特に人的控除の面で相違が見られる。

例えば、

- ①生命保険料控除の一般の限度額（住⇒7万円 所⇒10万円）
- ②障害者控除〔住⇒26万円(特別障害者：30万円) 所⇒27万円(特別障害者：40万円)〕
- ③寡夫控除（住⇒26万円 所⇒27万円）
- ④寡婦控除〔住⇒26万円(特別の寡婦⇒30万円) 所⇒27万円(特別の寡婦⇒35万円)〕
- ⑤一般の扶養控除（住⇒33万円 所⇒38万円）
- ⑥一般の配偶者控除（住⇒33万円 所⇒38万円）

等数多くあり、さらには基礎控除自体、住民税では33万円、所得税では38万円であるため、当然のごとく合計所得が同じであったとしても課税所得は所得税と住民税では違ってくることになる。

そして、この課税所得を対象に課税されるが、所得税にはない「調整控除」がなされている。この「調整控除」は、合計課税所得を基礎として行われる。ただし、申告分離課税等に係る所得は除外される。

(1) 合計課税所得金額が200万円以下の場合、①と②のいずれか小さい金額の5%
(市：3%・県：2%)

- ① 人的控除額の差の合計額
- ② 個人住民税の合計課税所得金額

(2) 合計課税所得金額が200万円超の場合

[人的控除額の差の合計額－(個人住民税の合計課税所得金額－200万円)]×5%
(市：3%・県：2%)

但しこの額が2,500円未満の場合 市：1,500円 県1,000円となる。

↓

[人的控除額の差の合計額－(個人住民税の合計課税所得金額－200万円)] ≤ 5万円

例えば、①総所得1,695,000円〔不動産(3,126,312円)＋給与所得(1,500,000円)－控除合計(2,930,600円)〕÷1,695,000円〕＋②分離の長期譲渡⇒129,246,000円＋③分離課税⇒41,034,000円＝171,975,000円だったとしても調整控除の対象となるのは、①1,695,000円のみである。

よって前述の①200万円以下に該当することになる。

次に、人的控除の金額であるが、前述のように所得税法上の人的所得控除金額(配偶者控除⇒38万円＋扶養控除⇒76万円＋基礎控除⇒38万円＝152万円)－住民税法上の人的所得控除金額(配偶者控除⇒33万円＋扶養控除⇒66万円＋基礎控除⇒33万円＝132万円)＝20万円

人的控除額の差の合計額(20万円) < 個人住民税の合計課税所得金額169万5千円となるため、20万円×5%＝10,000円(市：4,000円 県：6,000円)となる。

最終的にこの調整控除後に税額控除である配当控除・住借控除等さらに所得割・均等割減免控除後に納付税額の算定を行う。

そして、当該税額計算が妥当かどうか以下の手続によって検証する。

個人市民税課税額トップ100リストを作成し、その中からランダムに50名の「課税台帳(1)」・「課税台帳(2)」を入手し、「課税台帳(1)」に関しては合計所得金額を確かめるために「確定申告書」と突合し、その基となった「源泉徴収票」等と突合する。また、控除合計の金額を確かめるために「所得控除一覧表」と突合する。特に所得税と相違する控除金額に注意を払う。

次に、「課税台帳(2)」に関しては税率表と突合して、前述の「調整控除」また、配当控除・住借控除等が法定通りなされているかの検証を行う。

税額計算をサンプル後、各種確認と突合して実施したが、全てについて適切に処理されていた。

ただし、注意を要するのは① 所得税法上は「寄附金」控除の対象となるが、市民税上該当しない件数2件、② 所得税法上「雑所得⇒年金」の記載はないが、市民税上あった件数⇒2件 これは、久留米市に対しては社会保険庁からダイレクトに年金のデータが来るため、「確定申告書」に記載がなくとも市の方でダイレクトに入力するとのことである。

5. 減免関係

市民税減免については、徴収の猶予、または納期限の延長等によっても到底納税が困難と認められるような担税力の薄弱な者に対して、減免事由発生以降に納期の到来する当該年度納税額に係るものを対象としている。

久留米市市税条例第34条第1項に該当した場合に減免となるが、1. 生活保護、2. 所得の減少、3. 学生及び生徒、4. 公益法人、5. 災害による損害、6. 農業災害、7. その他に区分される。

生活保護の場合、生活保護法の規定による生活扶助の適用を受ける者、また、これ以外の公的扶助を受けている者が該当する。

所得の激減については、前年度の合計所得の減少割合に応じて減免割合が規定されている。

学生及び生徒は、賦課期日後、所得税法第2条第1項第32号に規定する勤労学生になった場合に、前年度の合計所得金額が地方税法第295条第1項第2号の金額以下の場合には全額、それ以上の場合には所得割額の50%以内で減免される。

公益法人においては、収益事業を行わない法人は全額減免される。

災害による損害・農業災害についても、前年度の合計所得金額、損害程度によって減免割合が決定される。

さらに、その他特別の事情があり、市長が特に減免を必要と認めるものに対しては、市長の認める額が減免される。

次に減免がある場合には、以下の手続を実施して、減免の妥当性をチェックする。

最初に、「減免対象者リスト」からサンプリングし、その人の「課税台帳」を入手し、減免理由等、また、入力前・入力後の変更について検討することにより、前述のどの項目に該当になったから減免になったのかを検証する。

そして「市・県民税の減免申請」を入手し、この申請のために必要な書類、例えば「生活保護受給証明書」、「給与証明書」等を入手し、減免になるための具備要件が満たされているか、書類等の入手は適切になされているか等について検証するとともに減免申請の妥当性をチェックする。

さらに、相手方には通知が適切になされているが、もし減免棄却がなされている場合には、棄却理由等を記載した通知が適切になされているのかの検討を行う。

減免対象者リスト19名の内、生活扶助の対象者がほとんどであり、減免対象となる時点で、つまり、生活扶助の開始時期(生活保護受給証明書により確認)と減免開始の時期は

適切に処理されている。

減免対象者リスト・課税台帳・減免申請について精査したところ、いずれも減免額等の最終は、正確には認識されているが、ケアレス・ミスの原因で以下の事項が確認された。

(1) 減免対象者リストに「減免前年税額」と「減免後年税額」の記載がなかった件数⇒
3件

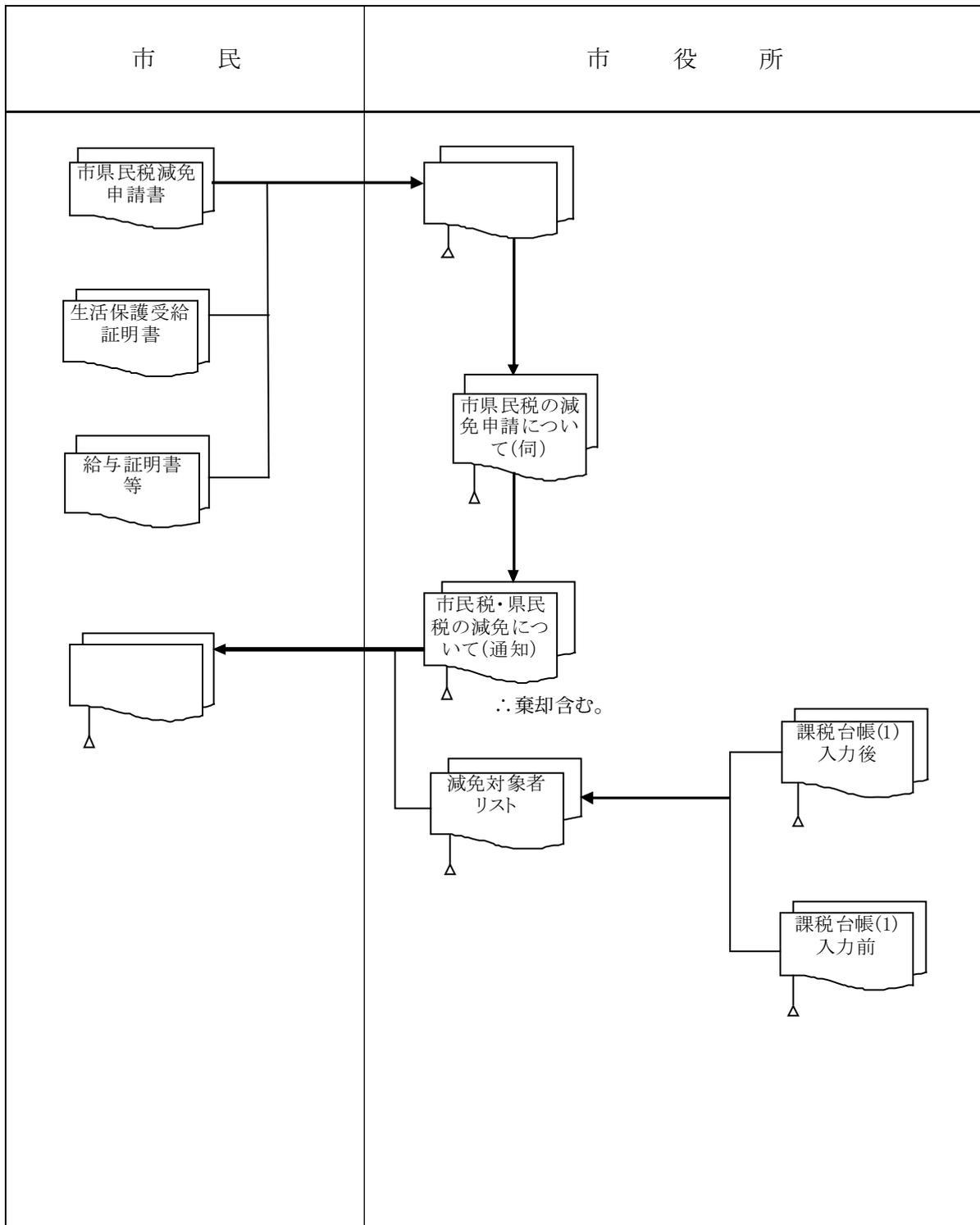
本来は減免処理で行わなければならないものを、課税取消処理で行ったため、数字が表示されなかった事項

(2) 減免対象者リストの数字と課税台帳・減免申請書との数値が違う案件⇒2件

①「市・県民税の減免申請」(手書)の減免額の記載が違っており、「課税台帳」記載が正しいことが判明した。この原因は単純なケアレス・ミスであるが、減免申請書には承認印があるため、今まで以上に正しいチェックが必要と思われる。

②「課税台帳」のプリント・アウトの段階のミスが1件あったが、正しい「課税台帳」を入手し、確認した。

市民税減免フロー・チャート



6. 過誤納金還付状況

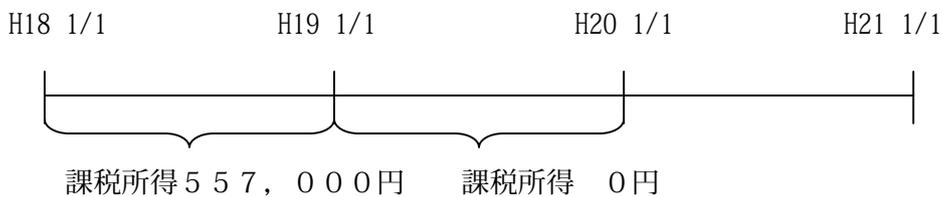
過誤納金還付の内容は、①納税者が誤って2重支払をした場合⇒「誤納金」、②課税する側で課税の更正がある場合⇒「過納金」

法人市民税の場合、予定納税の還付がほとんどであり、平成20年度の還付額が800万円になったのは経済環境の激変により企業収益が下がったためである。

しかし、市・県民税の場合「翌年課税」のため、更正等による還付がほとんどだが、平成20年度は、税源移譲に伴う経過措置のため、納税者の申告に基づく還付が発生した。次に、具体的な事例をサンプリングし検討する。

例) H18 1/1～12/31：課税所得⇒557,000円

H19 1/1～12/31：課税所得⇒0円



● H18 1/1～12/31 に対する翌年課税

〈税源移譲後税金〉

市：557,000円 × 6% - 1,500 = 31,920 (イ)

県：557,000円 × 4% - 1,000 = 21,280 (ロ)

〈旧税率料金〉

市：557,000円 × 3% ≒ 16,700 (ハ)

県：557,000円 × 2% ≒ 11,100 (ニ)

〈新・旧差額〉

市：(イ) 31,920 - (ハ) 16,700 ≒ 15,200 (減額金額)

県：(ロ) 21,280 - (ニ) 11,100 ≒ 10,100 (")

本来ならば、平成19年1/1～12/31の間に課税所得があり、所得税が発生するならば、税源移譲（所得割：市3%→6% 県2%→4%）後の税率により市・県民税を算定し、この差額を所得税から控除(調整)すれば良いのだが、所得税の発生がない場合には、経過措置として市・県民税を税源移譲前の市・県民税額まで減額することができる。〔20年度のみ〕

ただし、対象者は平成20年7月1日～31日までの間に、平成19年1月1日現在の

住所所在地の市町村に申告する必要がある。

この面においても「翌年課税」制度の限界と思われる。

7. 未申告者・無申告者に対する調査

具体的には不申告になっている者の中から前年度給与所得があるものを抜き出し、所得金額が315,000円以上ある者の調査を行う。

そして、課税画面・給報・異動届等を確認の上、事業所へ問い合わせ給報提出を依頼する。

このように、前年実績を前提に個人サイドからのアプローチであるが、例えば新規法人に対する未提出のアプローチ等について検討してみる。

8. 給与支払報告書未提出事業所への調査

[平成20年当初課税資料数(12月末)]

①給与支払報告書	:	202,904件
②市民税申告書	:	20,569件
③確定申告書	:	57,473件
④年金(給報)	:	25,820件
⑤〃(社保庁)	:	71,174件
合 計		377,940件

無申告者のチェックは完璧には無理と思われるが、比較的上記の内、税務署・社会保険庁等外部からの情報のオンライン入力チェックがなされているものもある。

また、前年提出実績に基づき、事業所に電話確認し、提出依頼をしている。

しかし、給与支払報告書については事業者からの自主提出が原則であり、この事業所が提出すべき「給与支払報告書」(特に新規設立法人等)の未提出の事業所に対するアプローチが十分なされているかどうか疑問が残る。この理由は、ひとつには法人システムと個人システムに関連性がないためである。

例えば、5,000事業所があり、そのうち100か200か不明であるが、未提出の可能性はないのかの検討が必要と思われる。

これについては、まず、未提出があるのかどうかを発見するアプローチからはじまり、その発見後、未提出会社に対してのアプローチの方法を検討し、速やかに提出をうながす方法を考え、実施すべきと思われる。

その第一段階目のアプローチ、つまり発見アプローチであるが、全事業者リストを入手し、未提出かどうかのチェックを系統的に解決すべきと思われる。

次に第二段階目として、その事業所に未提出の理由、その後の改善策等について適切な指導が出来るように、積極的に現体制の改善を図るべきと思われる。

但し現在、前述の法人システムと個人システムとの関連性については、今後検討していくとの事である。

II 監査手続

Client 市民部		Theme	No.		
No.	監 査 手 続	調査番号	実施日	実施者	
1	個人市民税課税額TOP100リストを（課税課）に作成してもらい、その中からランダムに50名の「課税台帳（１）」・「課税台帳（２）」を作成してもらう。（別紙 フロー・チャート有）				
2	「課税台帳（１）」に記載の所得合計・控除合計を検証するため、以下の手続を実施する。 （１）所得合計の金額を確かめるため、「確定申告書」と突合したり、その基になった「源泉徴収票」と突合する。 （２）控除合計の金額を確かめるため、「所得控除一覧表」と突合する。特に所得税の控除と違う控除（基礎控除等）に注意を要する。				
3	「課税台帳（２）」に記載の税額を検証するために、以下の手続を実施する。 （１）所得割・均等割の税額計算を「税率表等」と突合する。 （２）調整控除（人的控除の差の合計）について、法定通りなされているか検討する。 （３）税額控除がある場合には（配当控除・住借控除等）、法定通りなされているか検討する。				
4	所得割減免・均等割減免がある場合には、内容が妥当か減免対象者リストからサンプリングし、以下の手続を実施する。（別紙 フロー・チャート有） （１）課税台帳を入手し減免理由等又入力前・入力後の変更を検討する。 （２）市・県民税の減免申請を検討し、具備用件の検討、さらには減免についての審査・免除金額が妥当か検討する。 （３）相手方への通知、とくに棄却の場合には、相手方に対しての説明等を検討する。				

Ⅲ 税制度上の特性

住民税は前年の所得をもとに課税する「翌年課税」であり、所得税（国税）は「現年課税」となっている。ただし、住民税のなかでも退職所得（分離課税分）だけは「現年課税」となっている。

また、人的控除についても住民税と所得税には相違があるため、課税所得が異なってくる。

Ⅳ 問題点

1. 減免関係について

減免関係の諸事務は概ね正確に処理されているが、事務処理ミスにより次のような案件が見受けられるので、今後より一層の事務の正確性が求められる。

- ・ 減免対象者リストに「減免前年税額」と「減免後年税額」の記載がないケース
- ・ 減免対象者リストの数値と課税台帳・減免申請書との数値が異なるケース

2. 給与支払報告書未提出事業者について

給与支払報告書については事業者からの自主提出が原則ではあるが、未提出の事業者へのアプローチが十分になされているか疑問が残る。

第1段階の発見アプローチとして、全事業者リストを入手し、未提出かどうかのチェックを体系的に行う必要がある。次に第2段階のアプローチとして、未提出事業者へ未提出の理由、その後の改善策等について適切な指導ができるように、積極的に現体制の改善を図るべきである。

また、これらのアプローチを効果的に行うために、法人システムと個人システムの連携について検討が必要と考えられる。

第4 法人市民税

I 法人市民税の概要

1. 法人市民税の概要

(1) 納税義務者

法人市民税の納税義務者は、次の者である。

- ① 久留米市内に事務所又は事業所を有する法人
- ② 久留米市内に寮、宿泊所、クラブ、その他これらに類する施設を有する法人で、久留米市内に事務所又は事業所を有しないもの

法人市民税は、①に掲げる者に対しては均等割額及び法人税割額の合計額が、②に掲げる者に対しては均等割額が課税される（地方税法第294条）。

また、公益法人等で収益事業を行うもの、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの（「人格のない社団等」という。）は、法人とみなして市民税に関する規定が適用される。

ただし、地方税法第296条第1項の規定により均等割を課することができない公益法人等を除く。

(2) 税率

法人市民税は、均等割及び法人税割から構成され、それぞれ次のように税額、率が定められている。

① 均等割額の税率

個人市民税の均等割額と同様、広く負担を求めるものであり、次の表のように定められている。

均等割額は、年額であり、久留米市内に事務所または事業所を有していた月数に応じ月割計算で算定される。

② 法人税割の税率

法人税割は、法人の所得に応じて負担するもので、税率は法人税額に対し14.7%となっている。

③ 1市4町合併に伴う不均一課税の特例

旧4町にある法人で、資本金1億円以下でかつ従業員数が100人以下の法人は、平成17年2月期決算から平成22年3月期までの決算分については、合併特例で12.3%の税率となっている。

均等割額の税率表

資本等の金額	久留米市の従業者数 (50人超)	久留米市の従業者数 (50人以下)
50億円を超える法人	300万円	41万円
10億円を超え、50億円以下の法人	175万円	41万円
1億円を超え、10億円以下の法人	40万円	16万円
1,000万円を超え、1億円以下の法人	15万円	13万円
1,000万円以下の法人、その他の法人	12万円	5万円

(注) 資本等の金額：資本の金額又は出資金額と資本積立金額の合計

(3) 申告期限

法人市民税の申告期限については、次のとおりである。

確定申告	事業年度終了の日の翌日から原則として2ヶ月以内
中間(予定)申告	事業年度開始の日以後6ヶ月を経過した日から2ヶ月以内

(4) 納付

確定申告書又は中間申告書の提出期限までに納付することを要する。

2. 課税の状況

(1) 法人市民税の年度別調定額

法人市民税の年度別調定額は次のとおりとなっている。

(単位：千円)

区分	年度	調定額		法人市民税 割合①/② %
		法人市民税①	市税総額②	
現 年 度 分	16年度	4,043,112	36,893,939	10.9
	17年度	3,729,965	37,210,882	10.0
	18年度	4,063,453	37,560,099	10.8
	19年度	4,148,532	39,925,858	10.3
	20年度	3,518,831	39,506,084	8.9

滞納繰越分	16年度	96,064	4,541,442	2.1
	17年度	103,533	4,708,481	2.1
	18年度	113,152	4,723,479	2.3
	19年度	85,214	4,721,622	1.8
	20年度	107,896	4,840,319	2.2
合計	16年度	4,139,176	41,435,381	9.9
	17年度	3,833,498	41,919,363	9.1
	18年度	4,176,605	42,283,578	9.8
	19年度	4,233,746	44,647,480	9.4
	20年度	3,626,727	44,346,403	8.1

※ 調定額には未納額を含む。

法人市民税調定額は、平成19年度まで景気回復により増加してきたが、経済環境の激変により、平成20年度は前年比減となっており、市税総額に占める割合も低下している。

(2) 納税義務法人数等の推移

納税義務法人数及び1社当たりの法人市民税調定額は次のとおりである。

年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
法人数	6,451	6,713	6,829	6,956	6,941
1社当たりの調定額(円)	626,741	555,633	595,028	596,396	506,963

(3) 法人市民税の業種別構成

法人市民税の業種別構成は次のようになっている。(単位：%)

年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
製造業	23.1	28.4	25.3	25.6	21.0
卸小売業	19.5	21.7	20.8	19.8	23.3
金融保険業	12.7	14.6	20.2	18.6	16.1
建設業	6.7	6.3	5.5	6.6	6.4
サービス業	8.3	10.4	10.2	11.0	14.0
その他	29.7	18.6	18.0	18.4	19.2

(4) 法人市民税における上位10社の占める割合

法人市民税調定額における上位10社の法人市民税に占める割合は、平成19年度、平成20年度についてみると次のとおりである。

年度	19年度	20年度
上位10社の税額(千円)	3,288,648	2,660,875
法人市民税総額に占める割合%	79.2	75.6

法人市民税総額に占める上位10社の法人市民税額の割合は、70%以上となり、上位の法人の業績により法人市民税が大きく左右されることになる。

(注) 上記(1)、(2)、(3)の表は平成21年度版税務統計より作成し、(4)の表は資料「業種別法人上位10社」より作成している。

II-1 課税事務及び監査手続

1. 事務処理の流れ

法人市民税は、法人税に連動して税額を算出し、申告・納付する方法が取られている。このため、主な事務は次のようになる。

- ①法人市民税申告書の入力によるデータベースの作成
- ②未申告法人の調査等

2. 法人市民税申告書のデータベースの作成について

提出された申告書より申告内容の点検を行いながら入力によりデータベースの作成が行われている。

・監査手続

法人市民税のデータベースが提出申告書に基づき適正に作成されていることを確認するため、抽出した「申告書照会」リストと提出された申告書との照合を30件実施した。

3. 未申告法人の調査等

(1) 未登録法人の調査

① 法務局への設立届け済み法人

法人の新規設立や法人の異動届事項があり、法人登記に変動があった事項については、法務局より税務署にデータが提供されることになっている。

市は税務署より登記事項調査表の提供をうけ、登記事項調査表と法人より提出の法人設立（変更）届出書との照合を行い、設立等の法人から漏れなく届出書の提出が行われているかの検証が行われている。

登記済み法人で、設立設置届出書の提出がない法人については、「設立設置届の提出について（お願い）」の文書を送付して、届出の督促がなされている。

文書による督促を行っても提出がない場合、電話連絡や現地調査を行い、法人の存在の有無を確認、提出の要請が行われる。現地に法人が存在しない場合、調査は打ち切りとなっている。

現地調査に関し、いつ誰がどのような調査をしたのかの調査過程を記録した帳簿等は特に作成されておらず、登記事項調査表の「登記すべき事項」欄にメモ書き程度に記載されているにすぎない。

② 事業所設置に関する未届け法人

市に事務所、事業所があり、継続して事業活動を行っているが、市に登録がなく、申告をしていない法人の把握については、登記調査以外の方法による情報の収集が必要となる。

市民税課では、以下の方法で未届法人の把握に努めている。

(イ) 主な調査方法

a 市の他の部課からの情報の入手

市民税課として、都市建設部の建築指導課からの施工期間6カ月以上の建築物の施工者、施工期間等の情報の入手による調査や商工労働部からの事業所設置の情報入手による調査により把握に努めている。

b 総合支所からの事業所設置情報と提供

市は、旧4町との合併に伴い、それまでの町役場を総合支所として設置しているが、その総合支所から事業所設置等の情報の提供を受けている。

c 大規模商業施設業者からの情報入手

小売店が入居する大規模商業施設を展開する業者から、新規の小売業者の店舗設置の把握のため、出店テナントの情報の提供を受けている。

d その他

市民税課の者が、普段の生活の中で、店舗の出店や建築工事に気がついたとき、登録の有無が確認されている。

(ロ) 調査結果

調査の結果、平成19年度、20年度の未登録業者の把握は次のようになっている。

年度	建築課	商工部	支所	商業施設	計
19年度	2	1	1	10	14
20年度	4	1	0	7	12

・監査手続

法人市民税の担当者への質問や次の関係資料の閲覧、照合により法人の登録の把握の網羅性の検討を行った。

登記事項調査表

設立設置届の提出について（お願い）

施工期間6カ月以上の建築物の調査について（依頼）

商業施設への出店調査依頼文書

決裁書

(2) 登録済未申告法人の調査

① 未申告法人の把握事務

未申告法人の把握については、福岡県の税務課より次の資料の送付をうけており、市独自の方法は取っていないとのことである。

資料「福岡県税務課より久留米市への市町村民法人税割に係る課税標準額等の通知書」

この資料より、法人等の課税状況調査票が作成され、これを基に未申告法人に対し地方税法第321条の11の規定による法人市民税の決定が行われている。

法人等の課税状況調査票には、県税事務所での課税標準、確定申告の有無、処理年月日等の市の決定の根拠が記載される。決定の結果、法人等市民税決定通知書が作成され、納付書とともに未申告法人に送付されている。

なお、未申告法人に対しては、自主申告は取られておらず、すべて決定処分の方法が取られている。決定処分の決裁は、随時に行われ、これにより決定件数、法人税割及び均等割の確定が行われている。決定法人数の年間の集計等の資料の作成は無いとのことである。

② 未申告法人の把握事務の結果

(イ) 法人市民税の決定額

平成19年度及び平成20年度の10月から3月までの期間における法人市民税決定額は次のとおりである。

(単位: 円)

	19年度	20年度
法人税割	139,200	23,300
均等割	2,859,700	1,070,800
計	2,998,900	1,094,100

(ロ) 法人市民税の決定法人数等

a 決定法人数

平成19年度及び平成20年度の10月から3月までの期間における決定の法人数は次のとおりである。

内 容	法人数		備考
	19年度	20年度	
決定通知書発送	42	19	
内訳			
前年度に申告ありの法人数	23	9	※1
前年度に決定の法人数	18	9	※2
新規設立法人数	1	1	

※1 前年度に申告が行われているが、当年度は決定の法人数である。

※2 前年度に決定が行われ、当年度も決定の法人数である。

b 数期間にわたり未申告の法人数

平成19年度の決定法人数の中には、次のように数期間にわたり未申告の法人が存在している。

決定年月	法人名	未申告期間	市民税 納付状況	20年度 申告の有無
H19/10	A社	H15/4- H18/3	納付	申告有
H19/10	B社	H14/4- H17/3	未納	申告無
H19/11	C社	H14/9- H18/8	未納	申告無
H20/ 1	D社	H15/12- H18/4	納付	申告無

決定により市民税決定通知書が送付されるも市民税未納の場合、督促状が送付されるが上記の市民税未納法人に対しては、未納数期間分の枚数の督促状が同日付で送付されている。

・監査手続

平成19年度、20年度の市民税決定につき、次の関係資料間の照会、担当者への質問等により、未申告法人に対して、適時に申告の督促等の手続が取られているかについて検証した。

福岡県税務課より久留米市への市町村民税法人税割額に係る課税標準額等の通知書

法人税の課税状況調査票

法人市民税決定調書

決裁書

法人市民税決定通知書

4. 法人市民税の減免処理

法人市民税の減免については、地方税法第323条及び久留米市市税条例第34条第1項に規定されており、さらに取り扱いに関し、減免に対する取扱要綱が定められている。

減免の趣旨は、収益事業を営まない公益法人等に対して、当該法人が行う事業の公共性、公益性を判断して行われるものであり、減免の率は、均等割の税率の全部とされている。

対象となる法人は、次に掲げる法人で、地方税法施行令第47条に規定する収益事業を営まないもののうち①、②に掲げられるもの、及び公益を目的とする特別法によって法人格を与えられた団体で、③から⑥に掲げられるものとされている。

- ① 公益社団法人及び公益財団法人
- ② 一般社団法人及び一般財団法人のうち、法人税法第2条第9号の2に規定する非営利法人
- ③ 地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき認可を受けた地縁による団体
- ④ 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人
- ⑤ 建物の区分所有等に関する法律・マンションの建替えの円滑化等に関する法律に規定する法人
- ⑥ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する法人

減免は、法人からの申告行為によって毎年行われる。申請は、年度終了月の翌月末日前7日までに、減免申請書に必要な書類を送付して市長に提出するものとされている。

添付書類は、減免申請書の記載要領に記載されており、法人設立期以外の場合、前年度決算書、法人市民税申告書、事業活動報告書となっている。

減免処分が決定されたときは、減免決定通知書が申請者に交付される。

久留米市の平成20年度の減免処理状況は次のとおりである。

減免法人数 48法人 減免額 2,341,600円

- ・ 監査手続

減免処理が、所定の手続きにより正しく行われているかにつき、決裁書の閲覧、減免申請一覧表と減免申請書及び添付資料や減免決定通知書との照合を平成20年度分について行った。

5. 中間（予定）申告事務の適否について

地方税法第321条の8第1項では、普通法人につき、次の中間（予定）申告を規定している。

(1) 前期の実績による中間申告

普通法人は、その事業年度が6月を超える場合には、当該事業年度開始の日以後の6月を経過した日から2月以内に中間申告書を提出することになっている。

ただし、次の税額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合は、申告を要しないこととされている。

$$\text{税額} = \text{前事業年度の確定法人税額} \times 6 / \text{前事業年度の月数}$$

(2) 中間決算による中間申告

中間申告書を提出すべき普通法人が当該事業年度開始の日以降6月の期間を1事業年度とみなして当該期間に係る所得又は欠損金額を計算した場合、それによる中間申告書を提出できることとなっている。

(3) 申告書未提出の場合

中間申告書を提出する義務のある法人がその提出期限までに提出しなかった場合、前期の実績による中間申告による税額と同額の申告書の提出があったものとみなされ、その税額を納付しなければならない。

- ・ 監査手続

中間申告事務が法令等に準拠し適切に行われているかにつき、書面による質問により確認した。

6. 法人市民税の還付

- ・ 中間納付額の還付又は充当

法人税法の規定による申告書の法人税額に基づいて算定した法人市民税額が、中間申告の規定に基づいて算定して申告納付した金額、又は申告納付すべき金額に満たないときは、その満たない金額に相当する法人市民税額の中間納付額を返還し、又は未納の税額に充当するものとされている。

- ・監査手続

法人市民税の還付手続が適正に行われているかにつき、平成20年11月分の次の資料間の照合により確認した。

- ・誤納還付／還付通知書発送者リスト ————— 納税課で出力
- ・還付決定書
- ・過誤納金還付通知書 ————— 納税者に送付

II-2 収納事務及び監査手続

1. 収納事務

収納事務とは、市民税課において課税され租税債権が確定後、この税額を収納する事務であり、納税課において行われている。

納期限までに完納しない納税者に対しては、納期限後20日以内に督促状が發送される。

2. 法人市民税の収納の状況

(1) 収納額及び収納率比較

年度毎の収納額及び収納率比較は次のとおりである。

平成21年度版税務統計より

(単位:千円、収納率 %)

年度	現年度分		滞納繰越分		合計	
	収納額	収納率	収納額	収納率	収納額	収納率
平成16年度	4,022,459	99.5	9,037	9.4	4,031,496	97.4
平成17年度	3,698,105	99.1	8,319	8.0	3,706,424	96.7
平成18年度	4,057,937	99.9	20,707	18.3	4,078,644	97.7
平成19年度	4,114,709	99.2	7,385	8.7	4,122,094	97.4
平成20年度	3,500,409	99.5	6,194	5.7	3,506,603	96.7

(2) 収納率の他の中核市との比較

年度毎の収納率の他の中核市との比較は次のとおりである。

(1) 収納率	収入額÷調定額						(収納率 %)
	久留米市	前橋市	岡崎市	四日市市	奈良市	高知市	
現年度分							
平成 16 年度	99.50	98.80	99.70	99.62	99.63	99.54	
平成 17 年度	99.10	99.50	99.50	99.85	99.29	99.67	
平成 18 年度	99.90	99.40	99.10	99.68	99.48	99.67	
平成 19 年度	99.20	90.10	99.70	99.73	98.74	97.76	
滞納繰越分			※1				
平成 16 年度	9.40	12.00		13.89	7.87	18.14	
平成 17 年度	8.00	18.80		23.02	6.96	13.22	
平成 18 年度	18.30	13.30		30.73	8.70	24.81	
平成 19 年度	8.70	21.90		29.97	13.25	22.80	

※1 滞納繰越分については、市税全体での算定のため、法人市民税については明らかでない。

現年分の収納率は、他の都市とほとんど変わらないが、滞納繰越分の収納率は、他の都市の収納率に比べて著しく低調であるといえる。

3. 督促状発送状況

納期限までに完納しない法人に対しては、督促状が発送されるが、督促状発送に関する規定は、地方税法の規定のみで、規則等の規定は無しとのことである。

督促事務として、毎月督促状発送者一覧表が作成され、これを基に決裁書の「法人市民税督促状の発送について」が作成され、全未納法人に対し督促状が発送される。

①督促状発送件数

年度毎の督促状発送件数は次のとおりとなっている。

平成 21 年度版税務統計より

年度	件数	送付率
16 年度	770	7.65
17 年度	517	5.61
18 年度	181	1.80
19 年度	342	3.26
20 年度	420	4.52

(注) 送付率：納税通知書発送件数に対する督促状の割合

②督促状発送件数に対する未納割合

平成 19 年度、20 年度の督促状発送件数及び未納割合は次のとおりである。

項 目	19 年度	20 年度
督促状発送件数 ①	342	420
発送後の未納件数 ②	310	261
未納割合 % ②/①	90	62

督促状発送件数は、19 年度に比べて 20 年度は増加している。

督促状発送件数に対する未納割合は 19 年度は 90% 未納であり、ほとんど催告手続への移行となっているが、20 年度は 62% へと低下し、催告手続への移行は減少している。

・監査手続

督促状の発送について、平成 21 年 4 月の督促状発送者一覧表を閲覧し、納期限と発送日の関係について確認した。また、督促状の決裁につき、決裁書としての「法人市民税督促状の発送について」と照合し、適切な決裁が行われていることを確認した。

Ⅲ 問題点

1. 未登録法人の調査について

法人設立、事業所設置についての設立設置届出の提出がない法人の調査、管理につき、登記事項調査表で管理されているが、当該法人の存在等の調査過程を記録した帳簿・資料の作成は特になく、登記事項調査表の「登記すべき事項」欄にメモ書き程度に提出日の記載があるだけである。

調査としては、督促しても届出書未提出の法人につき、電話連絡、現地調査が行われているが、所在不明の場合、さらに所在等の確認は行われず、調査打ち切りとなっている。

未届法人の一層の把握のために、統一した記載方法を定めた調査記録の資料の整備を考慮すべきであり、次年度以降の継続調査を行うか等の判断にも資することが必要と思われる。

さらに、費用対効果は考慮すべきであるが、未届法人把握の精度向上のために、他に調査方法の採用が可能か否かを検討すべきと思われる。

例えば、他の市で行われている次のような方法も参考になると考えられる。

(1) 住宅地図による調査

年度毎に調査対象地域を選定し、住宅地図により記載法人をリストアップし法人登録の有無を調査する。

(2) 給与支払報告書の郵送封筒による調査

給与支払報告書やその郵送されてくる封筒に印刷された支店等の情報を抽出し、当該情報を基に法人登録の有無を確認する。

(3) 求人情報誌などによる調査

年度毎に求人情報誌やチラシなどの情報源を決め、当該情報を基に法人登録の有無を確認する。

上記(2)を行おうとする場合、市民税課内の個人市民税の担当係と法人市民税の担当係との情報の交換のための連携が必要と考えられるが、市では連携が行われていないとのことである。課税の網羅性確保のため、連携の方策を検討すべきであると考えられる。

2. 登録済未申告法人の所得等の把握

未申告法人の把握、課税決定については、福岡県の税務課からの課税標準等の通知書によっている。

市の決定に関する資料によると、前年度に申告がありながら、当年度は申告書の提出

がなく、県からの通知書により決定が行われている場合がある。

また、前年度に決定が行われ、当年度も決定が行われている法人も存在する。市としては未提出法人に対し電話連絡等による自主申告の要請は行われておらず、すぐに決定書の送付となっている。

県税事務所は税務署から課税標準としての法人税額等の情報を受けており、市へはこの情報が課税標準の通知書により連絡されている。

この通知書は、税務署の処理日から4カ月程度後に作成送付されており、市の賦課決定はこの2、3カ月後となっている。例えば、平成20年11月の決定の場合、平成20年1月期末の決算法人につき、税務署の処理日は4月2日、県の課税標準等の通知書の作成は8月28日、市の決定は11月18日となっている。

法人市民税の所得割算定のために、この通知書の入手を待つて決定を行うことになると考えられるが、この結果、賦課は納期限に比べて著しく遅れることになり、期限内納付法人との公平性に欠けることになる。

未申告法人の所得等の把握につき、県の決定通知を待つまでもなく、当該法人の業務内容、所得の状況、未申告理由等の調査を市独自で行うとともに、申告書の提出を強力に促すべきである。

3. 法人市民税の減免処理について

法人市民税の減免処理については、減免申請書の記載要領によると、収益事業を行っていないことの確認のため、減免申請には前期の決算書の提出が要求されているが、申請期限までに決算が確定していない関係からか、決算書の提出がない法人や決算書案あるいは予算案が提出されている法人が見受けられる。後日、決算書の提出を求めることになるが、事務処理上そのままとなっている場合があるとのことである。

減免処理の適用の公平上、すべての法人から提出されるべきであり、このため、申請手続きにつき、決算書が提出可能な方向での見直しが必要と考えられる。

4. 中間申告について

中間申告について、申告期限までに申告書未提出の場合、当該法人に対して申告書提出の督促が行われるべきであるが、市では行われていない。また、この場合、申告があったものとして税額を決定する「みなす申告」も行われていない。中間申告は仮の申告であり、確定申告時に税額が確定し、精算が行われるため、あまり重要視されていないのではないかと考えられる。

しかし、この場合、中間申告書を提出した法人と提出しない法人との間に事務処理上の不公平が生じることになる。申告書提出に関する督促等の事務手続きが適切に行われるべきである。

5. 市民税未納法人に対する督促について

法人市民税が納期限内に納付されない場合、督促状を発送して納税を要請することになる。

地方税法第329条では、納税者が納期限までに税額を完納しない場合、納期限後20日以内に、督促状を発送しなければならないと規定している。

市の平成21年4月末納期限での未納法人に係る起案・決裁書や督促状発送者一覧表を見ると、起案日及び発送日が平成21年5月27日となっており、同法が要求する20日以内を超えての発送となっている。

法令に準拠した適時の手続が要求される場所である。

第5-1 固定資産税

I-1 固定資産税の概要

1. 納税義務者

固定資産税を納める人は、賦課期日（1月1日）現在の固定資産の所有者で、具体的には次のとおりである。

土地 登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記または登録されている人

家屋 登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記または登録されている人

償却資産 償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

※賦課期日後に売買等により所有者の変更があった場合においても、賦課期日現在の固定資産の所有者がその年度の納税義務者となる。

2. 固定資産税の対象となる資産

土地、家屋、償却資産が固定資産税の対象となる。

3. 税額算定の手順

(1) 固定資産税は、次の手順で税額が決定される。

固定資産税の土地と家屋の評価額は3年に1度評価替えが行われる。なお、平成21年度は、土地・家屋について3年に1度の評価替えの年である。

固定資産の評価は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて行われ、市長がその価格を決定し、この価格をもとに課税標準額を算定する。このように決定さ

れた価格や課税標準額は、固定資産課税台帳に登録され、価格等の事項は、通常4月1日から最初の納期限の日（法定納期限）までの間、縦覧に供される。

なお、固定資産税は、次の算定式で算出される。

$$\text{固定資産税} = \text{課税標準額} \times \text{税率}$$

注1 課税標準額 原則として、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となる。しかし、住宅用地のように課税標準額の特例措置が適用される場合や、土地について税負担の調整措置が適用される場合は、課税標準額は価格よりも低く算定される。

注2 免税点 市内に同一人物が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額が次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されない。

・土地	30万円
・家屋	20万円
・償却資産	150万円

注3 税率 固定資産税の税率は、1.4%であり、固定資産税と合わせて徴収される都市計画税の税率は0.3%である。（都市計画税は、土地・家屋に課税されるが、旧4町及び市街化調整区域に所在する土地・家屋は市街化区域に該当しないため都市計画税は課税されない。）

(2) 住宅用地に対する課税標準の特例

住宅用地については、その税負担を特に軽減する必要から課税標準の特例措置が設けられている。

①特例措置の対象となる住宅用地の範囲

・住宅用地には、次の二つがある。

※1 専用住宅（専ら人の居住の用に供する家屋）の敷地の用に供されている土地→その土地の全部（家屋の床面積の10倍まで）が特例の対象となる。

※2 併用住宅（一部を人の居住の用に供する家屋）の敷地の用に供されている土地→その土地の面積（家屋の床面積の10倍まで）に一定の率を乗じて得た面積に相当土地が特例の対象となる。

・特例措置の対象となる「住宅用地」の面積は家屋の敷地面積に次表の住宅用地の率を乗じて求められる。

家 屋	居住部分の割合	住宅用地の率
イ専用住宅家屋	全部	100%
ロハ以外の併用住宅	4分の1以上2分の1未満	50%
	2分の1以上	100%
ハ地上5階以上の耐火建	4分の1以上2分の1未満	50%
築物である併用住宅	2分の1以上4分の3未満	75%
	4分の3以上	100%

②小規模住宅用地

200㎡以下の住宅用地（200㎡を超える場合は住宅1戸あたり200㎡までの部分）を小規模住宅用地という。小規模住宅用地の課税標準額については価格の6分の1とする特例措置がある。

③一般住宅用地

小規模住宅用地以外の住宅用地（200㎡を超える部分）を一般住宅用地という。一般住宅用地の課税標準額については価格の3分の1とする特例措置がある。

（3）宅地の税負担の調整措置

平成9年度以降、課税の公平の観点から、地域や土地によりばらつきのある税負担を均衡化させることを重視した、税負担の調整措置が講じられている。

平成21年の宅地に係る税負担については、宅地のうち負担水準の高い土地はその税負担を抑制しつつ、負担水準の低い土地は均衡化が一層促進される措置がなされている。負担水準とは、評価額に対する前年度課税標準額の割合のことである。

$$\text{負担水準}^{(注1)} = \frac{\text{前年度課税標準額}^{(注2)}}{\text{現年度評価額} \{ \times \text{住宅用地特例} (1/6 \text{ 又は } 1/3) \}} \times 100\%$$

（注1）負担水準は本来あるべき税負担に対し、現実の税負担がどの程度かということを示す指標といえる。

（注2）平成20年度の課税地目・地積等と平成21年度の課税地目・地積等が違う場合は、土地の新しい状況で計算し直した課税標準が入ることになる。

①固定資産税の税負担が前年度より下がる場合

非住宅用地

負担水準が70%を超える土地の固定資産税の課税標準額は、負担水準を70%とした場合の課税標準額まで引き下げられる。

[課税標準額の計算は次のようになる。]

$$\text{今年度の課税標準額} = \text{今年度の固定資産価格} \times 0.7$$

(評価額)

住宅用地

負担水準が100%を超える土地の固定資産税の課税標準額は、負担水準を100%とした場合の課税標準額まで引き下げられる。

[課税標準額の計算は次のようになる。]

$$\text{今年度の課税標準額} = \text{今年度の固定資産価格} \times (1/6 \text{ 又は } 1/3)$$

(評価額) (住宅用地特例)

②固定資産税の税負担が前年度と据え置きになる場合

非住宅用地

負担水準が60%以上70%以下の土地は、前年度の課税標準額に据え置かれる。

住宅用地

負担水準が80%以上100%以下の土地は、前年度の課税標準額に据え置かれる。

③固定資産税の税負担が前年度より上昇する場合

- ①、②以外の土地については、固定資産税の課税標準額は「前年度の課税標準額+評価額の5%」となる。

非住宅用地

負担水準が60%未満の土地は、前年度の課税標準額に今年度の評価額の5%を加えることとなり、課税標準額が上昇する。

ただし、評価額の5%を加えた結果、課税標準額が評価額の60%を上回る場合は60%相当額とし、20%を下回る場合は20%相当額となる。

住宅用地

負担水準が80%未満の土地は、前年度の課税標準額に、今年度の評価額に住宅用地特例率を乗じて得た額の5%を加えることとなり、課税標準額が上昇する。

ただし、評価額の5%を加えた結果、課税標準額が、評価額に住宅用地特例を乗じて得た額の80%を上回る場合は80%相当額とし、20%を下回る場合は20%相当額となる。

(4) 農地の負担水準と負担調整率

農地については、次の負担水準に応じて、なだらかな負担調整措置が適用される。

ただし、市街化区域農地の課税標準額の上限は、評価額の3分の1となる。

(負担水準と負担調整率)

負担水準	負担調整率
90%以上	1.025
80%以上～90%未満	1.050
70%以上～80%未満	1.075
70%未満	1.100

4. 申告期限 償却資産の申告期限は、1月31日である。

5. 納期限 固定資産税の納期限は、5月、7月、9月、12月である。

なお、平成16年度から平成20年度までの固定資産税と都市計画税の納税義務者数の推移は下記のとおりとなっている。

固定資産税納税義務者数(出典:平成20年度税務統計)

(単位:人)

区分		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
土地	免税点未満	9,443	9,957	9,196	8,995	8,864
	免税点以上	69,191	69,926	69,821	70,243	70,570
	総数	78,634	79,883	79,017	79,238	79,434
	免税点の額	30万円未満	30万円未満	30万円未満	30万円未満	30万円未満
家屋	免税点未満	3,845	4,042	3,879	3,801	3,745
	免税点以上	74,077	75,105	75,165	75,764	76,713
	総数	77,922	79,147	79,044	79,565	80,458
	免税点の額	20万円未満	20万円未満	20万円未満	20万円未満	20万円未満
償却資産	免税点未満	5,043	4,953	4,909	4,860	4,898
	免税点以上	3,159	3,134	2,855	2,796	2,816
	総数	8,202	8,087	7,764	7,656	7,714
	免税点の額	150万円未満	150万円未満	150万円未満	150万円未満	150万円未満

- ・16年度は、旧1市4町(各概要調書)の合計数値
- ・このデータは、各年度、1月1日現在での数値による

都市計画税納税義務者数(出典:平成20年度税務統計)

(単位:人)

区分		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
土地	免税点未満	1,203	1,204	1,165	1,166	1,165
	免税点以上	38,547	38,714	35,950	39,163	39,339
	総数	39,750	39,918	40,115	40,329	40,504
	免税点の額	30万円未満	30万円未満	30万円未満	30万円未満	30万円未満
家屋	免税点未満	1,536	1,483	1,443	1,404	1,371
	免税点以上	35,966	36,145	36,301	36,560	36,754
	総数	37,502	37,628	37,744	37,964	38,125
	免税点の額	20万円未満	20万円未満	20万円未満	20万円未満	20万円未満

6. 固定資産税検討の重要性

平成20年度における市税決算状況(p14参照)でわかるとおり平成20年度における久留米市の市税収入39,052百万円のうち固定資産税収入は、16,429百万円と市税収入の42.1%を占め、固定資産税と合わせて徴収される都市計画税2,578百万円をあわせれば、市税収入の48.7%に達し重要な財源となっている。

したがって、固定資産税の検討は、市税収入の分析において検討に値するものと考えられる。

7. 用語の説明

- ・非課税

固定資産税・都市計画税は、固定資産に対し、その所有者に課税するものであることから、非課税の範囲を定める場合、その根拠を固定資産の所有者の性格に求めるもの(人的非課税)と固定資産それ自体の性格・用途に求めるもの(物的非課税)がある。

 - ・人的非課税

国並びに都道府県、市町村、特別区,これらの組合等
 - ・物的非課税

墓地、公共の用に供する道路、宗教法人・社会福祉法人・学校法人等が本来の用に供する固定資産等
- ・減免制度

減免とは税金が免除又は軽減される制度のことであり、次のような事情がある固定資産を所有している場合、固定資産税及び都市計画税が減免されることがある。

- (1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産
- (2) 公益のために直接専用する固定資産
- (3) 市の全部または一部にあたる災害または天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産
- (4) 前各号に定めるものを除く外、特別の理由があると認められる固定資産

なお、具体的には久留米市固定資産税減免取扱要綱及び久留米市固定資産税減免取扱基準による。

・固定資産税

固定資産は、毎年1月1日（賦課期日）現在で市内に土地・家屋・償却資産（これらを総称して「固定資産」という）を所有している人に、毎年4月1日から始まる年度の税金を、その固定資産の価格に応じて負担させるものである。

・都市計画税

都市計画税は、毎年1月1日（賦課期日）現在で都市計画地域のうち、原則として、市街化区域内に所在する土地・家屋を所有する人に負担させる目的税である。

市街化区域では、道路・下水道・公園などの都市施設の整備を行う都市計画事業、宅地の利用の増進を図るための土地区画整理事業が行われている。したがって、都市計画税はこれらの事業の施行に伴う、土地・家屋の利用価値の向上・価格の上昇等の受益に着目して、その所有者に、事業の費用の一部を負担させるものである。

・特別土地保有税

特別土地保有税は、土地の有効促進や、投機的取引の抑制を図るために設けられた税金で、一定規模以上（都市計画区域を有する市町村：5,000㎡以上）の土地を取得した人、または所有している人にかかる税金である。ただし、現下の経済状況をふまえ、平成15年度以降の課税は行われていない。

・基地交付金（国有提供施設等所在市町村助成交付金）

基地交付金は、国が所有する固定資産のうち、米軍に使用させているもの、並びに自衛隊が使用している飛行場、演習場、弾薬庫、燃料庫、レーダー施設及び特定の通信所を対象とし、これらの施設が市町村の財政に著しい影響を及ぼしている実情にあること等を考慮して、固定資産税の代替的な性格を基本としながら、これらの施設が所在することによって市町村の財政需要に対処するための財政補給金としての性

格を有している。

・市町村交付金（国有資産等所在市町村交付金）

国・地方公共団体が所有する固定資産は非課税であるが、その所有する固定資産で使用収益の実態が私人のそれと全く同様であるとき（公営住宅、宿舎等）は、同種の固定資産との間の負担の均衡を確保し、あわせて市町村の自主財源の増強に資することを目的として交付されるものである。

・収納消込

市税の支払いは、まず各課税課がその年に納めるべき年税額及び期別ごとの税額を決定し、それに基づいて発行された納付書を使って納税者が順次支払っていくというのが基本である。

収納消込とは、そのようにして支払われた税金を定められた場所（税目、義務者、期別）に正しく振り分ける作業である。つまり、納税課には「支払わなければならない金額」を税目ごと、義務者ごと、期別ごとに大量に記録した台帳があり、支払われた金額を一つ一つ正しい箇所に消し込む経理事務である。

なお、月末毎に集計業務を行い、さらにその積み上げの年度末の集計が市税歳入の決算となる。

・督促

納期限までに納付がない場合は滞納となり、督促状が送付される。督促状については、地方税法第329条他に「納期限後20日以内に発送しなければならない」と規定されている。督促は、滞納整理の出発点であり、督促状が発送されていなければ差押え等の滞納処分ができない。

II-1 監査手続

税の賦課及び徴収に関する監査要点として、関係法令への合規制（適法性）、税の賦課及び徴収の効率性、納税者間の公平性が挙げられる。

1. 関係法令への合規制の検討に当たっては、税の賦課及び徴収に関する事務事業が関係法令、条例、規則等の根拠規定に基づいて行われていることを確認する。具体的には、
 - (1) 関係法令、条例、規則等の確認
 - (2) 必要事項につき関係者への質問
 - (3) 事務事業が、関係法令、条例、規則等の根拠規定に基づいて行われていることを確認するサンプルチェック
 - (4) 各種統計データの分析
2. 税の賦課及び徴収の効率性に当たっては、税の賦課及び徴収が、最少の費用で最大の

- 効果が上がるように行われていることを確認する。具体的には、
- (1) 税の賦課及び徴収に関する書類の閲覧、担当者への質問
 - (2) 各種統計データの分析
3. 納税者間の公平性の検討に当たっては、税の賦課及び徴収に関する事務事業が、すべての納税者に対し同様に行われていることを確認する。具体的には、
- (1) 税の賦課及び徴収を行う担当組織が必要十分なものであるかを確認するため、その整備状況を視察及び質問により検討
 - (2) 未納者、未納額、滞納者、滞納額の把握方法の質問
 - (3) 減免の手続きの妥当性の検証
 - (4) 各種統計データの分析

以上を念頭に置きながら、固定資産税課作成の業務フローチャートを元に、各業務担当者に質問を実施し業務全体の流れを把握した。

また必要に応じて、各業務の段階で関係書類を査閲し、各業務が法令等に基づき行われているかを確認した。

さらに、平成20年度の申告からサンプルを抽出し法令どおり計算され賦課・決定が行われていることを確認した。

なお、抽出したサンプルは、下記のとおりである。

[固定資産税の課税検証サンプル一覧]

サンプル番号	科目	住所	地目等
①	土地	城島町	宅地
	家屋		居宅
②	土地	国分町	宅地
③	家屋	国分町	居宅
④	土地	国分町	宅地
	家屋		居宅
⑤	土地	田主丸町	宅地
⑥	家屋	田主丸町	居宅

※入手した資料

- ・固定資産税のしおり（久留米市役所市民部資産税課作成）
- ・固定資産税のしおり（総務省自治税務局固定資産税課監修）
- ・固定資産（土地・家屋）名寄帳兼課税簿（閲覧用）
- ・土地評価一覧画面
- ・固定資産税土地課税台帳兼評価調書 1

- ・固定資産税土地課税台帳兼評価調書 2
- ・固定資産税土地課税台帳兼評価調書 3
- ・固定資産税家屋課税台帳兼評価調書
- ・家屋部分別評価計算明細
- ・償却資産申告の手引（久留米市役所市民部資産税課作成）
- ・固定資産評価マニュアル（久留米市役所市民部資産税課土地グループ作成）
- ・市街化区補正率表
- ・その他の宅地（市街化調整区域）比準表
- ・久留米市画地条件調査要領（不整形地補正率取得）
- ・路線価決定フローチャート 資料 1
- ・固定資産税土地評価フローチャート 資料 2
- ・固定資産税家屋評価フローチャート 資料 3
- ・仮登録受け事務フロー図 資料 4
- ・償却資産申告受付・評価事務フロー図 資料 5

Ⅲ－１ 問題点等

監査の結果、法令等の適用誤りなどの合規性違反等は発見されなかったが、業務の効率性の観点で今後改善余地があるものを指摘する。

1. 業務受渡し時のインターフェースの問題

行政側のコンピュータシステムが統一されていないため、市役所内でのデータの受渡しが効率的に行われていない面が見受けられる。

例えば、申告者が償却資産の申告書をパソコン又は、手書で作成する場合、一般的には、漢字で作成しているが、久留米市の基幹システムでは、カタカナでなければならないため、職員が、繁忙期にカタカナへの変換作業を行っている。この点だけを見れば、非効率な作業を行っていると判断される。

ただし、現在、情報政策課で、全体的にコストと効率を勘案し、業務の見直しが進められており、上記業務に関しても検討対象としている。

2. 地番図作成のための費用節減について

現在、行政区域内の地番図等作成のために、3年に1回航空写真を撮影している。

その費用が約 1,900 万円程かかっているため、今後、近隣の行政と協力して同時に航空写真の撮影並びに地番図の作成を行うなどの対応を行い費用節減の検討を行うべきものと考えられる。

3. 職員のローテーションの問題

税務という特殊な知識を要する業務においてはある意味末端の職員に至るまで知識の吸収のみならず、業務全般の仕組みが理解されていなければならない。

ところが一般に行政においては比較的短期間で職員の異動が行われる傾向があるため、否応なく眼前の業務を日々こなしていく事に集中するあまり、従来の業務手順を疑いもなく踏襲するといったことになり、業務改善が後回しになってしまいかねない。

スペシャリストを育てるといふことと、業務改善を積極的に考えていく環境を整備していく必要があるのではないだろうか。

第5-2 収納消込

I-2 概要

固定資産税の賦課から収納までの手続は下記のとおりとなっており、最終的に滞納整理が行われたのち固定資産税について現年分と繰越分に分けて収納率が算定されている。

- ① 税の賦課（資産税課担当）
- ② 納税通知書・納付書の発送（資産税課担当）
- ③ 期限内納付
- ④ 期限内未納付者への督促状の発送（納税課が担当）
- ⑤ 滞納整理（税収納推進課担当）

II-2 監査手続

- ・ 収納に関するフローの確認
- ・ 収納率について他の自治体との比較検討
- ・ 収納率が他の自治体に比較し低いことの原因分析
- ・ 収納率向上に関する対策の検証

III-2 問題点等

1. 他の中核市との固定資産税収納率比較による検討結果

久留米市と類似する他の自治体との平成19年度における固定資産税の収納率比較において現年課税分においては、低くないものの滞納繰越分の収納率が低いことため固定資産税全体の収納率は、最下位となっている。

また、久留米市の過去5年間の固定資産税の収納率の推移をみても固定資産税の収納率は改善されていない。久留米市の場合、他の自治体と比較して滞納繰越分が極端に低いことため全体の収納率が低い結果となっており、滞納繰越分の収納率を高める対策が必要

と判断される。

(1) 固定資産税収納率の他自治体との比較

久留米市と人口・世帯数・行政区域面積・人口密度・職員総数において類似する5自治体を抽出し固定資産税の収納率を比較すると下記のとおりとなる。

(平成19年度の固定資産税収納率) [都市要覧：中核市市長会作成]

	<u>現年課税分</u>	<u>滞納繰越分</u>	<u>合計</u>
前橋市	97.9%	19.6%	89.9%
岡崎市	98.9%	18.6%	94.7%
奈良市	97.0%	18.7%	87.7%
高知市	97.8%	16.7%	91.3%
久留米市	96.4%	14.0%	83.7%
四日市市	99.2%	26.9%	97.0%

(2) 久留米市の過去5年間の固定資産税の収納率の推移

	<u>現年課税分</u>	<u>滞納繰越分</u>	<u>合計</u>
平成16年度	95.9%	12.7%	83.9%
平成17年度	96.2%	13.8%	83.8%
平成18年度	96.4%	13.3%	83.2%
平成19年度	96.4%	14.0%	83.7%
平成20年度	96.7%	12.5%	84.0%

※平成19年度が他の中核市との比較年度である。

2. 久留米市の固定資産税収納率向上対策についての検討結果

上記(1)他市との固定資産税収納率比較において、久留米市の固定資産税の収納率は低い。収納率向上のため税収納推進課において下記のような対策を講じているが、収納率向上に目立った効果を上げていないため年度ごとにそのフォローアップを行うことが重要である。

税収納推進課による改善策は下記のとおりとなっている。

(1) 組織見直し(ハード面)

① 地域担当制から職能別へ変更

嘱託職員は、現年滞納を中心とする初動対応として位置づけ、納付相談の対応、現年度の滞納整理、分割納付管理事務を担当する。職員は、法的な財産調査や、滞納処分を前提とした納税指導など、本来徴税吏員が行うべき業務に専念する。

職員は、徴税吏員の本来業務である財産調査や搜索、差押えを前提とした滞納処分に専念する。

資力がありながらも納付していない滞納者に対しては、積極的に滞納処分を実施し、資力のないものに対しては執行停止等の処分を行う。

※現在のチーム編成（初動T、整理T、機動T、庶務・収納対策T）

② 滞納処分を専門とする機動Tの設置

県での研修を終えた職員を中心として、滞納処分を専門とする組織（機動T）を編成。長期困難滞納者の滞納処分に着手し、課全体の徴収力向上を図る。

また、国税局OBを滞納整理指導員として配置し、滞納処分全般にかかわる助言・指導等を担当させ、滞納処分を円滑に行い、職員の徴収に係る専門的な知識の習得を図る。

（2）業務内容と手法の見直し（ソフト面）

- ① 自主納付から滞納処分に重点をおいた滞納整理へと方針を転換する。
- ② 資力が乏しく猶予が必要な人には「徴収猶予、換価の猶予、納付誓約による分割納付」、財産がありながら納付しない者に対しては「差押えの実施」、生活困窮者に対しては「執行停止」という方向での滞納整理を実施する。
- ③ これまでの、納税者からの申出に基づいた安易な分割納付に応じず、資力の調査や納付計画を提出させるなど、毅然とした対応により、資力困窮の根拠に基づいた分割納付の受付を実施する。

（3）具体的な対策

① 納税お知らせセンターの設置

現年度初期末納者に対して、民間への業務委託とし、民間オペレータが未納のお知らせを行うことにより、現年度滞納の早期解消を実施する。

② インターネット公売の実施

Y A H O Oのインターネット公売システムを利用することにより、効率的な公売を実施する。これにより、これまで公売が困難であった様々な動産の公売が可能となり、差押さえる動産の選択技が増えるなど、滞納処分の幅を拡大することができる。

③ 嘱託職員の活用

嘱託職員が、納付相談、比較的困難化していない現年度の滞納者に対する滞納整理、分割納付の管理を実施する。これにより、職員が滞納処分業務に専念できるようになる。

④ 財産調査、滞納処分の実施

これまでは、強権的差押えは、債権保全、時効止めとして必要最小限の範囲で実施してきたが、財産調査結果に基づく担税力を把握したうえでの納税交渉を行うことにより、滞納事案の早期解決や、納付に応じない場合は、厳しく滞

納処分を行うことができるようになっている。

⑤ 県への研修生派遣

県の特別機動班へ職員を19年度1名、21年度1名派遣し滞納処分のノウハウを取得させ、課全体へそのノウハウを還元することにより、徴収力の向上を図っている。

⑥ 税収滞納システムの導入

滞納者管理を紙台帳により処理していたが、平成19年度から税収滞納システムを導入し、滞納者の収納情報・滞納情報・交渉記録情報を適時、迅速に保存・検索できるようにした。

このことにより、タイムリーに情報を閲覧でき、納税者対応が適切、迅速な対応が可能な環境とした。

⑦ 本庁と総合支所の役割分担の見直し

合併から平成20年度までは各総合支所において旧町エリアの滞納整理を実施する。

平成21年度から滞納処分の効率化、公平性の確保のため滞納整理は本庁へ集約し、総合支所では納付相談業務を実施する形態とする。

本 庁・・・全市エリアの滞納整理

総合支所・・・納付相談受付、その後の分納に関する業務

第5-3 還付

I-3 概要

還付とは、余分に取りすぎた税金（過誤納金）を地方税法第17条において納税者に返還する業務である。

還付が発生する主な原因としては、納税者が誤って二重支払いした場合と課税する側で課税の更正等の場合とがある。前者の場合の還付金を誤納金、後者の場合を過納金という。

過誤納金の還付については、地方税法第17条において「遅滞なく還付しなければならない」と規定されている。

還付方法は、すでに口座振替で納付している人や希望者にたいしては「口座振込」で還付されている。また、ゆうちょ銀行の「振替払出証書」による還付もある。

II-3 監査手続

平成20年度の固定資産税の還付状況表を入手し、異常性の有無及び還付が所定の承認を経て適正に還付されているかどうかの検証を実施した。

平成20年度の月別還付状況は次のとおりである。

市税の還付金137,784,138円に占める市県民税の還付金は、45,110,7

10円(32.7%)法人市民税は80,577,643円(58.5%)固定資産税は、11,192,710円(8.1%)軽自動車税は、903,075円(0.7%)となっている。

過誤納金還付に占める市県民税、法人市民税の比率が高いのは、近年の経済状況の悪化による影響である。これに対し固定資産税の還付が小さいのは、景気による影響が少ないためである。また、固定資産税の還付で7月の還付金が多いのは、第1期の納付書が送付されて納税者が誤って2重払いしたことが原因と考えられる。

市県民税(普通・特徴)		法人市民税		固定資産税		軽自動車税	
月	金額(円)	月	金額(円)	月	金額(円)	月	金額(円)
4	3,929,600	4		4	167,900	4	31,975
5	5,292,812	5		5	601,700	5	47,200
6	429,100	6	634,400	6	559,200	6	31,600
7	2,437,746	7	8,542,850	7	2,045,530	7	265,800
8	2,909,600	8	7,036,800	8	887,200	8	160,000
9	140,500	9		9	4,900	9	4,000
10	13,412,900	10	1,472,150	10	998,080	10	61,200
11	2,190,000	11	1,916,800	11	776,900	11	57,100
12	1,473,100	12	20,845,867	12	1,328,500	12	62,500
1	3,480,520	1	7,883,100	1	463,100	1	48,800
2	1,893,400	2	2,959,476	2	1,109,500	2	25,800
3	1,780,500	3	2,223,200	3	1,147,000	3	52,900
4	4,138,832	4		4	623,200	4	31,600
5	1,602,100	5	24,063,000	5	480,000	5	22,600
合計	45,110,710	合計	80,577,643	合計	11,192,710	合計	903,075

総計 137,784,138

〈入手した資料〉

- ・還付決定書
- ・過誤納金還付調書
- ・還付命令書
- ・過誤納金還付内訳書
- ・確約書

Ⅲ－３ 問題点等

特に指摘すべき事項は発見されなかった。

第５－４ 不納欠損処理

Ⅰ－４ 概要

不納欠損処理とは、滞納分の徴収ができなくなったとして、その調定を消滅させることである。

処理方法として次の３種類がある。

- ① 滞納処分の停止（地方税法第１５条の７第４項）
滞納処分の執行停止が３年間継続したとき。
- ② 執行停止後即時欠損（地方税法第１５条の７第５項）
執行停止をした場合、徴収金を徴収できないことが明らかなきときは、直ちに消滅させることができる。
- ③ 消滅時効（地方税法第１８条）
地方税の徴収権は法定期限の翌日から起算して５年間行使しなければ時効によって消滅する。

ただし、時効中断がなされた場合にはさらに５年間徴収権を行使できる。

なお、各年度の調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額との関係は、次の通りとなる。
当年度の未収入金が翌年度調定額の繰越分となる。

当年度の未収入金＝当年度の調定額－当年度の収入額－当年度不納欠損処理額

Ⅱ－４ 監査手続

過去５年間の不納欠損状況を調査し、前年度の未収入金額が翌年度の調定額の繰越分となっていることの確認及び未収入金の表示の妥当性の確認。

Ⅲ－４ 問題点等

過去５年間の固定資産税の調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額は、下記のとおりであるが、市税の年度別決算状況において当年度の未収入金額が表示されていないため資料間の整合性が確認しにくい状況となっている。ディスクローズの観点から当年度の不納欠損額及び未収入金額までを表示すべきである。

市税の年度別決算状況、不納欠損状況(出典:平成20、21年度版税務統計)

(単位:千円)

平成 15 年度

			調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	徴収率
固定資産税	固定資産税	現年分	13,679,788	13,093,466			
		滞繰分	2,459,034	350,741			
	交付金	現年分	107,281	107,281			
		滞繰分	0	0			
都市計画税		現年分	2,710,213	2,594,161			
		滞繰分	487,199	69,491			
合計		現年分	16,497,282	15,794,908			
		滞繰分	2,946,233	420,232			
		合計	19,443,515	16,215,140	151,726	3,076,649	83.4%

平成 16 年度

(単位:千円)

			調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	徴収率
固定資産税	固定資産税	現年分	16,571,900	15,887,418			
		滞繰分	2,809,099	357,234			
	交付金	現年分	143,942	143,942			
		滞繰分	0	0			
都市計画税		現年分	2,736,794	2,603,901			
		滞繰分	531,895	62,163			
合計		現年分	19,452,636	18,635,261			
		滞繰分	3,340,994	419,397			
		合計	22,793,630	19,054,658	237,639	3,501,333	83.6%

平成 17年度

(単位:千円)

			調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	徴収率
固定資産税	固定資産税	現年分	16,801,618	16,171,057			
		滞繰分	3,013,495	416,309			
	交付金	現年分	144,641	144,641			
		滞繰分	0	0			
都市計画税		現年分	2,725,702	2,622,321			
		滞繰分	488,672	67,509			
合計		現年分	19,671,961	18,938,019			
		滞繰分	3,502,167	483,818			
		合計	23,174,128	19,421,837	234,575	3,517,716	83.8%

平成 18年度

(単位:千円)

			調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	徴収率
固定資産税	固定資産税	現年分	16,049,314	15,471,292			
		滞繰分	3,028,473	402,093			
	交付金	現年分	148,198	148,198			
		滞繰分	0	0			
都市計画税		現年分	2,576,532	2,483,313			
		滞繰分	486,103	64,540			
合計		現年分	18,774,044	18,102,803			
		滞繰分	3,514,576	466,633			
		合計	22,288,620	18,569,436	246,130	3,473,054	83.3%

平成 19年度

(単位:千円)

			調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	徴収率
固定資産税	固定資産税	現年分	16,242,050	15,656,528			
		滞繰分	2,997,058	418,270			
	交付金	現年分	144,038	144,038			
		滞繰分	0	0			
都市計画税		現年分	2,582,953	2,489,838			
		滞繰分	476,606	66,515			
合計		現年分	18,969,041	18,290,404			
		滞繰分	3,473,664	484,785			
		合計	22,442,705	18,775,189	234,468	3,433,048	83.7%

平成20年度

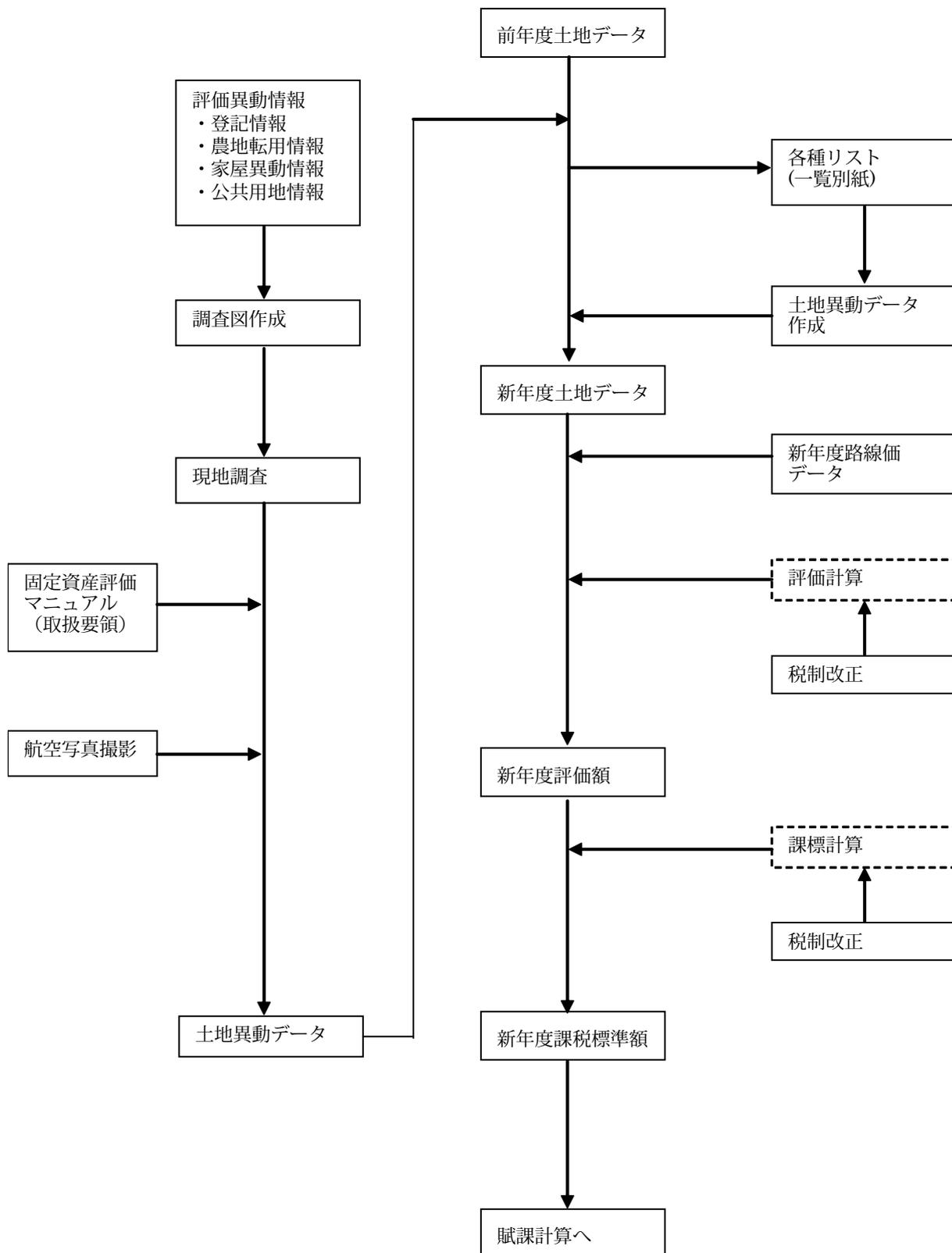
(単位:千円)

			調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	徴収率
固定資産税	固定資産税	現年分	16,487,204	15,937,480			
		滞繰分	2,944,838	368,994			
	交付金	現年分	122,769	122,769			
		滞繰分	0	0			
都市計画税		現年分	2,606,679	2,519,759			
		滞繰分	465,587	58,338			
合計		現年分	19,216,652	18,580,008			
		滞繰分	3,410,425	427,332			
		合計	22,627,077	19,007,340	372,835	3,246,902	84.0%

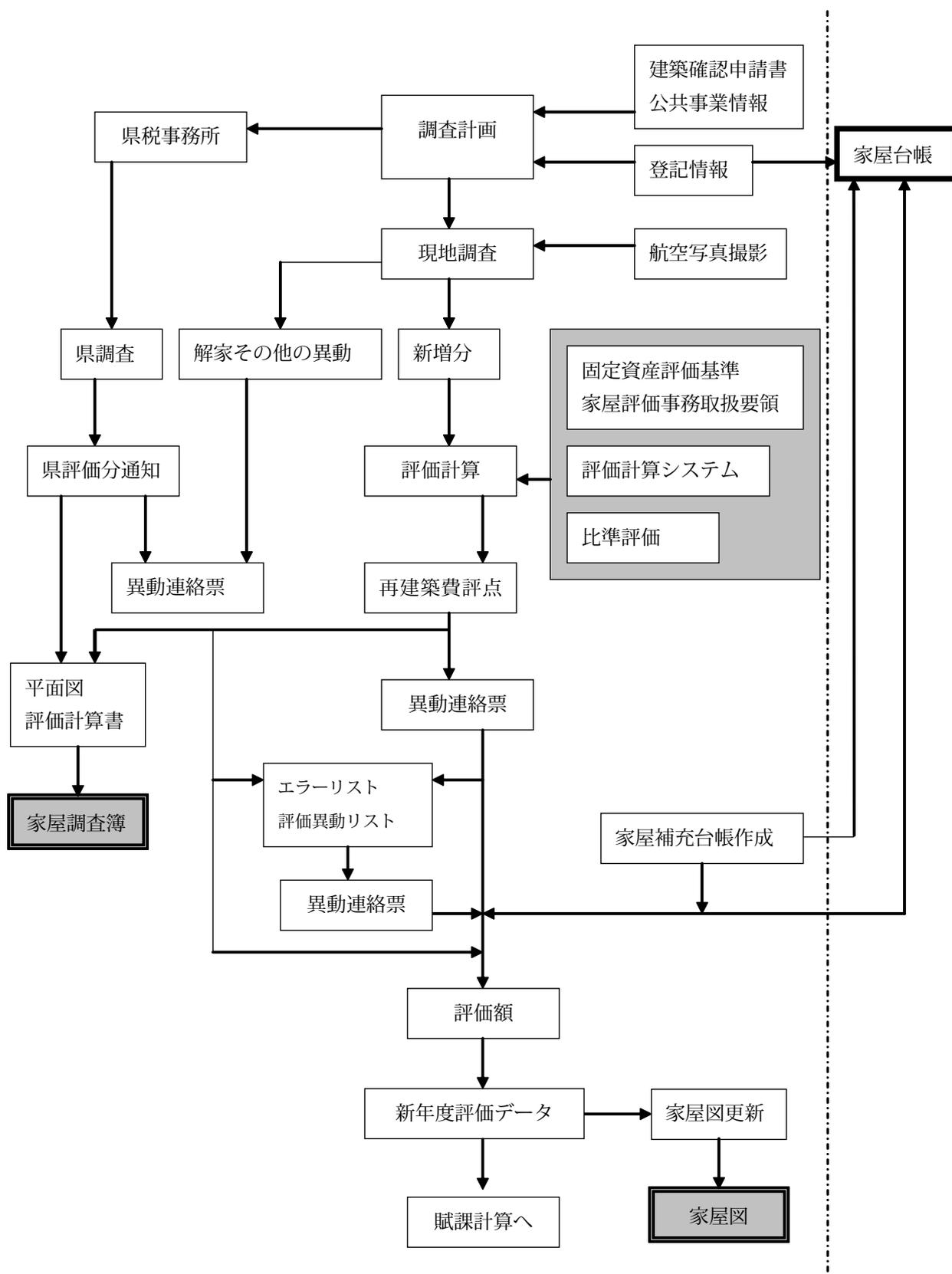
(注1) 不納欠損額が、久留米市から提供されたデータで現年分と滞繰分に区分されていないため収入未済額は現年分と滞繰分に区分していない。

(注2) 原則前年度の収入未済額が次年度の滞繰額と一致するが近年市町村合併により被合併市町村の繰越分が含まれるため、一致しない年度がある。

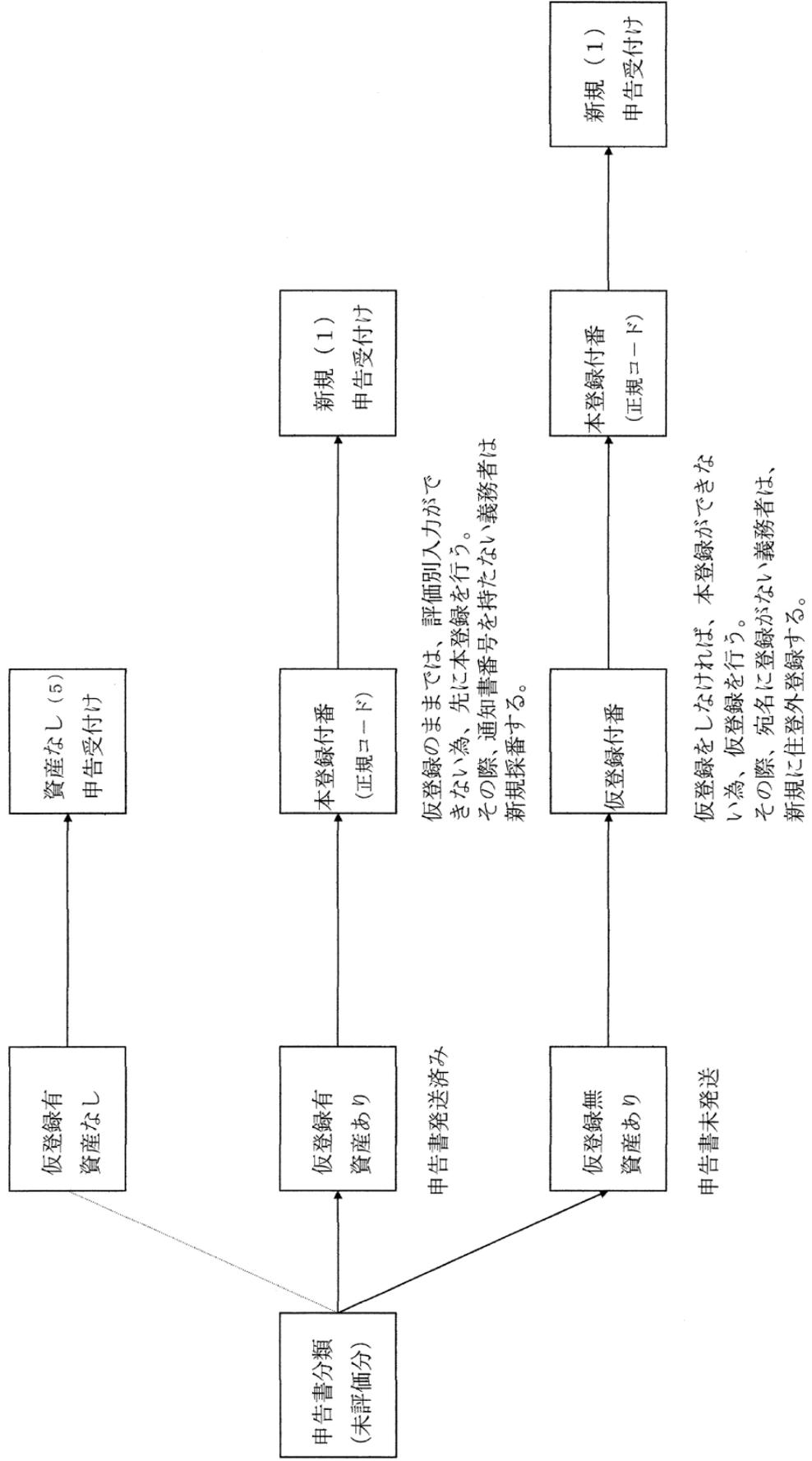
固定資産税土地評価フローチャート



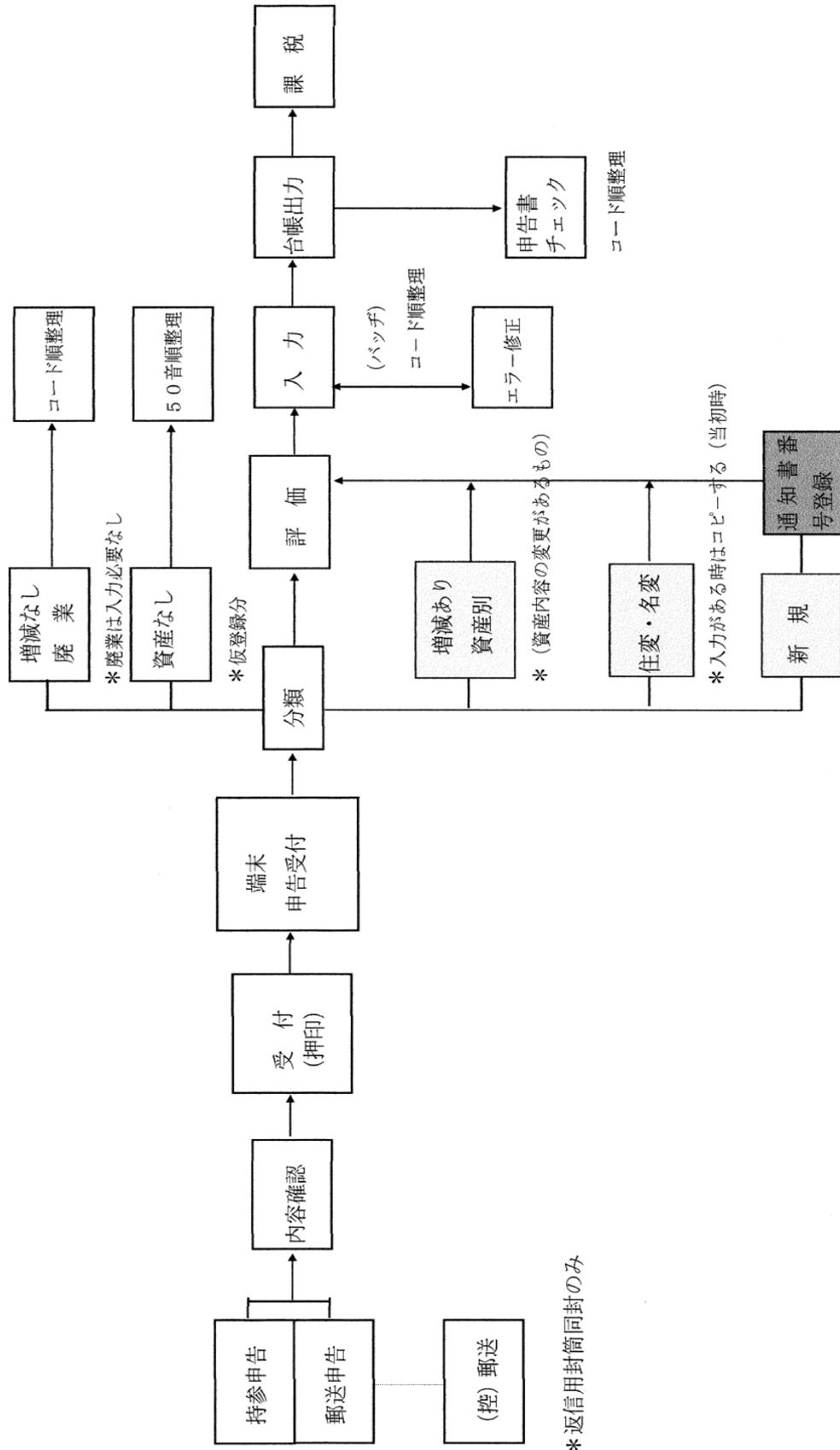
固定資産税家屋評価フローチャート



仮登録受け事務フロー図



償却資産申告受付・評価事務フロー図



第6 軽自動車税

I 軽自動車税の概要

1. 意義

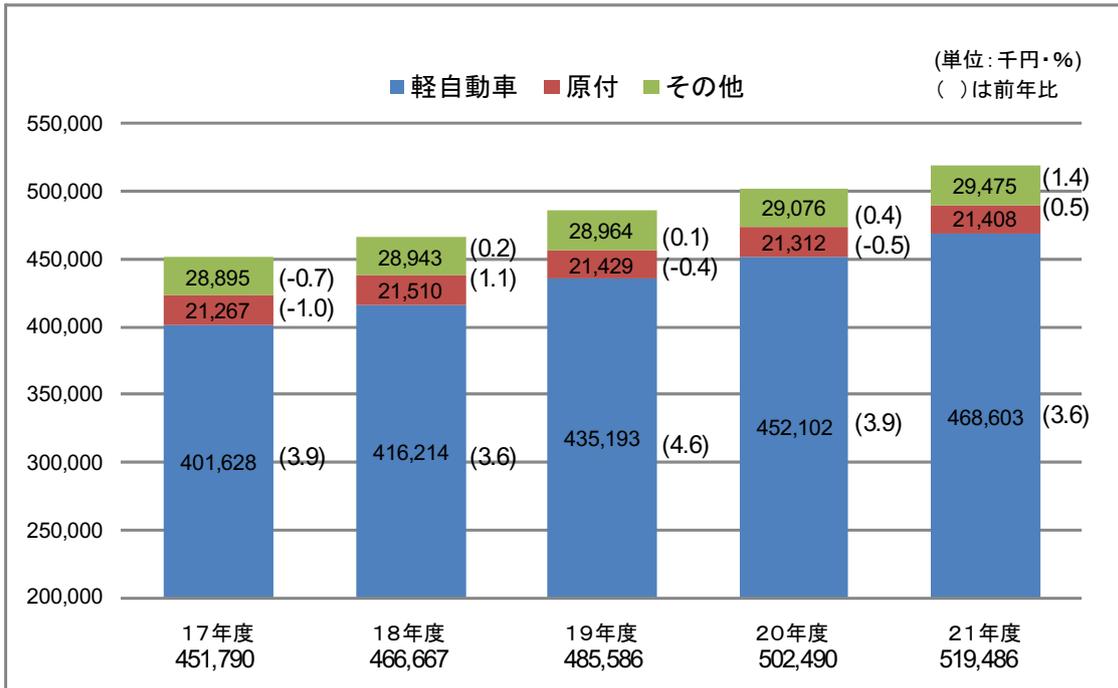
軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車の所有者に軽自動車等の種類に応じた税率で課税される市町村税である。

2. 軽自動車税の税率（年額）一覧表

軽自動車等の種類、排気量などによって定められている。

区分				税率(年額)
原動機付自転車	二輪	総排気量又は定格出力	50cc又は0.6KW以下のもの	1,000円
			50cc又は0.6KWを超え 90cc又は0.8KW以下のもの	1,200円
			90cc又は0.8KWを超え 125cc又は1.0KW以下のもの	1,600円
	三輪以上のもの(一定の構造のものを除きます。)で、 総排気量が20cc又は定格出力が0.25KWを超えるもの			2,500円
軽自動車	二輪(125ccを超え250cc以下のもの)			2,400円
	三輪(660cc以下のもの)			3,100円
	四輪以上のもの (660cc以下のもの)	乗用	営業用	5,500円
			家用	7,200円
	貨物	営業用	3,000円	
		家用	4,000円	
小型特殊自動車			農耕作業用	1,600円
			その他	4,700円
二輪の小型自動車				4,000円

3. 軽自動車税調定額（現年課税分の推移）



●このデータは、各年度、現年課税分の最終調定額による
(但し、21年度分は平成21年6月末現在のデータ)

4. 軽自動車税の課税台数調

(単位:台)

		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
原動機付 自転車	50cc以下	18,635	18,673	18,409	18,104	17,912	
	50ccを超え90cc以下	1,117	1,113	1,049	1,021	1,047	
	90ccを超え125cc以下	712	781	819	902	1,020	
	ミニカー(50cc以下)	61	101	180	216	243	
小型特殊 自動車	農耕作業用	8,361	8,163	7,934	7,779	7,593	
	特殊作業用	299	294	288	293	323	
軽自動車	二輪 (125ccを超え250cc以下)	2,388	2,497	2,583	2,595	2,660	
	三輪	1	1	1	0	0	
	四輪貨物	営業用	528	567	581	626	591
		自家用	25,350	24,938	24,660	24,176	23,884
	四輪乗用	営業用	0	0	0	0	0
自家用		40,682	42,884	45,640	48,235	50,682	
二輪の小型自動車(250cc超)		3,528	3,625	3,729	3,813	3,952	
総 数		101,662	103,637	105,873	107,760	109,907	

●このデータは、各年度、年度末の最終課税台数による
(但し、21年度分は平成21年6月末現在のデータ)

5. 軽自動車税の車種別構成

(単位:千円)

		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
原動機付 自転車	50cc以下	18,635	18,673	18,409	18,104	17,912	
	50ccを超え 90cc以下	1,340	1,335	1,259	1,225	1,256	
	90ccを超え 125cc以下	1,139	1,250	1,311	1,443	1,632	
	ミニカー (50cc以下)	153	252	450	540	608	
小型特殊 自動車	農耕作業用	13,378	13,061	12,694	12,447	12,149	
	特殊作業用	1,405	1,382	1,354	1,377	1,518	
軽自動車	二輪(125ccを超え 250cc以下)		5,731	5,993	6,199	6,228	6,384
	三輪		3	3	3	0	0
	四輪貨物	営業用	1,584	1,701	1,743	1,878	1,773
		自家用	101,400	99,752	98,640	96,704	95,536
	四輪乗用	営業用	0	0	0	0	0
		自家用	292,910	308,765	328,608	347,292	364,910
二輪の小型自動車(250cc超)		14,112	14,500	14,916	15,252	15,808	
合 計		451,790	466,667	485,586	502,490	519,486	

- このデータは、各年度、現年課税分の最終調定額による
(但し、21年度は平成21年6月末現在のデータ)

II 監査手続

- ・登録・廃車記録を調べるために平成20年度(平成20年4月1日～平成21年3月31日)月別調定の記録から月次推移表を作成した。
- ・登録漏れはないのかについて、2輪の小型自動車・2輪4輪の軽自動車は軽自動車協会ないし県外からの届け出資料からの管理となり、確認をどのようにすればよいか質問した。
また、小型特殊自動車及び原動機付自転車については、市民税課の完全管理となるので課税漏れの可能性について質問した。
- ・全般的に管理が効率的に行われているかヒアリングした。

- ・徴収について、税収納推進課の担当者からヒアリングした。納税をどのように促進させているか、滞納対策について質問した。

Ⅲ 問題点

軽自動車税については特に問題点は見当たらなかった。

第7 市たばこ税

I 市たばこ税の概要

1. 市たばこ税の課税の根拠

地方税法第5条第2項に基づき、市町村はたばこ税を課す。併せて、地方税法第465条及び久留米市市税条例第74条において、たばこ税の納税義務者を規定している。

2. 市たばこ税の趣旨

たばこ税は、製造たばこの「消費」に対し課する税である。たばこ税に係る税金には国税と地方税があり、地方税では、都道府県税と市町村税に分かれている。これらの課税に関する考え方や課税対象は変わらないが税率が異なっている。

納税義務者は、製造たばこの製造者、輸入業者及び卸売販売業者で、これらの者が小売業者もしくは消費者などに売り渡した場合に、その卸売業者などが申告納付する。ただし、税金の実質的な負担者は、消費者である。

3. 市たばこ税の課税標準と税率

市町村たばこ税の課税標準は、製造たばこの売渡し又は消費などに係る「本数」で、税率は次のとおりである。

区分	製造たばこ	製造たばこ（旧3級品）
市町	1,000本につき 3,298円	1,000本につき 1,564円
都道府県	1,000本につき 1,074円	1,000本につき 511円

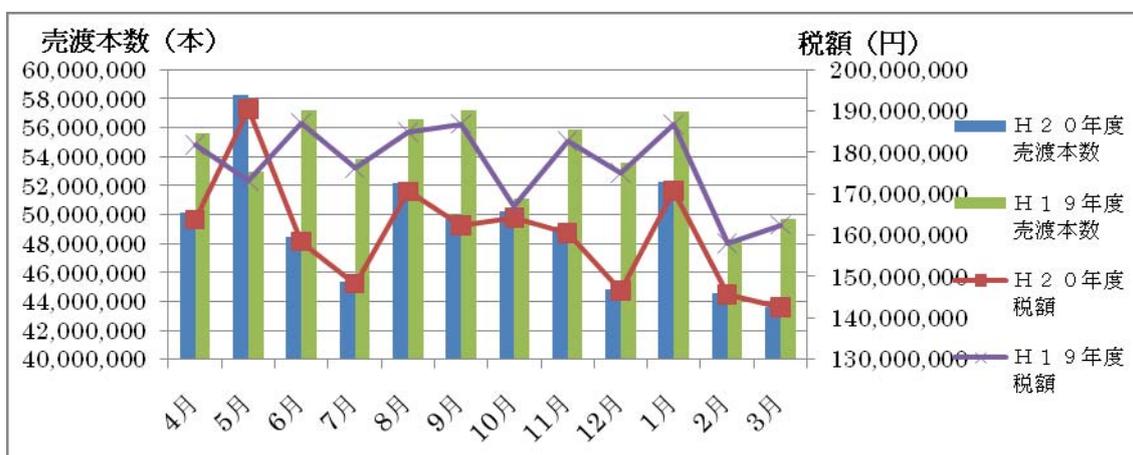
4. 市たばこ税の申告及び納入の方法

卸売販売業者などは、その月の販売本数を月単位にまとめ、翌月の末日までに市長に申告し、指定の納付書により納付することになる。

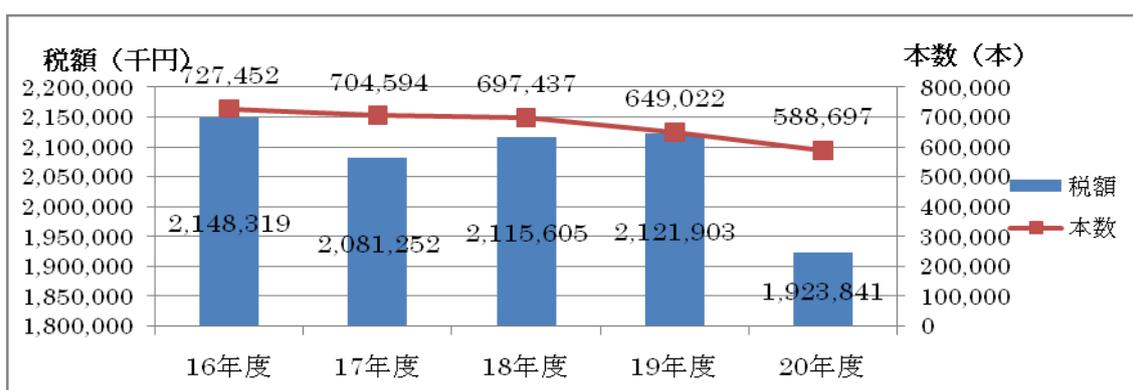
5. 市たばこ税の推移

① 市たばこ税調定額・たばこ売渡本数（月別）の推移

	H20年度		H19年度	
	売渡本数	税額	売渡本数	税額
4月	50,080,985	163,742,920	55,625,330	181,887,403
5月	58,230,255	190,407,352	52,919,581	173,027,620
6月	48,467,068	158,421,054	57,220,852	187,044,979
7月	45,377,432	148,239,064	53,870,149	176,134,606
8月	52,189,747	170,567,393	56,563,086	184,971,002
9月	49,672,658	162,334,978	57,167,639	186,866,847
10月	50,236,732	164,159,885	51,090,833	167,011,529
11月	49,136,897	160,511,822	55,888,436	182,718,089
12月	44,847,984	146,521,382	53,561,139	175,057,125
1月	52,233,258	170,608,933	57,114,908	186,690,373
2月	44,588,821	145,750,727	48,307,415	158,035,076
3月	43,635,788	142,575,649	49,692,408	162,458,653



②市たばこ税調定額・たばこ売渡本数（現年課税分）の推移



6. 市たばこ税の課税免除

- ・ 製造たばこの輸出、輸出目的の輸出業者への売渡
- ・ 外国との間を往来する船舶又は航空機の機用品としての売渡
- ・ 品質劣化等、販売に適しないと認められるたばこの廃棄

- ・すでにたばこ税を課されたたばこの売渡
- 以上について、地方税法及び久留米市市税条例の定めるところにより課税免除される。

7. たばこの流通、課税の仕組み

【国産たばこ】 日本たばこ産業(株) (製造卸を兼ねる) ^(課税) ⇒ 小売業者 ⇒ 消費者

【輸入たばこ】 輸入代理店 ⇒ 卸売業 ^(課税) ⇒ 小売業者 ⇒ 消費者

II 監査手続

- ・たばこ税の調定書・申告書により平成19年度と20年度との比較表を作成した。
- ・市たばこ税課税状況の推移・市内における製造たばこの売渡本数及び税額の推移・市民一人当たりの市たばこ税の負担額及び市内における製造たばこの売渡本数の推移

III 問題点

市たばこ税について特に問題点は見当たらなかった。

市たばこ税が年々減少しているのは、喫煙率が減少傾向になっていることと、TASPO導入による影響によりたばこ葉を扱っている小売店が廃業に追い込まれたことなどの理由による。平成18年度と平成19年度において、たばこ本数は減少しているが収入は増加している理由は、平成18年7月1日より1,000本につき2,977円から3,298円へと、旧3級品については1,412円から1,564円へと税率が増加しているからである。

第8 入湯税

I 入湯税の概要

1. 入湯税の課税根拠

地方税法第701条及び久留米市市税条例第133条に基づいて入湯税を課し、地方税法第701条の4及び久留米市市税条例第137条によって特別徴収義務者を指定している。

2. 入湯税の趣旨

入湯税は、鉱泉浴場における入場客の入湯行為に対して課税するものであり、鉱泉浴場所在の市町村においては、入湯施設と市町村の行政との間に関連性が強いので、入湯

施設の利用者に対して応分の負担を求めることとし、その収入は本市において実施される環境衛生施設、鉱泉源の保護施設及び消防施設並びに観光の振興（観光施設の整備を含む）に要する費用に充てることとされている目的税である。

3. 入湯税の納税義務者

入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入場客に課される。

4. 入湯税の税率

入湯税の税率は、宿泊客が1人1日当たり150円、日帰り客が1人1日当たり30円である。この1人1日という場合において、1日に入場回数は関係ない。

5. 入湯税の申告及び納入

入湯税は、本市によって特別徴収義務者に指定された鉱泉浴場の経営者が、当該鉱泉浴場における入場客が納付すべき入湯税を徴収し、毎月15日までに前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出し、納入金を納入書によって納入する。

6. 入湯税の課税免除（久留米市入湯税課税及び課税免除取扱基準参照）

入湯税は、下記に掲げるものについては課税免除される。

(1) 年齢12歳未満の者の入湯（注1）

(2) 共同浴場又は一般公衆浴場における入湯（注2）

地域住民の福祉の向上を図るため、市等がもっぱら近隣住民に使用させることを目的として設置した施設における浴場に入湯する者（注3）

(3) 自炊用の簡素な施設、もっぱら日帰り客の利用に供される施設その他これらに類する施設で、その利用料金が一般の鉱泉浴場における通常の料金に比較して著しく低く定められているものにおける浴場に入湯する者（注4）

(注1) 特別徴収の事務効率を勘案し小学生以下に読み替えるものとする。また、12歳以上の者についても学校教育上の見地から行われる行事の場合において入湯する者も含むものとする。

(注2) 保健衛生上の見地から入湯する者をいう。この意味は、一般公衆浴場への入湯、共同浴場への入湯、早朝5時~午前10時までの入湯で800円以下の利用料金の浴場への入湯、2時間以内の短時間の入湯で800円以下の利用料金の浴場への入湯をいう。

(注3) 例えば、市、社会福祉法人等が設置する老人福祉センター等をいう。

(注4) 昭和53年自治省市町村税課長内かんの入湯税の課税免除の利用料金が、1,000円程度とされる当時の水準を勘案し、もっぱら宿泊施設等を有せず、入湯税込みで1人利用料金が1,000円以下の施設或いは宿泊施設等があっても1人当たりの利用料金が800円以下の施設である。

7. 特別徴収義務者の数

6事業者（平成20年9月1日現在）

E、F、G、H、I、J

II 監査手続

1. 税務統計の資料から19年度の意味と入湯税の月別推移の資料があるか質問した。

19年度とは平成19年4月～平成20年3月のこと。月別推移表は6事業所の申告書より作成した。

2. 担当者に以下の質問をした。

- ・事業者は、本当に6社以外存在しないのか。
- ・課税免除の具体的な内容。
- ・申告書の中には、合計欄に記入のないものがあるが、正しく記帳されているのか。
- ・現場では、帳簿との突き合わせをしているか。
- ・申告書に備考欄（非課税）があるが、すべてに記入されていないのはどうしてか。
- ・滞納状況はないか。

3. 入湯税についての現地調査

前提：市役所としては、入湯税の申告納付のみチェックされていて、納税義務者の帳簿との照合がなされていない。

(1) Eでの現地調査

応答者：K氏

時間：10時～10時40分

対象：入館料一覧表（PC処理）平成20年2月分・申告書

概要：来客は多いが、日帰り客が増えている。中でも2時間以内のショートステイが多い。客単価の減少。付加価値の減少。宿泊客は、変わらず。従来、宴会などで宿泊客が多かったが、近年宴会が減少傾向にある。

結果：収益性の少ない日帰り客が多くて、付加価値の高い利用客自体が少ない。経理処理自体には特に問題はなかった。しかし、基準では2時間以内の短時間の

入湯で800円以下の利用料金で課税免除規定があるが、3時間以内であると誤解されたり、逆に貸し切り風呂での課税基準1回あたり4,000円超（1回あたり入場者数が4人とみなす）が要件であることを認識されていなかった。

(2) Hでの現地調査

応答者：L氏

時間：11時～12時

対象：手書きの預り金明細台帳・手書き伝票・申告書

概要：婚礼・宴会に伴う客がメインで日帰り客はいない。

宿泊調定額を申告書から転記し、上記台帳と照合した。1月申告書39,000円と台帳39,750円との金額に誤差があったので、その原因を調べたら、300円は1月1日キャンセル、残り450円は2月12日にまとめて納付されていることを確認した。根本的原因は手書きで台帳の締めをしているが、その締めが遅くなってしまうので、伝票（発生処理をするもの）と請求書とのチェックが遅れ遅れになりがちになることによる。

伝票→預り金台帳→お客様への請求書

結果：上記概要に書いたように手書きの処理に依存しているため、誤謬が発生しやすい。また、発生伝票がきちんと帳簿（台帳）に転記されるには締めが遅れるため結果的に納付で調整されている。これでは、月末締め翌月15日納付につき、厳密には申告漏れ及び不申告加算金が発生することになる。

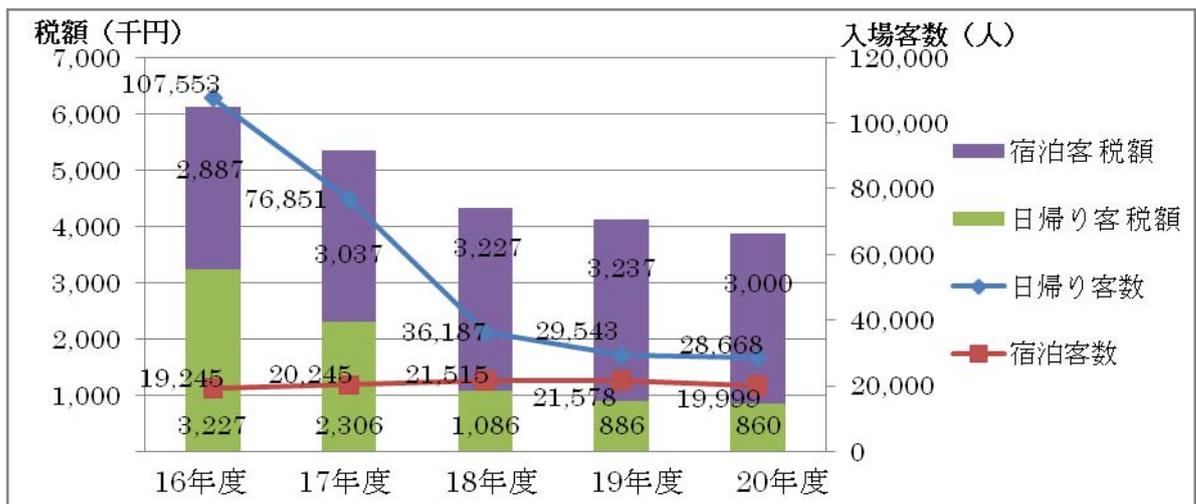
4. 入湯税課税状況

平成16年度から平成20年度までの課税状況等は次のとおりである。

(1) 入場税課税状況の推移

上段：日帰り客
下段：宿泊客

年度	特別徴収義務者数 (人)	入場客数 (人)	税率 (円)	税額 (千円)	前年対比 (%)
16	4	107,553	30	3,227	79.0
		19,245	150	2,887	91.2
17	6	76,851	30	2,306	71.5
		20,245	150	3,037	105.2
18	6	36,187	30	1,086	47.1
		21,515	150	3,227	106.3
19	6	29,543	30	886	81.6
		21,578	150	3,237	100.3
20	6	28,668	30	860	97.0
		19,999	150	3,000	92.7



(2) 平成20年度月別税額、入湯客状況

月	入湯客数 (人)	税額 (千円)
4	2,124	63,720
	1,886	282,900
5	2,484	74,520
	1,484	222,600
6	2,492	74,760
	1,921	288,150
7	1,873	56,190
	1,491	223,650
8	2,613	78,390
	1,249	187,350
9	2,843	85,290
	1,898	284,700
10	2,475	74,250
	1,261	189,150
11	2,162	64,860
	1,803	270,450
12	2,293	68,790
	2,309	346,350
1	2,234	67,020
	1,589	238,350
2	2,655	79,650
	1,679	251,850
3	2,420	72,600
	1,429	214,350
合計	28,668	860,040
	19,999	2,999,850



Ⅲ 問題点

入湯税については、平成21年9月まで申告書を入手したところ、平成21年7月から、JとIは日帰り客から入湯税を徴収する必要がなかったということで、申告されていない。過去分も含めてどのような対応をするのかの問いに対し【J温泉施設における入湯税の取り扱いについて】（後述参照）の回答を入手した。EとMのみ日帰り客があるがこれらとのバランスはどうなるのか明確ではなかった。これら問題が発生した原因は、基本的に現地調査が定期的に行われていないからである。また、特別徴収義務者及び潜在的な義務者も含めて定期的な説明会などを行い現場の情報を汲み取る必要がある。

また、入湯税につき、従来から滞納繰り越しされていたMの3,303,700円が平成19年度に不納欠損処理されている。

申告書の記載方法が徹底されていない。申告書には、宿泊用の申告書と日帰り用の申告書とがあるが、事業者の中には非課税と明記されている事業者とそうでない事業者がある。また、同一事業者の中にも月によっては非課税者数（課税免除となる日帰り客など）を記載している月とそうでない月とがあり混在している。この情報を徹底することにより税収を増やす可能性が見受けられる。なぜなら、近年入湯税の減少が税率の低い日帰り客の急激な減少によるが、税収にならない非課税者の増加もこの原因となるからである。

【J温泉施設における入湯税の取り扱いについて】

設置：J温泉施設に係る入湯税のうち日帰り客分の特別徴収については、平成21年8月（7月実績）の申告分から除外することになった。

対象：次の2施設J・I

入湯税：日帰り客1人当たり30円

宿泊客1人当たり150円

経緯：J温泉施設については、合併年の平成17年7月（6月実績）から入湯税の特別徴収が始まり、日帰り分と宿泊分の入湯税を毎月申告納付してきた。しかし、平成21年6月、N商工会から温泉施設に係る事業所税の課税についての相談があった折、当該施設の入湯税のことに話題が至り、「日帰り客に対する課税はしなくてもよい料金設定ではないか」との話題になった。入湯税については、本来、贅沢性が低いものに対しては、公益性や経済環境を考慮し、「久留米市入湯税課税及び課税免除取扱基準」に照らし合わせた上で、本市では課税しない取り扱い（課税免除）をしている。そこで、現地に赴き施設のご主人に話を伺ったところ、以前から入湯行為に対しては、500円しかいただいているとのことであった。この金額は、取扱基準800円を下回る料金価格であり、部内での協議の結果、日帰り入湯税の特別徴収を平成21年7月発生分から中止していただくことで、当該施設と確認し、その後宿泊分のみ申告納付していただくこととした。本市としても、これまで徴収された金額については、還付する用意はあるものの、まだ、結論には至っていない。

第4章 市税を中心とした未収管理事務

第1 滞納整理について

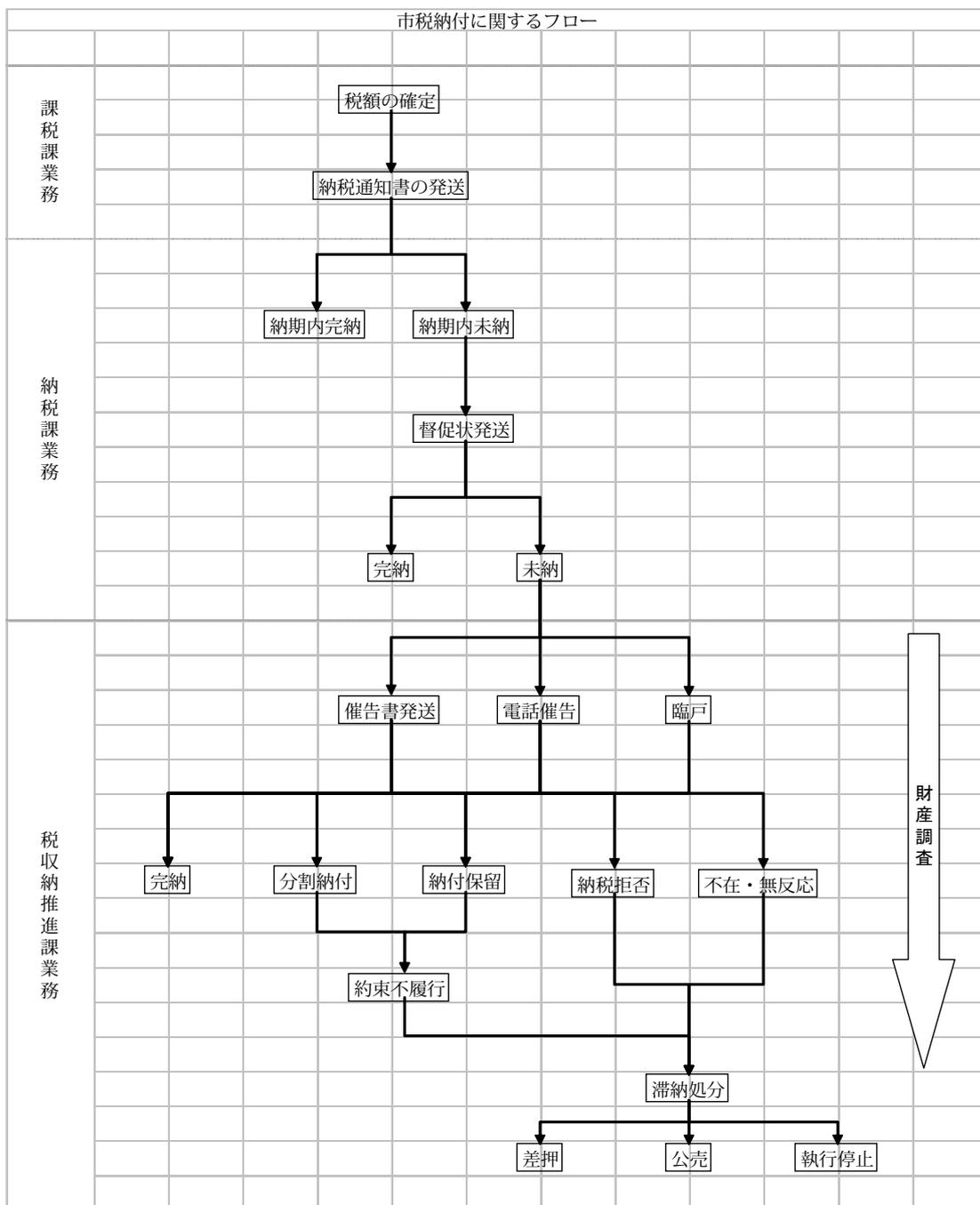
I 概要

納期限までに税を完納しない滞納者へ督促状を発送し、その督促納期限にも完納しない滞納者に対しては、まず、納税を促すための催告（催告書発送、電話催告、臨戸）を行う。

さらに滞納の状況や資産に応じ、分割納付（徴収猶予、換価猶予、納付誓約による分納）を認めたり、資産がある場合には滞納処分（差押）を、徴収が事実上困難な場合には執行停止という手続を採ることになる。このような手続の中で、督促納期限後の滞納者を対象とし、催告から完納もしくは執行停止までの一連の手続を総称して滞納整理という。

II 具体的手続

前項の一連の手続きをフローチャートで示すと以下のとおりである。



Ⅲ 平成20年度における滞納整理に関する久留米市の対応

久留米市は、これまでの自主納付を基本とした滞納整理手法から平成20年度以降「攻めの滞納整理」の実施へと考え方を転換し、滞納整理を強化した。

「攻めの滞納整理」とは、財産調査を行い、財産がありながら納付誠意のない滞納者に対しては、差押を前提とした滞納整理を実施するものである。

その背景として、税を取り巻く環境の変化があげられる。すなわち、バブル経済崩壊

前は市税の納付状況は安定していた。しかし、バブル経済崩壊後は不動産を担保に多額の借入れを抱えた不動産関連や税源移譲による市税の負担感の増加や給与所得の減少、自営業者の事業不振により滞納額が増加した。そして、昨年来のアメリカの金融危機に発する構造的な経済情勢の著しい悪化により、さらに税収の積極的確保のあり方が自治体に求められている。

また、これまでは市民の納税意識に支えられ、自主的納付に委ねておけば一定の収納は確保できた。しかし、核家族化の進展、個人主義の拡大により、公に対する意識が希薄となり、自主的納付による収納率の低下が若年層を中心に目立ってきた。

さらに、少額分納者の増加に伴い、分納事務に多くの時間を要し、効率的な滞納整理が進んでいないという事情がある。

以上のような事情から自治体自身も税収納の意識を変える必要に迫られた。全国の多くの自治体でも時間的前後の差はあっても同じような背景事情に基づき滞納整理手法についての考え方は転換してきている。

IV 監査方針

前記「攻めの滞納整理」については平成20年10月より久留米市内部でそのあり方を検討し、組織等が構築されたものである。そして、監査の対象として、当該体制以降の実績については、未だ年間を通したデータが出ておらず、客観的評価を行うことは困難である。

そこで、本件監査においては、久留米市が採用した平成20年10月以降における組織と体制について、その内容を検証することとし、実績データに基づいた各手続の監査については、滞納整理を強化する以前の実績を含めた年間実績をもとに監査することとした。

したがって、滞納整理強化後の実績の検証は、改めて将来に亘って検討されるべきものとする。

第2 滞納整理に関する組織及び人員体制

I 概要

1. 久留米市における税収納推進課の所属する職員は、平成20年度19名、平成21年度24名となっている。職場内におけるその役職別の人員の割り振りは、下記税収納推進課要員体制一覧のとおりである。市町村合併に伴う旧4町（田主丸町、北野町、城島町、三潯町）の滞納整理部門の久留米市本庁への引き揚げにより3名が増員されていることから、実質的には2名の増員である。しかし、その2名も嘱託職員2名の補強にすぎず、体制そのものは平成19年度と大きな変化はないものと考えられる。

上記人員の業務組織内容に応じた割り振りは、下記税収納推進課業務組織一覧表のとおりである。

【税収納推進課要員体制一覧表】

	H20年度 (H20.5.1現在)	H21年度 (H21.5.1現在)		
課長 (税担当次長兼務)	1名	1名		
特別滞納整理主幹	1名	1名	17名(+3名)	24名(+5名)
監督者 課長補佐	2名	2名		
監督者 主査	4名	5名		
職員	6名	8名		
嘱託職員	4名	6名	7名(+2名)	
非常勤特別職員 (国税OB)	1名	1名		

【税収納推進課業務組織一覧表】

(H21.5.1現在)

チーム名	職員構成	業務
①初動チーム	職員1名 嘱託職員6名	<ul style="list-style-type: none"> ・現年度未納者への滞納整理（納税センター催告後） ・分割納付に関する業務・受付、納付管理、催告指導 ・過年度繰越分滞納額10万円未満の催告等
②滞納整理チーム	職員8名	<ul style="list-style-type: none"> ・現年度滞納分の初動チームから引き継ぐ事案の滞納整理 ・繰越分滞納額10万円以上100万円未満の滞納整理

③機動チーム	職員 4 名 非常勤特別職員 1 名 (国税 O B)	・高額困難事案である 1 0 0 万円以上の滞納整理 ・全般的な滞納処分に関する業務 (指導・研究等)
④庶務・収納対策チーム	職員 2 名	・議会对応、予算執行等の庶務業務 ・お知らせセンター運営管理 ・インターネット公売実施
⑤納税お知らせセンター	民間オペレーター 4 名 (業務委託)	・督促状納付期限後の初期末納者に対する電話による納付のお知らせ

2. 滞納整理の実施方法については、現年度分の滞納整理と過年度滞納繰越分の滞納整理で取り扱いを異にしている。詳細は下記のとおりである。

(1) 現年度分の滞納整理

- ①「納税お知らせセンター」が架電または催告書により納付の依頼
- ② 初動チームが、その後の未納者に個別呼出状の送付
- ③ 初動チームが無反応者に対して財産調査と差押予告書送付
- ④ 滞納整理チームが滞納処分前提の滞納整理の実施 (差押、執行停止、交付要求)

(2) 過年度滞納繰越分の滞納整理

- ① 滞納整理チーム・機動チームが財産調査 (預金、不動産、申告書等)
- ② 滞納整理チーム・機動チームが個別呼出状送付
- ③ 滞納整理チーム・機動チームが無反応者に対して差押予告書送付
- ④ 納付がなければ滞納処分前提の滞納整理の実施 (差押、執行停止、交付要求)

3. 税収納推進課における人的体制詳細について

久留米市は、人口 3 0 万人の中核市である。

平成 2 0 年度末における久留米市の滞納者数は、約 2 3, 0 0 0 件であり、平成 2 1 年度の滞納整理業務については、管理職及び庶務担当者を除き正規職員 1 3 名、嘱託職員 6 名、その他の職員 1 名の合計 2 0 名の人的体制で行ってきた。

職員 1 人あたりの滞納者数は、1, 1 5 0 人であり、正規職員についてみれば、1, 7 6 9 人となっている。このデータを、他の中核市 4 0 市と比較すると、職員 1 人あたりの滞納者の人数としては上位にあたる。正規職員 1 人あたりの滞納者数では全国比較で最も多くなっている (下記中核市徴収職員数調査結果一覧表参照)。

【中核市徴収職員数調査結果一覧表】 ※福岡市、北九州市を含む

中核市	正規職員数	嘱託数	その他職員数	職員数合計	滞納者数	滞納者数/正規職員数	滞納者数/職員数合計	人口
久留米市	13.0	6.0	1.0	21.0	23,000	1,769	1,150	303,000
岡崎市	15.0	6.0	0.0	21.0	22,000	1,467	1,048	376,000
岡山市	33.0	7.0	0.0	40.0	46,000	1,394	1,150	704,000
豊橋市	18.1	3.2	0.0	21.3	25,000	1,381	1,174	384,000
相模原市	50.0	0.0	1.0	51.0	63,000	1,260	1,235	712,000
豊田市	29.0	7.0	16.0	52.0	36,000	1,241	692	424,000
宇都宮市	34.0	20.5	0.0	54.5	42,000	1,235	771	506,000
船橋市	35.0	0.0	14.0	49.0	42,000	1,200	857	600,000
柏市	24.0	0.0	0.0	24.0	27,000	1,125	1,125	390,000
倉敷市	28.0	8.0	1.0	37.0	31,000	1,107	838	480,000
和歌山市	26.0	0.0	3.0	29.0	25,000	962	862	370,000
金沢市	26.0	6.0	1.0	33.0	25,000	962	758	457,000
姫路市	31.0	0.0	0.0	31.0	29,000	935	935	536,000
松山市	50.0	8.0	5.0	63.0	44,000	880	698	516,000
旭川市	32.0	10.0	1.0	43.0	28,000	875	651	357,000
川越市	22.0	0.0	0.0	22.0	19,000	864	864	340,000
いわき市	36.0	16.0	0.0	52.0	31,000	861	596	345,000
高知市	27.0	0.0	0.0	27.0	22,000	815	815	340,000
下関市	27.0	2.0	0.0	29.0	21,000	778	724	287,000
東大阪市	52.0	2.0	0.0	54.0	37,000	712	685	506,000
横須賀市	31.0	0.0	2.0	33.0	22,000	710	667	420,000
長崎市	55.0	13.0	0.0	68.0	38,669	703	569	447,000
高松市	27.0	4.0	1.0	32.0	18,000	667	563	427,000
宮崎市	41.0	4.0	2.0	47.0	27,000	659	574	370,000
福岡市	129.0	4.0	0.0	133.0	81,000	628	609	1,438,000
高槻市	30.0	0.0	0.0	30.0	18,000	600	600	359,000
鹿児島市	67.0	0.0	0.0	67.0	40,000	597	597	605,000
秋田市	27.0	0.0	0.0	27.0	16,000	593	593	326,000
西宮市	36.0	0.0	0.0	36.0	21,000	583	583	479,000
大分市	31.0	5.0	0.0	36.0	18,000	581	500	474,000
富山市	37.0	9.0	0.0	46.0	20,000	541	435	418,000

北九州市	95.0	0.0	0.0	95.0	51,000	537	537	983,000
盛岡市	39.0	0.0	2.0	41.0	20,000	513	488	298,000
福山市	43.0	8.0	0.0	51.0	21,000	488	412	465,000
函館市	37.0	0.0	1.0	38.0	18,000	486	474	285,000
青森市	63.0	11.0	7.0	81.0	24,000	381	296	306,000
長野市	67.0	3.0	4.0	74.0	17,000	254	230	380,000
熊本市	40.0	40.0	1.0	81.0	不明	不明	不明	679,000
郡山市	38.0	12.0	10.0	60.0	不明	不明	不明	339,000
奈良市	21.0	0.0	2.0	23.0	不明	不明	不明	369,000
岐阜市	39.0	3.0	0.0	42.0	不明	不明	不明	421,000
平均	39.1	5.3	1.8	46.2	29,964	847	712	468,805

※滞納者数は平成21年3月31日現在、その他は原則として平成21年度の数値

久留米市における平成17年度以降の滞納繰越分の収納率は、下記のとおり13～14%台で推移している。単年度比較における滞納繰越分の収納率の改善も認められない。

久留米市と比較的類似した他の中核市のうち、いくつかの滞納繰越分の収納率をあげると下記のとおりであり、いずれの年度も他の中核市を下回っている。

平成19年度について検討すると、市税の収納率が20%を超えているものは22市、15%を下回っているのは郡山市と久留米市のみである。久留米市は全国の中核市中でも市税収納率が最下位である。

この結果からわかることは、税収納推進課の業務の取組や職員のノウハウに問題があるということのみならず、上記の滞納整理に関わる徴収職員の人的体制が十分ではないということである。

したがって、市税の収納率を上げるためには、正規担当職員の増員など、より充実した人的体制の拡充が望まれると考える。

【類似中核市滞納繰越分の収納率比較表】

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
久留米市	14.0	13.6	14.4	13.6
奈良市	14.56	15.81	16.51	
岡崎市	15.5	16.9	17.8	
高知市	17.46	16.73	18.19	
四日市市	26.48	26.43	26.49	
前橋市	18.9	22.4	21.5	

【平成19年度全国中核市収納率比較表】 ※福岡市、北九州市を含む

中核市	担当部署	現年度分収納率	滞納繰越分収納率	全体
久留米市	市民部税収納推進課	97.1	14.4	88.3
岡崎市	税務部納税課	98.5	17.8	94.6
岡山市	財政局収納課	98.2	22.8	93.6
豊橋市	財務部納税課	98.0	15.2	92.9
相模原市	税務部納税課	98.5	27.0	95.7
豊田市	市民部納税課	99.0	17.6	97.0
宇都宮市	理財部納税課	97.7	23.2	93.7
船橋市	税務部納税課	98.2	25.1	94.0
柏市	財政部収納課	97.9	20.8	91.4
倉敷市	税務部納税課	98.5	16.6	94.5
和歌山市	税務部納税課	98.0	21.1	91.1
金沢市	総務局税務課	98.4	21.3	94.2
姫路市	財政局納税課	98.3	21.5	94.1
松山市	理財部納税課	97.9	23.0	92.9
旭川市	税務部納税課	96.7	20.6	91.1
川越市	財政部収税課	98.1	21.2	92.9
いわき市	財政部税務課	97.4	15.5	90.9
高知市	財務部税務管理課	98.0	18.2	93.0
下関市	財政部納税課	98.0	16.8	90.7
東大阪市	財務部収納対策室	97.1	32.7	93.1
横須賀市	財政部納税課	98.3	19.6	93.4
長崎市	理財部特別滞納整理室	97.5	23.4	92.8
高松市	財務部納税課	98.1	19.4	93.5
宮崎市	財務部特別滞納整理課	97.7	24.1	92.7
福岡市	財政局税務部指導課 納税指導係	98.7	25.2	96.0
高槻市	財務部税務室収納課	98.5	20.4	95.3
鹿児島市	税務部納税課	97.5	23.4	92.7
秋田市	財政部納税課	98.0	16.4	93.4
西宮市	税務部納税グループ	98.6	17.1	93.0
大分市	財務部納税課	98.6	21.1	95.2
富山市	財務部納税課	98.3	18.1	92.7

北九州市	財政局 税務部 特別滞納調査室	98.7	37.4	96.7
盛岡市	財政部納税課	97.5	25.1	93.0
福山市	税務部納税課	98.7	19.4	95.7
函館市	財務部納税課	97.1	17.4	92.6
青森市	企画財政部納税支援課	97.9	18.6	93.2
長野市	財政部収納課	98.5	24.4	95.5
熊本市	税務部納税課	97.2	21.6	91.9
郡山市	税務部収納課	98.0	14.7	91.6
奈良市	総務部滞納整理課	97.7	16.5	90.6
岐阜市	財政部納税課	97.3	15.5	90.0

4. 久留米市は、これまでの自主納付を基本とした滞納整理手法から平成20年度から「攻めの滞納整理」の実施へと考え方を転換し、滞納整理を強化した。

ところが、職員数は、方針転換後も抜本的な増員はなされておらず（市町村合併に伴い増員された3名を除くと嘱託職員2名の増員に過ぎない）、すでに述べたとおりその人数は十分とはいえない。

また、職員の多くが職場異動により税収納推進課以外の部署から配転されており、滞納整理についての知識、ノウハウを有しているものはほとんどいない。したがって、課内でシステムを構築し、また職員の増加を図っても異動してきた職員の滞納整理に関する教育がなされなければ「攻めの滞納整理」の方針へ転換した目的が達成できない。

特に滞納整理は、市職員の係わる業務の中でも専門的な分野であり、これまで係わった職務経験から直ちに具体的職務を遂行できるわけではない。

平成20年度における職員に対する研修の実績については下記滞納整理に関わる研修実績一覧表のとおりである。

滞納整理に関する講義が法的説明や手続に関する基礎知識から事案演習まで幅広く行われている。

【平成20年度滞納整理に関わる研修実績一覧表】

日	曜日	時間	主要項目	内 容	対象者
6月17日	火	9:30～11:00	納税交渉について	滞納者との対応の基本。徴税の基本。事案演習	職員 嘱託 支所
6月27日	金	9:30～11:00			

7月15日	火	9: 30～11: 00	滞納整理とは	徴税吏員とは、守秘義務、時効、経過記事の記載、不服申立、事案演習	〃
7月22日	火	13: 30～15: 00			
7月29日	火	13: 30～15: 00	徴収の基礎知識	納税の告知、督促と催告、繰上徴収、書類の送達、事案演習	〃
8月5日	火	9: 30～11: 00			
8月28日	木	13: 20～17: 10	市税賦課・収納・証明	市民税・軽自動車税・法人市民税・資産税の賦課及び収納、証明の仕組みについて	新任者 (支所新任者)
9月9日	火	9: 30～11: 00	財産の見つけ方 & 質問・検査	預金、申告書、質問のできる場合・相手方、事案演習	職員 支所
9月12日	金	同上			
10月7日	火	15: 00～17: 00 (17: 15～17: 45 L操作)	交付要求・参加 差押	法的説明、事案演習	〃
10月10日	金	同上			
11月4日	火	15: 00～17: 00 (17: 15～17: 45 L操作)	差押①	銀行預金、郵便貯金の差押	〃
11月7日	金	同上			
12月2日	火	9: 30～11: 00	差押②	給与、生命保険等債権の差押	〃
12月9日	火	14: 00～16: 00			
1月9日	金	9: 30～11: 00	差押③	不動産、不動産登記の見方、事案演習	〃
1月16日	金	同上			

<外部の研修>

- ・税徴収事務研修… 1 1 月 1 2 ～ 1 4 日。市町村研修所（大野城市）。

- ・税徴収事務エキスパート研修…9月24～26日。市町村研修所（大野城市）。

5. 滞納整理マニュアルについて

久留米市の税収納推進課においては、滞納整理マニュアルというものはないが、滞納整理手続に関わる担当職員のための業務概要を記載した研修資料が備えられている。職員は同資料を実務の参考マニュアルとして利用している。

同資料は、各滞納整理に関する手続の概要と実際の業務における注意書きを記したものとなっている。それぞれにおいて概ね手続と業務の内容が網羅されている。

しかし、各手続においてどのような基準で誰が決裁を行うのか明確な規定がない。同課担当職員に聴取したところ、担当職員が法律により判断を行ない、事案に応じて個々に対応しているとのことである。

具体的事例に直面した場合に、例えば、当該事例において差押を行うのか、執行停止を行うのかなどの判断が必要になった場合に、担当職員の判断に委ねられるとすれば同様の事例において結論が異なるような事態が起き、納税者の公平を害する可能性が懸念される。

したがって、担当職員に判断が委ねられていたとしてもある程度客観的に判断が決まってくるような基準と決裁権者が盛り込まれたマニュアルを備え置くことが望ましいと考える。

6. 税収納推進課の位置づけについて

久留米市においては、税収納推進課は市民部に属する。前記平成19年度全国中核市滞納税率比較表記載のとおり、税収納関係の部署が市民部に属する中核市は、全中核市のうち久留米市と豊田市の2市のみである。

税収納推進課が市民部内にあることについて、財務部や財政部に属する他の中核市とで滞納整理業務に関して大きな差異はない。

しかし、滞納整理については、市民との利害が衝突する場面が少なくなく、特に「攻めの滞納整理」に方針転換した久留米市においては徴収業務について機動的かつ積極的な行動が求められるのであるから、市民側の発想に立ちやすい市民部よりも歳入・歳出等の直接財政運営を所管している財務部や財政部に属していた方が望ましいのかも知れない。

II 監査手続

- ① 滞納整理を行う部署として適切な組織、人員体制を整えているといえるか。
- ② 滞納整理を行うにつき組織として十分な対応ができる業務能力基盤を備えているといえるか。
- ③ 機動力ある組織の体制が構築されているか。

- ④ 納税者に不公平が生じないような滞納整理手続について明確かつ客観的に基準等のシステム作りがなされているか。

Ⅲ 監査意見

1. 滞納整理を行う部署として適切な組織、人員体制を整えているといえるか。

滞納整理を行う部署としてどのような規模の人員体制が必要か、そのような組織の体制が必要かについては、その基準となるような指標はなく、組織として十分な体制を備えているかどうかを明確に検証できるわけではない。

しかし、少なくとも前記のような他の中核市の組織、体制との比較において久留米市の場合、近年の滞納繰越分収納率が全国の中でも際だって低いこと、職員1人あたりの滞納者数が著しく多いことなどのデータに鑑みれば、滞納整理の業務内容の質の問題のみではなく人員体制に問題があることは明らかである。

したがって、機動力ある職員の増員が少なくとも全国の平均値かもしくはそれ以上になされる必要がある。具体的には、必要とされる正職員数は、現在のほぼ倍の数である30人程度（1人あたりの滞納者数766人）、その他の職員を合わせた総職員数は、35人程度（1人あたりの滞納者数657人）まで増員するべきものとする。

2. 滞納整理を行うにつき組織として十分な対応ができる能力基盤を備えているといえるか。

滞納整理業務が適正になされるためには、担当職員が十分な知識とノウハウを有していることが必要である。そのためには滞納整理についての共通の認識と知識を得る機会として研修の徹底と充実を図ることが要請される。

この点、すでに述べたとおり研修の実績は、滞納整理に関する講義が法的説明や手続に関する基礎知識から事案演習まで幅広く行われている。研修への参加は各回数名の職員が参加しているにすぎず、すべての職員が多くの研修に参加して滞納整理についての知識とノウハウを習得できているというわけではない。

滞納整理業務が効率よく適正になされるためには、担当職員が十分な経験を積み重ねることが必要である。十分な数の人員を税収納推進課に配置しても、それぞれの担当者の経験が不十分であれば滞納整理業務は十分に機能しない。

人事異動については同時に組織内の大幅な人員の入れ替えが行われたりすれば経験者から新任者への受け継ぎが十分に行われられない可能性がある。十分な経験を有する担当者を配置し、その担当者が、新任職員に事案に応じた十分な指導ができるような体制がとられることが必要である。

前記に述べた研修も滞納整理の実務に当たり、重要な要素であるが、研修のみでは実務を行うには不十分であり、常に経験者の助言を受けながらチームを組んで事案に当たる必要があるからである。

3. 機動力ある組織の体制が構築されているか。

「税収納推進課業務組織一覧表」(p 90参照)記載のとおり、滞納額の規模に応じて初動チーム、滞納整理チーム、機動チームにチーム分けを行い、さらにインターネット公売実施等のために庶務・収納対策チームに分類し、それぞれのチームに担当職員を配属している。

初動チームは主に嘱託職員を、機動チームには経験者を配属し、滞納整理チームには新任者を配置しているが、概ね適正な配置を行っているものの、滞納整理チームの配属人数が少なすぎることは前記に人員体制の問題点のところでも述べたとおりである。

4. 滞納整理手続について明確かつ客観的に基準等のシステム作りがなされているか。

久留米市の税収納推進課における滞納整理マニュアルは存しない。前記研修資料が参考マニュアルとして利用されているが、これには各滞納整理に関する手続の概要と実際の業務における注意書きを記したもので、概ね手続と業務の内容が網羅されている。

しかし、この資料は概要を説明したものにはすぎない。内容的には手続の説明や現場での準備や対応などについては細かく記載してあるが、それぞれの手続の中で誰の判断で手続を開始するのか、どのような基準で開始されるのか、明確な基準が設けられていない。その手続についての判断は、担当職員が法律により判断を行ない、事案に応じて対応しているとのことであるが、具体的事例に直面した場合に、例えば、当該事例において差押を行うのか、執行停止を行うのかなどの判断が必要になった場合に、担当職員の判断に委ねられるとすれば同様の事例において結論が異なるようなことも生じ、納税者の公平を害する可能性が懸念される。

したがって、担当職員に判断が委ねられていたとしてもある程度客観的に判断が決まってくるような明確な基準と決裁権者が盛り込まれた滞納整理マニュアルを作成することが望ましいと考える。

第3 滞納整理の手続について

I 催告書(文書による催告)

1. 概要

催告書の発送は、滞納者に対して自主的に納税する機会を再度与えて納税を促すために実施される。その対象は督促状を発送した後も納付を行わない滞納者に対して実施される。

催告書の発送は、多数の滞納者に対する納税指導を効率的に行なえる手段として有効であり、また、転居や任所不明の滞納者がいるかどうかの確認ができ、ひいてはそ

の後の滞納処分を円滑に行うためにも効果があるものである。

催告書の発送の種類としては、大きく分類すれば一定の要件に該当する滞納者すべてに広く発送する一斉発送による催告書と特定の滞納者に対して行う個別発送による催告書の二種類の発送形態がある。

催告書は、警告文等の文言が記載された既存の書式をもとに作成される。一斉催告書は電算打ち出しによる文書であるが、個別催告書は納税者名等個別事項記入箇所は手書き入力である。いずれも納付期限又は面接日等の期限が設定される。

久留米市におけるそれぞれの催告書の種類を示すと以下のとおりである。

(1) 一斉催告書（電算打出し文書による催告）

① 現年度未納者対象（現年度に未納があり、前年度以前の未納がない納税者）

(イ) 催告書

督促状での督促納期期限後にも未納がある者に対して毎年特定の時期に送付される（毎年7月・9月・11月・2月・3月）。

各納付期間に未納があれば未納すべてが表記される。

(ロ) 最終催告書

出納閉鎖直前の催告書（毎年5月のみ）。

(イ)の催告書の延長上にあるもので、現年度における最終の催告であり、(イ)の各納付期間において複数の滞納があれば現年度分すべてがまとめて表記される。

文面がやや厳しい表現になっている。

② 過年度未納者対象（上記①以外の滞納者）

特別催告書

前年度以前に滞納がある人に対して送付する。

(2) 個別催告書（手書文書による催告）

一斉催告書に反応がない納税者、分割納付者で納付約束が履行されない等、滞納者側に誠意が見られない場合に使用する催告書である。

催告書の内容によって分類すれば以下のとおりである。

① 「来庁依頼通知書」

催告書に反応がない納税者、分割納付者で納付履行しない納税者等に期限を切って来庁を促すもの。

② 「呼出状」

用途は「来庁依頼」に同じであるが、文面が①に比べてより厳しい表現となっている。

「来庁依頼」と「呼出状」のいずれを発送するかについては、場面によって使い

分ける。

③「差押予告通知書」

「来庁依頼」や「呼出状」に反応がない場合や再三にわたり納付誓約が履行されないなど、滞納者がある程度の財産（あるいは債権）を所有している場合に差押えを前提として送付するものである。

④「給与等調査決定通知」

対象者が給与所得者である場合に、「差押予告」送付の前あるいは後に使用する。

⑤「差押執行通知」

臨戸・電話・上記各文書を含むあらゆる催告に反応がない、あるいは継続的に納付誓約が守られないなど、滞納者に誠意が見られなかった場合、最終手段として差押を執行することになる。

「差押執行通知」は同通知に反応しない場合直ちに差押えを執行するという最後通牒としての通知である。

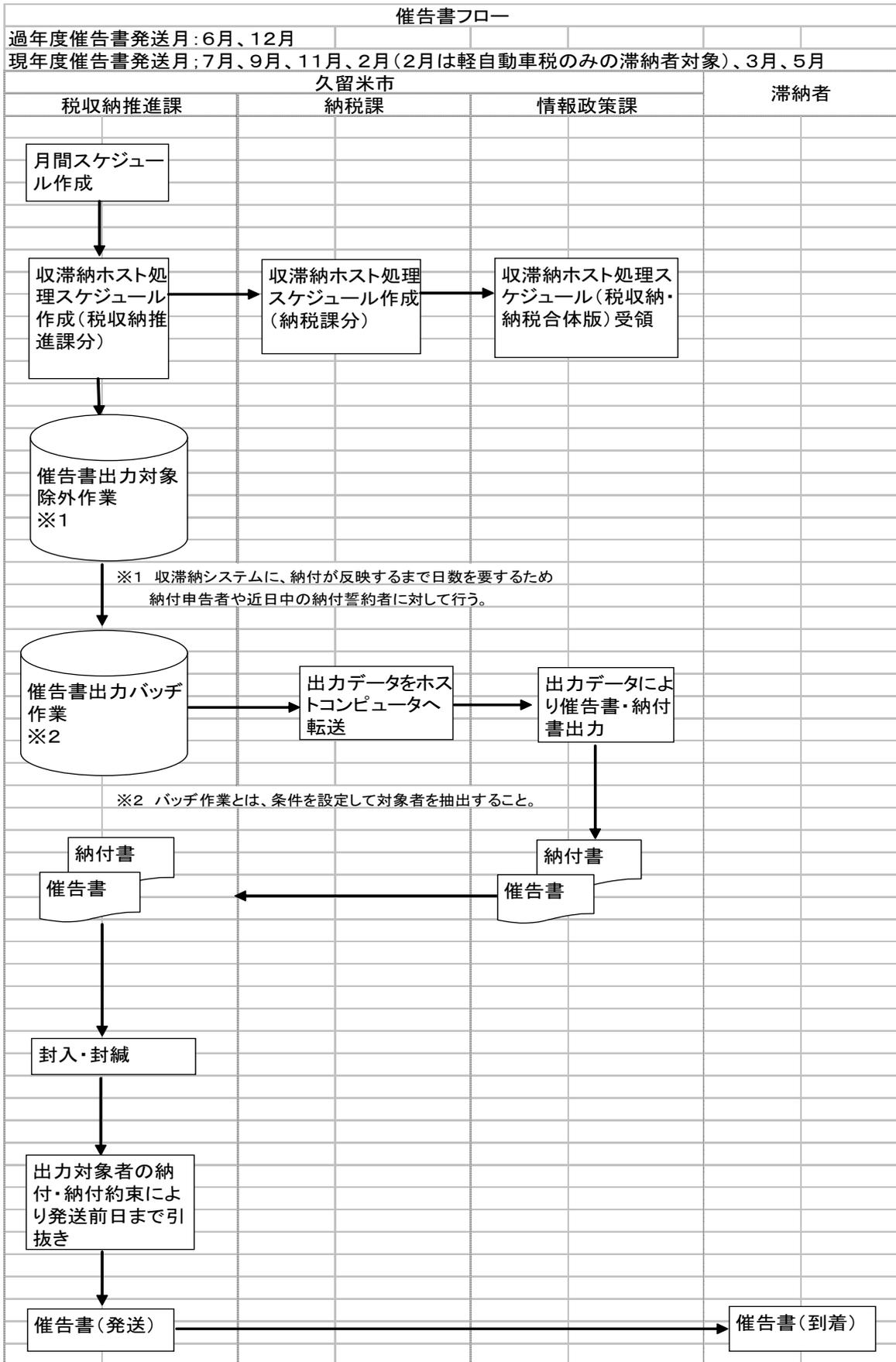
2. 一斉催告書の手続の流れ

一斉催告書送付についての手続の流れは、以下「催告書フロー」記載のとおりである。文書による催告は、現年度未納者に対して毎年5回すべての滞納者を対象として実施し（但し2月は軽自動車税のみ）、毎年5月に最終催告書を、過年度未納者を対象に6月と12月に特別催告書を発送している。

督促状を発送する納税課から催告書を発送する税収納推進課との連携については、システム上同一ネットワークにあるので、督促納付期間経過分は、税収納推進課においても瞬時に把握できるシステムとなっており、自動的に引き継がれることになる。

督促納付期限経過分のすべてが催告書の発送の対象となるわけではなく、次項に述べる電話催告等によって納付申告者や近日中の納付誓約者については催告書出力対象除外作業を行っている。

その後、催告書出力バッチ作業（条件を設定して対象者を抽出）を行い、情報政策課において催告書・納付書の作成を行い、税収納推進課において封入・封緘作業を行い、さらに発送前日まで出力対象者の納付もしくは納付の約束があった場合には発送から除外している。



3. 平成20年度における一斉催告書の発送状況

催告書の発送状況は、以下のとおりである。

5月	6,992件	最終催告書
6月	15,292件	特別納税催告書
7月	3,105件	納税催告書
9月	7,520件	納税催告書
11月	2,695件	納税催告書
12月	16,908件	特別納税催告書
2月	2,670件	納税催告書
3月	8,162件	納税催告書

4. 個別催告書の発送手続

個別催告書は、前記のとおり複数の種類がある。文書の体裁は定型となっているが、文書に宛名等の個別部分については手書きで作成される。

一斉催告書に反応がない納税者、分割納付者で納付約束が履行されない等、滞納者側に誠意が見られない場合に使用するものであるが、前記記載のとおりある程度の基準はあるものの、どのタイミングでどの催告書を発送するかについては担当者の判断に任されている。

5. 監査手続

催告書の発送手続が適正になされているか、また発送手続が効率よく行われているか、経済合理性があるかについて検討した。

6. 監査意見

催告書のうち一斉催告書については、システム上同一ネットワークにあるので、督促納付期間経過分は、自動的に該当滞納者の抽出が行われることから督促状を発送する納税課と催告書を発送する税収納推進課との連携については問題ない。

その後、電話催告等によって納付申告者や近日中の納付誓約者については催告書出力対象除外作業を行っているが、この作業も次項に述べるとおり税収納推進課に隣接した「納税お知らせセンター」において、入力した納付申告者や近日中の納付誓約者をシステム画面上で瞬時に除外し、条件を設定して対象者を抽出する催告書出力バッチ作業もシステム画面上で瞬時に行うことができる。

したがって、ここでの作業において単純な入力ミスはともかく、システム的にミス

が起こることはなく、また経済合理性の点からも問題はない。

しかし、税収納推進課では、情報政策課で出来上がった催告書の封緘作業を手作業で行っている。数千もの催告書の封緘作業に税収納推進課の職員総出でこの作業を行っており、多くの時間をとられ著しく経済合理性を欠くものとなっている。

さらに、発送日までの間にその封緘した催告書からそのときまでに納付があった者に対して引き抜き作業を行っているということである。

これら一連の作業は、電算システムを採用し、システム化を図っているにもかかわらず、人手のいる単純作業でいかにも経済的に不合理なものとなっている。

封緘作業の必要のない催告書の形式に変更することが望ましいものとする。また、発送までの税納付者に対する催告書の抜き取り作業は「本状と行き違いに納付されていましたときは、ご容赦下さい」旨の文言が催告書に記載されている以上、その数が多い場合は別として特に行う必要はないものとする。

一方、個別催告書については、一斉催告書に反応がない納税者等に使用するものであるが、前記記載のとおりある程度の基準はあるものの、どのタイミングでどの催告書を発送するかについては担当者の判断に任されている。そのときの担当者に応じて取り扱いに差異が生じることになるため、より明確な催告書の発送についての基準を設けるべきものとする。

II 電話催告

1. 概要

久留米市では、これまで文書による対応を中心としてきた初期滞納事案に対して、文書送付前の段階で電話による催告を実施し、滞納初期における納付促進を図っている。

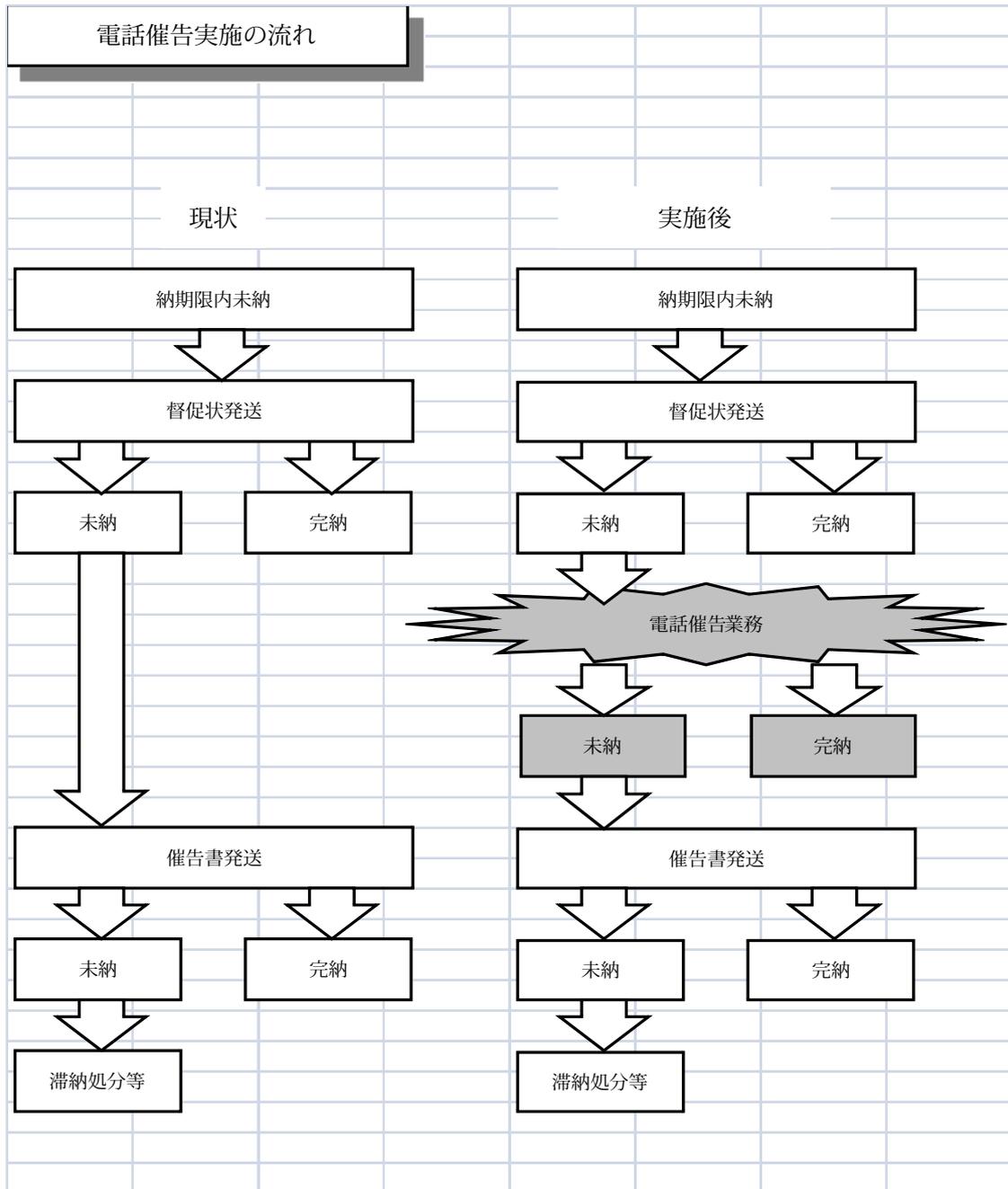
電話催告については、徴収事務の効率化並びに収納率の向上を図ることにより自主財源の安定的確保を目的として平成20年10月より電話催告業務の民間委託の実施を開始し、税収納推進課内に「納税お知らせセンター」（受託会社：株式会社ベルシステム24）を設置した。

同センターでは、現年度が未納の滞納者へ民間業者による電話催告を実施するとともに、納付約束等の催告結果の滞納管理システムへの反映や困難事案等の引継並びに徴収職員の補完的業務を実施している。

これは、平成17年3月25日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3カ年計画」に盛り込まれた「地方税の徴収の民間開放推進」や総務省自治税務局長通知「地方税の徴収に係る合理化・効率化の一層の推進について」等による市税の徴収に関する規制緩和を受け、各自治体の判断により独創的な取り組みが可能となってきたことを受けて実施を開始したものである。

また、同センターとは別に税収納推進課では、分割納付者で納付履行しない者、接触済みで意思疎通ができていない滞納者には任意で電話催告を行っている。

電話催告の実施の流れのイメージは下記フローチャートのとおりである。



2. 電話催告の実施の流れ

税収納推進課では、現年度滞納分の市県民税と固定資産税について、納税課から引継ぎを受けた電話催告対象者リストのすべてを「納税お知らせセンター」に手渡し、電話番号がわかる案件すべてに架電している。

電話番号の調査については、滞納者本人からの聴取、電話帳による検索、N T T、インターネットタウンページ等での検索、市民税申告書等の記載からの収集、給与支払報告書などである。

基本的には滞納者には第1回目として平日に架電し、不在の場合は2回目に平日時間外に、第3回目として休日に架電している。そのうち不在で連絡がつかなかったものについて同委託業者は個別催告書の作成・送付の業務を補助している。

前記で述べた一斉催告の際には、上記個別催告書を送付した滞納者に対しては除外処理をしている。

委託業者は、収納・滞納管理システムに上記電話催告の経過記録を入力し、対象者リストへ反映している。

3. 民間委託（「納税お知らせセンター」）について

電話催告業務の業務委託にあたり、委託業者の選考は20カ所の指名競争入札で行われた。下記に述べる情報漏洩の問題等もあり、業者選考の判断にあたっては慎重な判断が要求される。

当該業務を実施するにあたっては、個人情報の保護の問題、個人情報の漏洩の防止を図る必要がある。そこで、委託業者との間では、契約にあたって個人情報の取り扱いについて細部にわたり契約書に明記するとともに、受託者より「個人情報等の保護に関する誓約書」を提出させ、違反した場合は契約を解除することはもちろん、業者名や経過を公表することとしている。

また、従事者に対する研修の徹底や出退勤・物品搬出入時のチェック体制、滞納管理システムの改修やセンター設置場所の検討など情報漏洩に関する防止策を講じている。

実際に、「納税お知らせセンター」は、市役所地下1階の税収納推進課の奥の部分で、パーティションで囲まれているブースに設置されており、無関係の職員や第三者が入りできないようになっている。通常4名の従事者が配置され各自備え付けのパソコンの入出力画面を閲覧しながら業務を行っている。かばん等の私物は事前にロッカーに保管し、ブース内に持ち込めないようになっており、入退出の管理は厳重に行われている。

業務は、詳細な作業手順書が作成されており、従事者が滞納者に対応する際に使用するFAQも詳細で充実したものとなっている。

4. 実施の効果

電話催告業務を民間委託することによって催告書発送前のタイミングで当業務を実施することができ、催告書送付件数の削減による送付に係る経費の節約に繋がること、滞納者の文書慣れを防止することで、滞納の累積を防止することが期待できること、休日や時間外等実施時間をフレキシブルに設定することができ、共働き世帯等への電話催告の効果も期待できるうえ、徴税吏員が本来業務である滞納整理に集中することができることなどを目的として実施された。

また、経費削減については、計画当初年間約4,700万円程度の削減が見込まれるとの試算であった。

平成20年度における本業務実施以降の納税お知らせセンターによって実施された電話催告の内容については下記一覧表のとおりである。

【お知らせセンター電話催告実績一覧表】

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	小計	平均
市県民税	滞納者数							7,861		7,683			7,772	23,316	7,772
	架電件数							3,857		2,885			3,371	10,113	3,371
	一斉催告書発送件数							4,004		4,798			4,401	13,203	4,401
固定資産税	滞納者数								5,372			4,901		10,273	5,137
	架電件数								3,305			3,332		6,637	3,319
	一斉催告書発送件数								2,067			1,569		3,636	1,818
合計	滞納者数							7,851	5,372	7,683		4,901	7,772	33,579	6,716
	架電件数							3,857	3,305	2,885		3,332	3,371	16,750	3,350
	一斉催告書発送件数							4,004	2,067	4,798		1,569	4,401	16,839	3,368

市県民税について、10月期、12月期、3月期の3回について実施されている。現年度期間中滞納者年間合計23,316件のうち、同センターによる架電件数は10,113件となっている。

固定資産税については、11月期、2月期の2回実施されている。現年度期間中滞納者年間合計10,273件のうち、同センターによる架電件数は、6,637件となっている。

いずれも督促状の納付期限後の未納者を対象に同期限後2～3週間程度の期間（対象月の中旬に当たる）で上記架電を行い、月末の催告書の発送までに完了することになる。

上記電話催告の結果、委託業者から納付申告者や近日中の納付誓約者、困難事案等の引継ぎを受けた後、税収納推進課では引継対象者を対象に収納確認を行い、なお納税不履行の場合には、電話催告等の納税指導を行っている。

参考までに平成21年度7月から9月までの架電件数2,541件のうち納付を確約した引継件数は1,157件であり、そのうち876件（73.98%）について収納確認ができています。不履行案件について電話催告をした結果42件について収納

確認ができています。

以上を集計すると、引継件数1,157件のうち完納実績は918件となっており、79.3%が電話催告による完納率となっている。

5. 監査手続

電話催告の手続が適正になされているか、経済合理性があるか、電話催告についての業務委託に問題点はないかについて、担当者からの聴取及び契約書等の資料、納税お知らせセンターの現地調査等を行い検討した。

6. 監査意見

(1) 電話催告に関する手続の流れについては、税収納推進課からお知らせセンターへのリストの受け渡し、お知らせセンターの業務後の税収納推進課への引継手続は、システム内への架電経過記録等のデータ入力で行われており、引継ミス等の事態は想定しえないことなど特に問題点は見あたらない。

(2) 民間業務委託について、その選任方法、委託業者ともに現状では問題ない。

ただ、電話催告業務そのものは、従事者が詳細な作業手順書とFAQを参照しながら行われており、詳細なだけに従事者の能力によって作業効率が大きく左右されるものとなっている。従事者の能力の検証等一定期間の実績をみて委託業者の妥当性を検討する必要がある。また、情報管理についても、特に時間外、休日の管理が手薄となる時間帯における業務における体制を整える必要があると考える。

(3) 委託業務の内容については、督促状納付期限を過ぎた滞納者のすべてのデータを「納税お知らせセンター」に提供し、電話番号がわかる案件すべてを対象とし、平日、平日時間外、休日に3回架電し、不在で連絡がつかなかったものについて同委託業者は個別催告書の作成・送付の業務を補助しているなど一連の必要な事務を委託しており、妥当なものとなっている。

場合によっては、前に述べた一斉催告書の封緘作業を業務委託することも一考を要すべきものであろう。

(4) 業務委託による効果について

電話催告業務の民間委託によって、催告書送付件数の削減が可能であるという点については、民間委託実施後の平成20年度の実績において、架電件数16,750件が滞納者33,589件の約半数(49.87%)となっており、一斉催告書発送の半数が送付対象から外れており、また「納税お知らせセンター」から引継後の納付率が高率であることから電話催告について業務委託を実施した効果はすでに現れているものともいえる。

滞納整理冒頭で述べたように、平成20年10月に実施の制度であるから具体的な実績をもとに電話催告の業務委託の効果を検証するには年間を通した費用対効果

も含めた検証作業が必要である。

さらに、実績を見て効果が明らかとなった場合には、市県民税、固定資産税、軽自動車税（平成21年度に実施されている）のほかの市税を対象とし、対象範囲を広げて行うことも考慮すべき要素の一つである。

現状では電話催告の業務委託の効果を積極的に評価していいのではないかと考える。

Ⅲ 臨戸

1. 概要

臨戸とは、滞納整理業務において、滞納者と直接面談する納税指導方法である。

差押を前提として必要に応じて自宅や勤務先を訪問することとなる。訪問した際に滞納者が不在であった場合は、差置き書を投函するなどして心理的に納税意識を高める。

具体的には、滞納者又その家族が在宅の場合は、あらかじめ身分を明らかにしたうえで用件を伝え、延滞理由・職業・経済状況などを聴取し納税指導を行う。

その際、滞納者の生活状況や財産状態を確認し、法人の場合には、会社の経営状況を確認することができる。臨戸は、文書による催告や電話催告とは異なり、今後の税収納にとって重要な情報を獲得できる一手段である。

このような意味で、臨戸はより強力な滞納整理事務の一つであるが、一方徴税吏員が市役所の外に出て直接面談を行うものであるから、人的制約・時間的制約がある。

2. 臨戸催告の実施手続

久留米市では、臨戸催告について参考マニュアルとして利用している研修資料の中に記載されている臨戸決定の判断の要素としては以下のような選定条件が示されている。

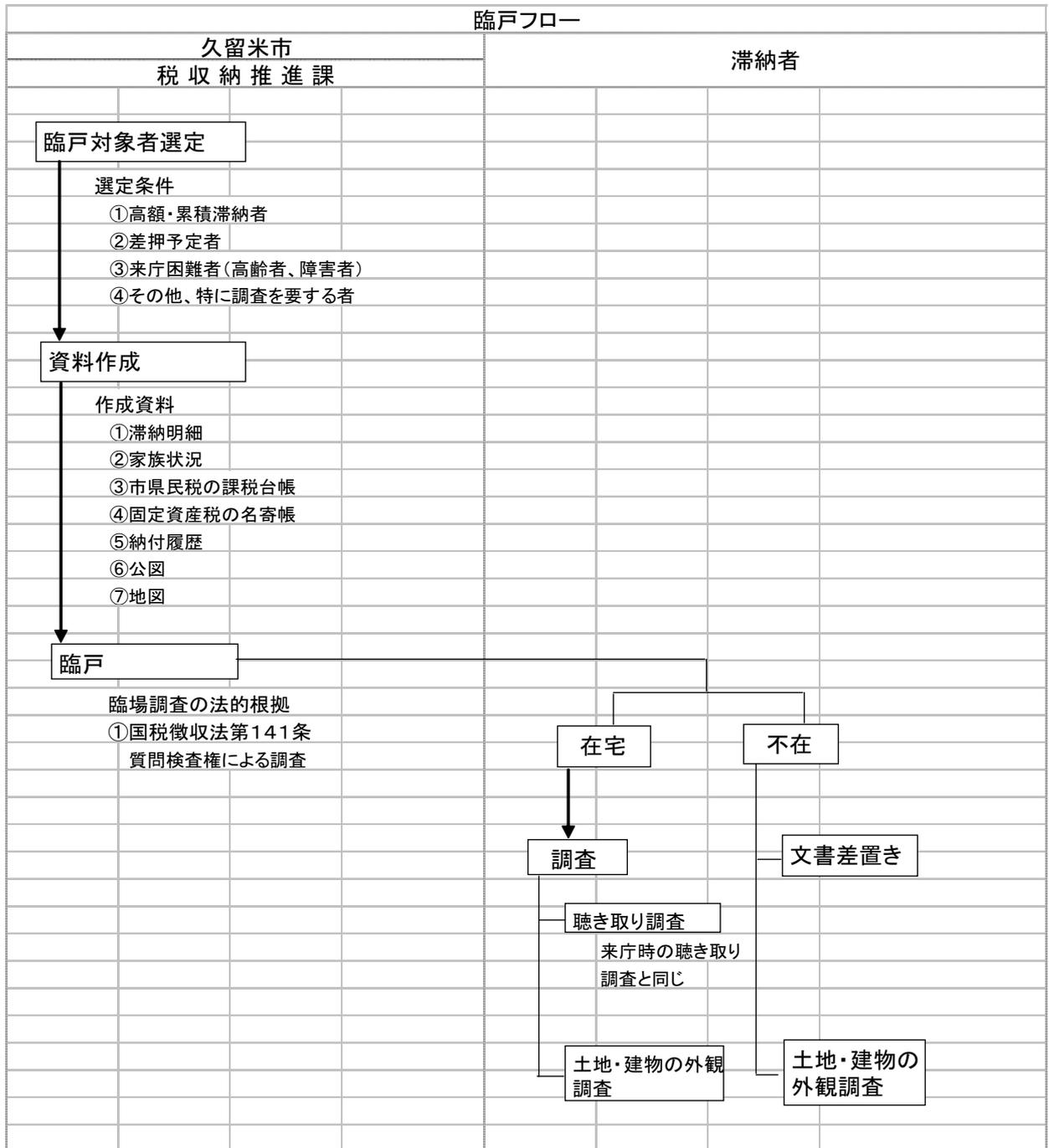
- ① 高額、累積滞納者
- ② 差押予定者
- ③ 来庁困難者（高齢者障害者）
- ④ その他特に調査を要するもの

臨戸の判断は、上記の基準や時効近接などを理由に税収納推進課における徴税吏員の判断に委ねられている。特に上司の決裁を取っておらず、市外に赴く場合についてのみ上司の決裁をとっている。

市内は公用車を利用する。臨戸は、1日1件だけの場合もあり、まとめていく場合もある。担当は、2名一組となって税収納推進課内の機動チームでほとんどを担当する。

久留米市において平成20年度は、5月に388件の一斉臨戸を行っている。徴税吏員は臨戸の際に差押を行うことも認められているが、実際に差押えをした事例はほとんど存しない。

臨戸の手続の流れは、以下の臨戸フロー記載のとおりである。



3. 監査手続

臨戸の手続が適正になされているか、経済合理性があるかについて、担当者からの聴取及び管理資料等を行い検討した。

4. 監査意見

前記研修資料の臨戸の箇所には、主に徴税吏員が臨戸を行う際の事前準備や現場での対応等について詳細に記載されている。

しかし、臨戸実施の判断は、前記の条件に従って徴税吏員の判断に委ねられている。

市外の場合の決裁も臨戸実施の判断に対する決裁ではなく、経費負担を認めるための決裁となっている。

臨戸については、事前に生活実態や家族構成・財産調査等を十分に調査しておかなければ、滞納者に支払能力がなかったり、不在であったりと多くの人的・時間的資源が無駄になる。

久留米市の場合、研修資料で上記のような選定条件を示しているが、その判断は徴税吏員の判断に任せられ、臨戸実施の判断の基準としては、上記選定条件は十分なものとは言えない。

もちろん、徴税吏員の経験に基づく実質的判断は重要な要素であるが、これが主観的、専断的に行われる運用となる可能性がある。

したがって、担当徴税吏員は、より具体的に生活実態や家族構成・財産調査等を行ったうえで臨戸の実施判断を行い、さらに、客観的判断を仰ぐために上司決裁を経る手続きを採るべきであろう。

平成20年度は、388件の一斉臨戸を行っている。しかし、その選定の判断は前述の選定条件を一定の基準として滞納者の一覧から形式的に選定した納付勧奨的な臨戸であり、十分な調査・検討を経ずになされたものである。すなわち、個別的な納付の可能性をある程度は考慮しているものの、当初から十分な効果が認められるようなものではなかった。

個別事案に応じてより経済合理性、効率化を図った臨戸実施の判断が求められなければならない。

なお、市税の徴収現場における臨戸への取扱いについては、その経済的合理性、効率化の面からも、滞納処分（差押）の直前に行う最終状況確認の意味合いで実施されることが多くなってきており、全国的に納付勧奨的な臨戸は行なわれないようになってきている。

市税の徴収現場における臨戸に対する考え方は久留米市も同様であり、平成20年度から取り組んでいる「攻めの滞納整理」の方向性と合致しているものであると言える。

IV 分割納付

1. 概要

分割納付（分納）とは、納税の意思がありながら経済的な事情により滞納税を一括

で納付できない場合に分割して納付する方法・手続をいう。

分納誓約は文書をもって行なう。分納誓約とは、滞納市税の債務額の承認及び分割納付額・期間の約束、約束不履行の場合の滞納処分を受けることに異議のないことを誓約することをいう。原則的には来庁による分納誓約受付とするが、電話による分納誓約も受け付けている。電話などで受け付けた場合、市から納税者に対して「分納誓約書」を郵送し、記名捺印したものが返送されて始めて分割納付の誓約がなされたものとして取り扱っている。

分割納付の開始についてはあくまでも滞納者の誓約に基づくものであるから、約束の履行がなされない場合は市側からの一方的な分納取消し及び滞納処分が可能である。

現年度分の滞納については、分割納付期間は最長当該年度終了（原則3月末）までとし、過年度分の滞納は原則1年間以内とするが、病気、収入減等やむを得ない事情がある場合は、最長2年間以内としている。

毎月（毎回）の支払期限は月末を原則とする。

2. 分割納付の手続の流れ

分割納付についての処理手順は以下のとおりである。

(1) 分納誓約

分割納付を希望する納税者は、毎月の納入額及び納入予定日等の必要事項を「分納誓約書」に記入のうえ分割納付の申し込みを行う。

完納までの期間は短いにこしたことはないが、滞納に至った経緯や現在の経済状況を考慮のうえ、確実に履行できる内容で開始することを促している。

担当者は、記載内容を確認後「分納計画書」と分割納付についての説明文書を申込者に渡し、分納誓約内容がわかるように「誓約履行状況カード」に分割納付の内容を記入する。

(2) 納付書の発送・収納管理

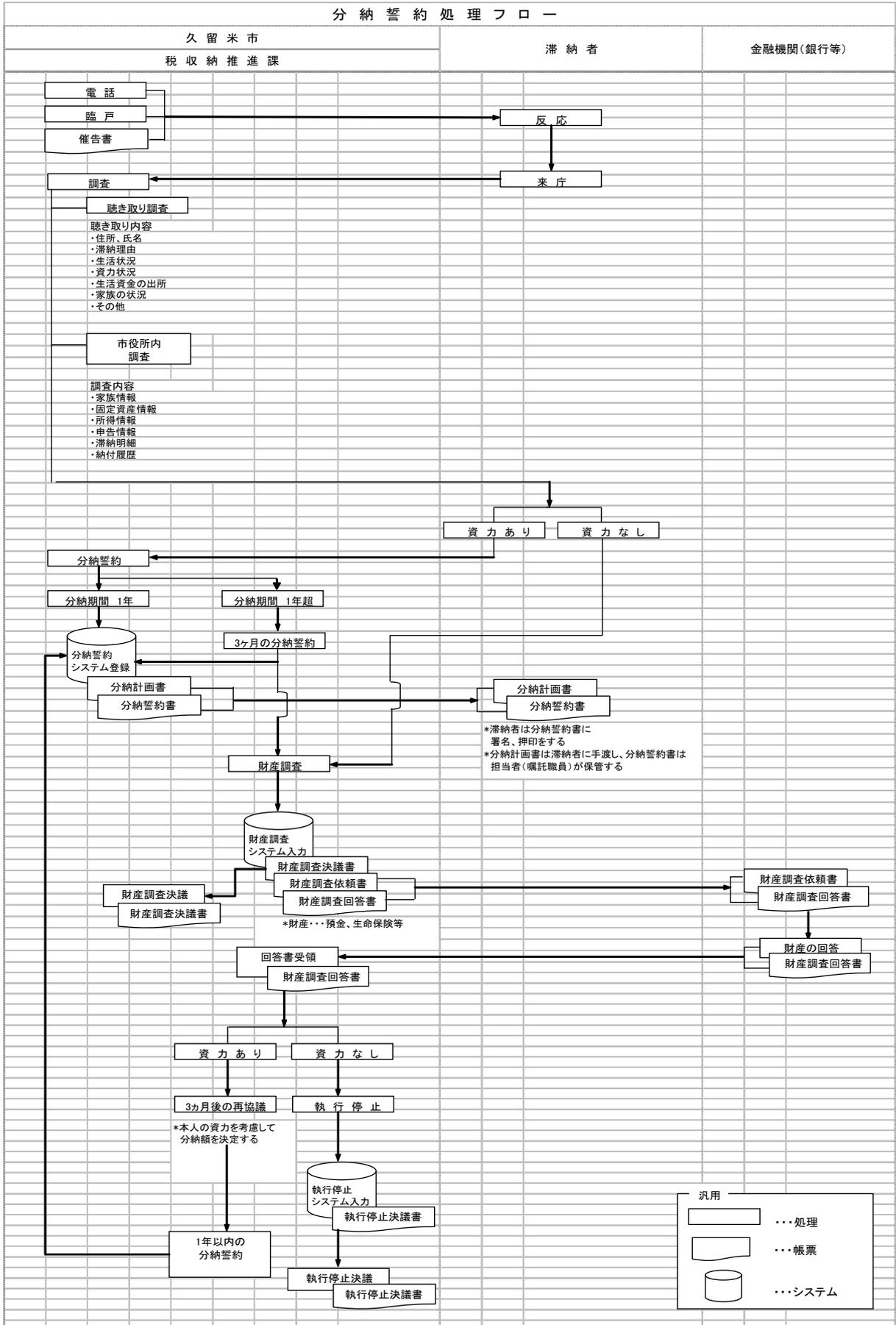
基本的には分割納付誓約時に分割納付書を渡す。手渡せない場合は、分割納付書を送付する。

(3) 分納不履行に対する対応

原則分割納付が3カ月間、不履行となった場合は分割納付取消し予告通知を発送する。翌月も納付がない場合（4カ月未納）は、分割納付取消し通知を発送する。

その後、状況に応じて、財産調査を行い、執行停止又は滞納処分の手続に移行する。

分納誓約処理フロー



3. 監査手続

分割納付の手続が適正な滞納者を対象として適切になされているか、担当者からの聴取及び管理資料等を行い検討した。

4. 監査意見

分割納付については、分割納付を認めるべき明確な基準が決められておらず、担当者が法律に基づく聞き取りを行ない実施しているため、納税者間の公平性を欠くことが懸念される。

また、実際の運用は、滞納者から分割納付を希望する意思表示があれば分納を認めているのが現状であり、納税者の個別事情に応じたきめ細やかな滞納整理業務が行われないばかりでなく、本来一括納付が可能な納税者にも分割納付を容認しかねない運用である。

したがって、分割納付を認める場合の適切な判断が容易になるような滞納整理マニュアルを作成すべきものとする。

具体的には、過去の実績を検討すること、滞納額の区分に応じた基準をつくること（分納期間や分納回数に区別を設ける、上司の決裁、納税者との面談を要件とする等）などが考えられる。

V 財産調査

1. 概要

財産調査とは、差押等の滞納処分のために滞納者の財産の調査を必要とする場合があるときに、その必要と認められる範囲内で実施することができる（国税徴収法第141条第1項）。

これは、滞納金の徴収を行うための差押等の滞納処分を行う前提となる滞納者の財産状態を把握するために必要な重要な手続である。

財産調査は、①滞納者、②滞納者の財産を占有するもしくは占有すると認めるに足りる相当の理由がある第三者、③滞納者に対して債務もしくは債権があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある第三者、④滞納者が株主または出資者である法人に対して質問し、財産に関する帳簿書類を検査することができる制度である。具体的には、市役所や他の市町村が保有している滞納者に対する固定資産等の課税資料等の調査や税務署、金融機関、取引先等の関係先に対する文書等による調査、滞納者、取引先、近隣周辺の居宅に対して行う訪問調査等がある。

久留米市においては、税務署への国税還付金、金融機関等への預貯金、法務局への登記簿謄本等の調査を実際に行っていることが多い。

2. 監査手続

財産調査の手続が適正になされているか、担当者からの聴取及び管理資料等を行い検討した。

3. 監査意見

監査の結果、差押を前提とする財産調査は金融機関、法務局、税務署等の上記調査先に対して実施されており、その手続は法令に準拠して適切に実施されていることが認められた。

しかし、前述したように分割納付を認める際の判断材料としての財産調査が十分に行われていないのが実体であり、財産調査はそのような場面でも利用されるべきである。

財産調査を行う時期の問題としても、早い段階で財産調査を行えば滞納者は何らかの財産をまだ保有している可能性がある。分割納付が不履行となるなど差押等の滞納処分を考慮すべき段階で財産調査を行っても、すでに滞納者は財産を消費もしくは散逸させており、差押等の滞納処分の機会を逸してしまうことにもなりかねない。

久留米市において実際に行われている財産調査は、基本的に金融機関や税務署、法務局に対して実施しており、金融機関から入手した情報をもとに、事業者の場合の取引先や証券・保険会社等への調査を実施している。

しかし、インターネット銀行や高額動産に対する調査等もより広い範囲を対象として財産調査を行うべきであり、担当者が事例に則して柔軟に財産調査を行うための基準や方法を具体化したマニュアルの作成が必要であると考えられる。

VI 滞納処分（差押）

1. 概要

差押とは、度重なる督促、催告等の納税指導に対して、滞納者が納税しない場合に、債権者たる市が地方税法に基づき、滞納者の財産について法律上又は事実上の処分を禁止し、換価したうえ税債権に充当する手続で、自力執行により行う滞納処分としての最初の手続である。

差押は、滞納者に督促状を発送した日から起算して10日を経過してもなお完納しない場合等、一定の要件をみたす場合に実施されなければならない（地方税法第331条、同法第373条、同法第459条他）。

差押は、滞納者の財産からの回収を図るために行う手続であることから、状況に応じて適切に実施する必要がある一方、滞納者に対して心理的・経済的重大な影響を及ぼすため慎重に行う必要がある。そこで、久留米市では、差押に際しては次のような

(1) 及び(2)の条件を満たす場合にのみ実施している。

(1) 差押をするための条件

- ① 滞納者との複数回の接触があること、あるいは複数回・複数手段による接触を試みたこと
- ② 納付の意思がないことあるいは完納の見込みがないことの確認
- ③ 差押のための財産を調査済みであること
- ④ 差押執行通知書を送付後、通常宛先に到達するために必要な日数を経過していること

(2) 決裁

差押執行前に「差押調書」により課長決裁を受けること。

なお、預金差押の手続の流れについては、以下のフローチャートのとおりである。

2. 差押の実施状況について

差押の実施状況については、下記一覧表のとおりである。

平成20年度については、94件(83人)で金額は87,324千円となっている。
内訳は、不動産が19件(18人)で16,660千円、債権(還付金・給与)が19件(14人)で16,315千円、債権(預金)が37件(37人)で18,316千円、債権(保険)8件(7人)で9,014千円、その他(動産・ゴルフ会員権)が11件(7人)で27,019千円となっている。

平成20年度の差押解除の件数及び金額は、77件(不動産21件、電話8件、債権36件、生命保険3件)で、金額は84,000千円となっている。

平成18年度から平成20年度までの滞納処分の実施状況は下記のとおりである。

【差押状況年度比較】

内訳	平成18年度		平成19年度		平成20年度(3月31日時点)	
	不動産	27件(27人)	27,666千円	36件(33人)	163,292千円	19件(18人)
債権 (還付金・給与)	13件(12人)	5,536千円	9件(9人)	7,408千円	19件(14人)	16,315千円
債権(預金)	0	0	22件(19人)	13,699千円	37件(37人)	18,316千円
債権(保険)	0	0	6件(4人)	8,890千円	8件(7人)	9,014千円
その他 (動産・ゴルフ会 員権)	0	0	1件(1人)	6,719千円	11件(7人)	27,019千円
合計	40件(39人)	33,202千円	74件(66人)	200,228千円	94件(83人)	87,324千円

【差押による換価代金内訳について】

	平成20年度(3月31日時点)					
	不動産	債権 (還付金・給与)	債権(預金)	債権(保険)	その他 (動産・ゴルフ会 員権)	合計
件数	1件(1人)	5件(5人)	30件(30人)	2件(2人)	10件(9人)	48件(47人)
市税充当額	20,100千円	454千円	8,898千円	528千円	972千円	30,952千円

平成19年度は県への職員1名派遣及び併任による滞納処分の合同実施により差押金額が突出している。

翌平成20年度は滞納整理の強化により、不動産を除き差押件数は増加、特に換価の早い債権、その他(動産)の件数が著しく増えている。

3. インターネットの公売の利用について

(1) 久留米市では、動産のせり売りによる公売手続のうち、買受勧奨からせり売り終了までをインターネット上で行う「官公庁オークションシステム」(ヤフー株式会社)を利用して、動産の公売を実施している(ASP方式:アプリケーション・サービス・プロバイダー方式)。

これまで滞納処分としての差押及び公売は、電話加入権と不動産のみ数件実施してい

るが、動産については実施していなかった。

しかし、大多数の一般納税者の信頼の確保、そして税負担の公平性の確保のため、滞納処分の強化・滞納整理の手法の拡充を図ることとし、これまで実施していなかった動産の差押及び公売に着手することとした。

この制度の利用により、より多くの公売参加者を効率的に募ることができ、全国どこからでも24時間閲覧可能なインターネットの特質を生かして買受勧奨を行ったうえで、様々な動産をより高額で落札してもらうことが可能となっている。

官公庁オークションシステムは、事前に設定された官公庁用公売スケジュールに合わせて、各自治体が写真などを登録して差押物件を出品するものであり、それらの物件がインターネットオークションで一斉にせり売りにかけられ、最高落札価額をつけた者が落札者となる。

自治体は、落札者からの買受代金を受領し滞納者の滞納市税に充当する。なお、各自治体は差押物件がある場合のみ参加すればよく、年間使用料などはなく、参加して落札された場合のみシステム利用料を支払うようになっている。

久留米市では、平成20年7月からインターネット公売に参加したものである。

この制度の利用で動産差押・公売を新たに実施することにより滞納処分を強化でき、納税交渉等の幅が広がるという直接的効果があるとともに、インターネット公売実施を広報することでアナウンス効果が得られ、自主納付・納期内納付の推進につながるという間接的効果もある。また、動産の差押を行うにあたって搜索を実施した場合、換価価値のある財産が無いと判断できれば執行停止を実効的に行うことができ、他の滞納者への滞納整理に尽力することができるという効果も見込まれる。

(2) インターネット公売実績について

平成20年度において8回のインターネット公売が行われ、久留米市はそのうち3回の公売に参加した。詳細は下記のとおりである。

出品の内容は、骨董品、美術品、衣類、家電製品、自転車部品など様々である。

【平成20年度インターネット公売実績】

	7月	10月	1月	合計
件数	13品	2品	32品	47品
落札価格	261,287	266,280	473,987	1,001,554
申込者数	619人	48人	1219人	1886人
入札	117人	12人	299人	428人
			滞納処分費	30,748
			滞納税充当額	970,806

4. 監査手続

滞納処分の手続が適正な滞納者を対象として適切になされているか、担当者からの聴取及び管理資料等を行い検討した。

5. 監査意見

久留米市では、平成20年度は「攻めの滞納整理」のもと差押等の滞納処分についても積極的に実施を行ってきた。平成18年度との比較でもその違いは顕著であり、主に不動産と給与差押が中心であった差押が、預金、保険、動産という範囲にまで広がり、平成19年度との比較においては、平成19年度が前記のとおり特殊要因があることを除けば、他の差押対象資産では、その件数がいずれも前年度を上回っている。滞納整理の強化の効果が少し現れてきている結果であろう。

しかし、財産調査の項でも述べたが、財産調査の対象は、広く認められている。実際は、財産調査が広く行われれば財産調査次第では、インターネット銀行や高額動産等の存在が判明することも少なからず存するであろう。より滞納整理を実効性あるものにするには差押のための事前準備が必要である。

また、差押えについて、その実施の判断は課長決裁を要するとはいえ、実質的には担当者に委ねられているが、前述のような差押の条件の判断に慎重になるあまり、差押の適時の実施を失ってしまうことは市の税収納実務にとって損失である。したがって、差押の判断においては、慎重でありつつも迅速な行動が要請されるのであるから、担当者においては差押対象資産を覚知した場合は、上司に相談するなど積極的に行動すべきである。

次に、インターネット公売については、平成20年度期中から開始されたことから未だ実績を含めた客観的評価をするには実績が不足している。しかしながら、これまでほとんど行っていなかった動産についての公売に参加することは、低額の費用で、かつ簡易な手続で参加できるというメリットを十分に生かす必要がある。その意味では、動産に対する差押も滞納処分のなかで重要な一部として今後位置づけていくべきものとする。

Ⅶ 執行停止

1. 概要

滞納処分の執行停止は、資力を失った滞納者等に対し、職権により滞納処分の執行を停止するものである。

その停止後3年以内に滞納者の資力が回復したときは、停止を取消して市税の徴収を行い、その間に資力の回復がない場合は、その期間の経過時に市税債権が消滅する。

この制度は、運用を誤ると徴収の公平を失するとともに市税収入に損害を与えることになるので執行停止に当たっては慎重を期す必要がある。ただし、いたずらに慎重になりすぎて判断が遅れることも、徴収業務の効率性の点で問題となるので時宜を得た判断が必要である（地方税法第15条の7）。

2. 執行停止の要件

(1) 滞納処分を執行する財産がないとき

- ① 差押えの対象となりうるすべての財産について差押・換価（債権取立を含む）を終わってもなお滞納があるとき。
- ② 差し押さえた財産及び差押えの対象となりうる財産の処分予定価格が滞納処分費及び租税に優先する債権額の合計額を超える見込みがないとき。

(2) 生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき

滞納者の財産について滞納処分をすることにより、滞納者が生活保護法の適用を受けなければ、生活を維持できない程度の状態になるおそれがあるとき

(3) 所在及び財産がともに不明のとき

滞納者の居所（住所）及び滞納処分を執行できる財産がともに不明のとき

3. 執行停止の期間

執行停止の状態が取り消されないで3年間継続したときは停止した市税の納税義務が法律上消滅する（地方税法第15条の7第4項）。

この場合において、執行停止期間中に徴収権の時効が完成したときは、停止の3年間継続を待たずに消滅時効が完成し徴収権が消滅することがある。

また、無財産を理由とする執行停止には、市税を徴収することができないことが明らかであるときには、3年の期間経過を待たずに直ちに納税義務を消滅させることができる。

停止期間中であっても自主納付又は還付金等の受入金があるときは、執行停止を取り消して領収又は充当しなければならない（地方税法第15条の8第1項）。

4. 執行停止の効果

(1) 差押えの解除

停止期間中は、新たな差押えをすることはできない。また、すでに差押えをしている財産については、差押えを解除しなければならない。

(2) 納税義務の消滅

滞納処分の停止をした税については、その停止が3年間継続した場合に納税義務は消滅する。

(3) 延滞金の免除

付随的効果として、停止期間に対応する部分の延滞金は全額免除される。

5. 執行停止の状況

平成20年度の執行停止状況については、下記のとおり376件である。

平成20年度執行停止実績

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	20件	30件	17件	27件	13件	118件	18件	26件	38件	41件	6件	22件	376件

6. 監査手続

執行停止の手続が適正な滞納者を対象として適切になされているか、担当者からの聴取及び管理資料等を行い検討した。

7. 監査意見

滞納処分の執行停止は、職権により滞納処分の執行を停止することによって税収納の可能性を断念し、市の財政に影響を与えるものであり、また他の納税者との取扱いを異にする結果となるものであるから、執行停止の判断においては、他の納税者との公平を図りつつ慎重に厳格な手続のもとに実施される必要がある。

したがって、滞納者が資力を失ったかどうかの判断は、十分な財産調査を行っても客観的にみて滞納額の改善が見込めないような場合にのみ実施されるべきものである。

久留米市においては、平成21年10月1日から執行停止処分の決定の基準が設けられ、その基準に則した運用が開始されているものの、これまでは、資力判断について財産調査などの調査が必ずしも十分であったとは言い難い状況であり、これらの調査結果と納付実績や滞納者本人からの聴取等も参考とした判断により執行停止を行ってきた事例も見受けられる。

これでは、他の納税者との公平を害する可能性が懸念されることから、今後とも執行停止の決定に当たっては、作成した執行停止処分の決定の基準を活用し、個別事案に応じて滞納原因を調査し、その原因を示す資料などを滞納者に求めながら、改めて資力が客観的にみて本当に納税できない状況なのかどうかを調査すべきものとする。

次に、執行停止期間内に滞納者の資力が回復したときは、停止を取り消して市税の徴収を行わねばならない。そして、執行停止の状態が取り消されないで3年間継続したときは停止にかかわる市税の納税義務が法律上消滅するという重大な法的効果を生じさせる事態となるため、執行停止後の3年間に何の調査もなく期間が経過して納税義務を消滅させることは避ける必要がある。少なくとも不納欠損処理を行うこととなる3年間の期間経過前に最終調査として滞納者の財産調査を再度実施すべきである。

Ⅷ 不納欠損

1. 概要

不納欠損とは、滞納分の徴収ができなくなったとして、その調定を消滅させることをいう。

これには以下の場合がある。

(1) 滞納処分停止（地方税法第15条の7第4項）

滞納処分の執行停止が3年間継続したとき

(2) 執行停止後即時欠損（地方税法第15条の7第5項）

執行停止をした場合、徴収金を徴収できないことが明らかなきは、直ちに消滅させることができる。

(3) 消滅時効（地方税法第18条）

地方税の徴収は法定納期限の翌日から起算して5年間行使しなければ時効によって消滅する。

ただし、時効中断がなされた場合は、さらに5年間徴収権を行使できる。

2. 監査手続

不納欠損状況に問題点はないか、担当者からの聴取及び管理資料等を行い検討した。

3. 監査意見

不納欠損状況については、特に問題点は見あたらない。

滞納税について、基本的に早期の債権回収を図りつつ、一方では実質的に回収不能な債権は速やかに不納欠損処理を行い、それにより滞納税額をいたずらに増加させないようにすることが滞納整理の債権管理を行ううえでは重要である。長期滞納債権は、その管理のための人的・経済的経費が増加するだけでなく、担当職員の税収納業務の効率化にも悪影響を及ぼすものとなる。

第5章 情報システム監査

第1 情報システム監査について

久留米市情報システムの監査

国は、平成13年1月に高度情報通信ネットワーク社会推進本部（IT 戦略本部）を設置し、『2005年に世界最先端のIT 国家になる』ことを目指した「e-Japan 戦略」を策定した。「e-Japan 戦略」に基づきIT 基盤の整備に積極的に取り組んできた結果、高速、超高速インターネットの利用可能環境整備の目標を早期に達成し、平成15年7月には、IT 活用の拡大へと戦略を進化させるため「e-Japan 戦略Ⅱ」を策定し、国民に身近で重要な分野での先導的な取り組みを推進することとした。

さらに、平成18年1月に「e-Japan 戦略Ⅱ」に続くものとして、今後5年間の国が取り組むIT 政策の方針である「IT 新改革戦略」をまとめ、IT の力を最大限に利用して日本経済社会の改革を推進していくことを念頭に置き、「2010年度にはIT 改革を完成」し、自立的なIT 社会を実現することを目標としている。

総務省では「e-Japan 戦略」の重点計画に基づき推進する電子政府・電子自治体の取組について、平成13年10月に「電子政府・電子自治体推進プログラム」を策定し、政府の電子化と一体となった地方公共団体の電子化スケジュールとステップを公表した。この中で1人1台のパソコン整備を始め、総合行政ネットワーク（LGWAN）の整備、住民基本台帳ネットワークの整備、公的個人認証サービスの運用開始など電子自治体構築に欠かせない基盤整備に関するスケジュールを具体的に示し、これらはほぼ計画どおりに達成されている。平成15年2月には「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を交付し、電子情報を紙情報と同等に扱う行政の実現を目指している。平成15年8月には「電子政府・電子自治体推進プログラム」の改訂版にあたる「電子自治体推進指針」が策定され、「電子自治体の基盤整備と行政手続オンライン化等の推進」、「共同アウトソーシングの推進」、「情報セキュリティ対策と個人情報保護の徹底」など、地方公共団体における重要課題と取組の方向性が示された。

上記の国の方針に対応して久留米市における「行政情報化の進捗状況」と行政情報化に伴い重要な課題となる「情報セキュリティ対策」について、今回の包括外部監査のテーマである『市税の賦課・徴収事務及び未収管理事務』の観点から監査を実施することとした。

第2 久留米市の行政情報化の進捗状況について

I 概要

久留米市の情報化推進に関する計画は「久留米市行政情報化基本計画書（平成9年～）」の策定に始まり、「久留米市情報化推進計画書（平成12年～平成21年）」、「久留米市 IT 戦略アクションプラン（平成14年～平成17年）」と策定され、改廃の後、現在は「久留米市情報化推進計画書－改訂版－（平成18年～平成21年）」とその具体的な行動計画である「久留米市 IT 戦略アクションプランⅡ（平成18～平成21年）」となっている。

情報化推進計画の基本方針と視点は以下のようなものである。

（情報化推進計画の基本方針）

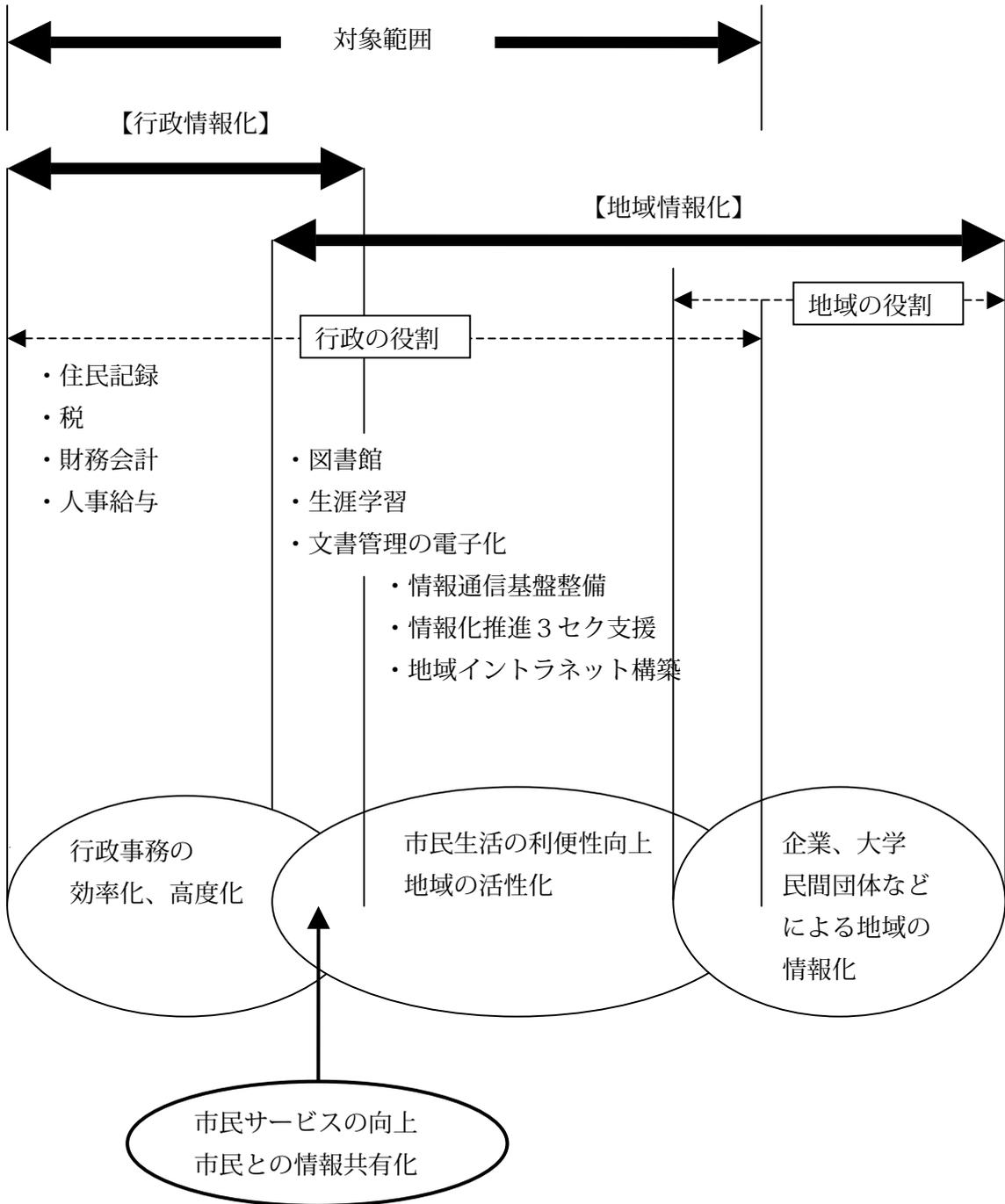
地方分権が進み、地域が個性を競い合うなか、久留米市は地域の中核都市としての高次都市サービス機能の強化・充実を図るため、情報化を効果的に活用し、個性ある魅力的な地域づくりを行っているとしている。

（情報化推進に当たっての視点）

1. 業務プロセスの見直し
2. 経費効果の重視
3. 利用者本位
4. 全ての住民が IT の恩恵を享受できる社会の実現
5. 行政情報化と地域情報化の総合的な推進
6. 合併による市域拡大
7. 情報システムの安全性・信頼性の確保

改訂後の「久留米市情報化推進計画書」及び「久留米市 IT 戦略アクションプラン」の対象範囲は【行政情報化】と【地域情報化】の両方を含んでおり次ページの図のようになる。

計画及びアクションプランの対象範囲



【行政情報化】 行政事務の効率化、高度化など行政内部の情報化

【地域情報化】 教育・医療・福祉など暮らしの向上や産業の活性化など地域との関わりの中での情報化

現在、久留米市で使用されている主なシステムの業務概要と運用開始時期は以下のようである。

(久留米市情報システムの概要)

管理課	システム名	業務概要	運用開始	システム形態
財政課	財務会計システム	予算・決算管理および歳入出の管理	H12	C/S
情報政策課	統合型 GIS システム	全庁的な地図情報システム。住宅地図や地番図等を管理。	H20	C/S
人事厚生課	人事給与経歴管理システム	人事（経歴管理）および給与の管理	H06	C/S
契約課	契約管理システム	各種契約管理システム	H08	C/S
納税課・税収納推進課	税収納トータル（4町普徴・固定）	督促状・催告書等の出力システム	H16	ホスト
	税収滞納証明	市税の収納・滞納管理、証明発行	H19	C/S
市民税課	市県民税	市県民税の賦課および証明発行	H11	ホスト
	軽自動車税	軽自動車税の賦課および証明発行	H09	ホスト
	法人市民税	法人税の賦課および証明発行	H17	C/S
	eltax	年金特徴にかかる支払い及び税額送受信	H21	C/S
	個人市民税課税資料イメージ管理	申告書、給与支払報告書等のイメージ管理	H17	C/S
資産税課	固定資産税	固定資産税の賦課及び証明書発行	H07	ホスト
	固定資産税業務支援	固定資産課税台帳の管理	H07	C/S
	家屋評価	家屋評価計算処理	H18	C/S
	固定資産税地図情報	地番図や字図の管理	H12	C/S
市民課	住民記録	住民基本台帳の管理システム	H06	ホスト
	印鑑登録	印鑑登録証の管理・発行	H06	ホスト
	外国人登録	外国人登録者の管理システム	H06	ホスト
	市民カード管理	市民カードの管理・発行	H10	C/S
	戸籍	戸籍情報の管理・発行	H14	C/S
	住基ネット	住基ネットワーク接続用システム	H14	C/S
	自動交付機	自動交付機による住民票等発行システム	H11	C/S
市民部	宛名	住基および外国人登録より作成された各システム用の宛名データベース。送付先や住基登録外者の管理	H06	ホスト

管理課	システム名	業務概要	運用開始	システム形態
健康保険課	国民健康保険料（給付賦課収入）	国民健康保険料の賦課、収納、給付および資格管理	H06	ホスト
	国民健康保険後期高齢者医療	高額療養費の申請から支払までの管理	H14	C/S
		後期高齢者医療の賦課および収納管理	H20	C/S
医療・年金課	公費医療（乳幼児、重度障害、ひとり親）	乳幼児、重度障害、ひとり親世帯の情報及び資格管理 上記に関する公費医療給付を管理	H06	ホスト C/S
	国民年金	年金加入者の管理および免除や猶予に関する申請管理	H06	ホスト
障害者福祉課	障害者支援	障害者手帳の審査および発行管理。各種給付管理。	H12	C/S
保健所健康推進課	保険情報	保険情報の管理	H20	C/S
長寿介護課	介護保険	介護保険の賦課、収納、給付及び資格管理	H11	C/S
	在宅介護支援センター	在宅介護に関する業務の管理	H14	C/S
	認定審査会	介護保険の認定審査処理	H11	C/S
	地域包括支援センター	事務処理支援	H17	C/S
保護課	生活保護	生活保護の申請審査、受給者、支払の管理	H12	C/S
児童保護課	保育	保育料の算定	H14	C/S
家庭こども相談課	児童手当	児童手当の申請審査、給付管理	H12	C/S
	児童扶養手当	児童扶養手当の申請審査、給付管理	H12	C/S
	母子寡婦福祉資金貸付業務	貸付の申請審査および返済状況管理	H19	C/S
環境保全室	畜犬登録システム	畜犬の管理	H16	C/S
住宅課	住宅管理システム	市営住宅の入居者管理および家賃管理	H11	C/S

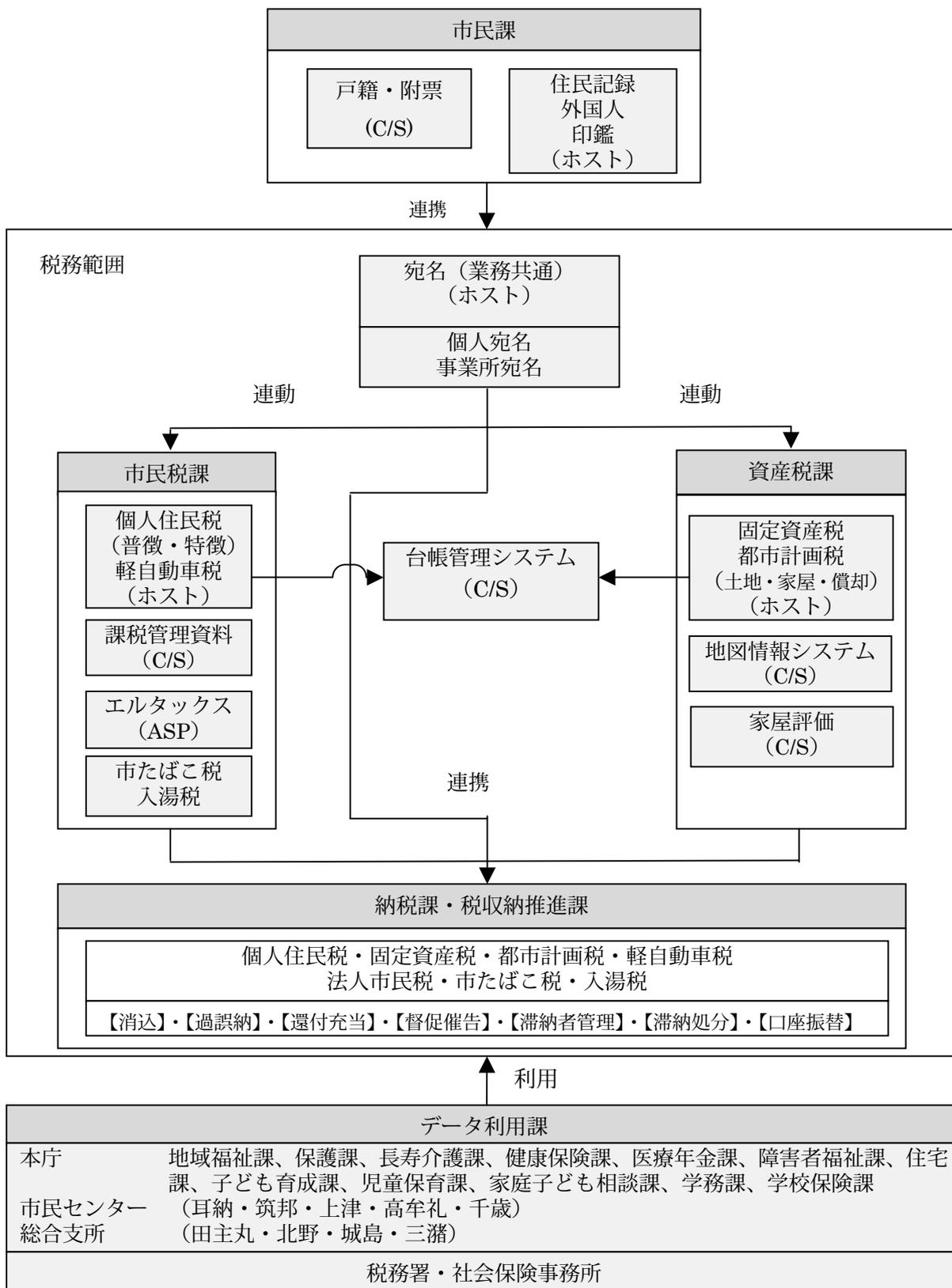
ホスト：通信回線上のネットワークシステムにおいて、システムの中心となるコンピュータ

C/S（クライアントサーバシステム）

：特定の処理を実行するサーバと、そのサービスを受けるクライアントで構成されたネットワークシステム

この中で、税に関するシステムの関連は以下ようになる。

【税システム関連図】



※ 法人市民税については、ホストから独立した Web システムによる宛名・賦課・収納の一元管理を行っている。たばこ税や入湯税については電算処理を行っていない。

(補足説明)

－税の電算処理について－

税の電算処理は、「課税資料の入力→税額計算→納税通知書の発送→更正」といった賦課の流れとともに、課税した税金を適切に徴収・管理する収納の流れがある。

[賦課] 市民税課、資産税課

久留米市では、個人住民税、固定資産税、軽自動車税の三税についてはそれぞれ独立した賦課システムで課税処理を行っており、税額通知書及び納付書は市民税課と資産税課より納税者へ送付される。

一方で、賦課システムにより算出された市が徴収すべき額（調定額）が収納システムへと連携される。

[収納] 納税課、税収納推進課

納税者が、金融機関等で納付すると、その支払済通知書が税金とともに市の出納室へ返送されてくる。これを光学式文字読取装置(OCR)で読み込み、収納データを作成し、財務会計及び収納システムへ消し込む。納税課は消し込み状況を確認することで、調定額に対する市の収入額（徴収額）を管理し、納税証明書の発行及び督促や催告といった滞納整理を行う。

II 監査手続

下記の資料を入手し、久留米市システムの概要と「行政情報化」の進捗状況について質問した。

入手資料

- ・税業務と電算システム（新任者研修資料）
- ・職員のための情報化ハンドブック
- ・久留米市情報化推進計画書（改訂版）
- ・久留米市 IT 戦略アクションプランⅡ
- ・久留米市電子計算組織
- ・税システム関連図

Ⅲ 問題点

久留米市の税務システムは市県民税、固定資産税、軽自動車税3種類の税について、ホストによる電算処理にて賦課業務を行っている。賦課システムによって算出された市が徴収すべき税額が収納システムへと連携されるが、賦課と収納が別システムとなっているため、その連携が一部複雑なものとなっており非効率な部分が見受けられる。

例えば

- ① 旧4町の特殊な調定処理があった場合、その都度手作業による入力が必要となるケースがある。
- ② 法人市民税の宛名管理システムがホストとは別になっており納税証明書の発行を依頼された場合、両システムで検索を行う必要がある。
- ③ 総合税滞納システムの税滞納者についての資産状況は別途、固定資産税システムの情報を入手する必要がある。

等である。

これらは、住民記録、税の賦課などのいわゆる基幹業務については安定性、信頼性の面から古いホストコンピュータでの処理を行っており、収納や滞納管理などはその都度分散したシステムを構築し、運用してきた経緯があったためである。現状は人手により運用面でカバーしているが、コストと効率性の観点から業務システム全体を見直す必要に迫られている。

久留米市は「久留米市 IT 戦略アクションプランⅡ」の中で

- ・基幹業務系システムの最適化
- ・業務システム全体最適化

を掲げており、基本構想を作成中である。業務システム全体を長期的な視野で最適化し、情報処理の運用コストの縮減を図るとともに、国の目指す『電子自治体』を実現するものとしている。財政緊縮の中で膨大なコストのかかる情報システムの見直しは大変難しい問題を含んでおり今後の重要な課題である。

第3 久留米市の情報セキュリティ対策について

I 概要

IT を使用した情報化環境の進展は急速に進んでおり、社会生活の至るところで利用される情報システムにセキュリティ対策が強く求められるようになってきている。情報システムのトラブルに基づく誤動作や意図的な侵害や情報漏洩がもたらす損失は莫大なものとなる可能性が高い。システムのトラブルや情報漏洩に対する事前の予防策が求められる。情報システムをめぐる脅威から損失の発生を未然に防止することが情報セキュリティの目的であり、この基盤を充実させるために情報の機密性、完全性、可用性を維持するための技術面、運用面、管理面にわたる情報セキュリティ対策が不可欠である。

情報システムをめぐる脅威とは、情報セキュリティを脅かすものを言い、災害、コンピュータシステムを悪用した犯罪、故障、人的ミスなど広範囲にわたっている。情報システムはセキュリティ上の脆弱性を持っている。脆弱性は、脅威によって顕在化し、あるいは増長される。このことは情報システムのもつ弱点であり、情報システムが複雑多岐にわたるほど脅威は増してくる関係にあり情報セキュリティ対策を強化する必要がある。

地方公共団体の情報システムにおいても同様であり、総務省では平成13年3月30日に「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を策定した。その後、平成15年3月18日に同ガイドラインの一部改訂を行った。

現在、地方公共団体においては、個人情報の漏洩事故をはじめ、様々な情報セキュリティを侵害する事案が発生し続けている。また、民間企業等においてはウェブサーバへの意図的な攻撃、IT 侵害による業務停止、不正プログラムによる犯罪等が発生しており、情報セキュリティに関する脅威が増している。他方、これらの脅威に対する対策技術等も高度化しており、地方公共団体においても積極的に新たな対策技術を導入することが望まれている。総務省ではこれらの情報セキュリティ侵害事案の発生、新たな対策技術の動向、政府の情報セキュリティ水準の向上を推進するため、平成18年9月29日に「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の全部改訂を行っている。

この「ガイドライン」によれば地方公共団体における情報セキュリティの考え方について以下のように記述されている。

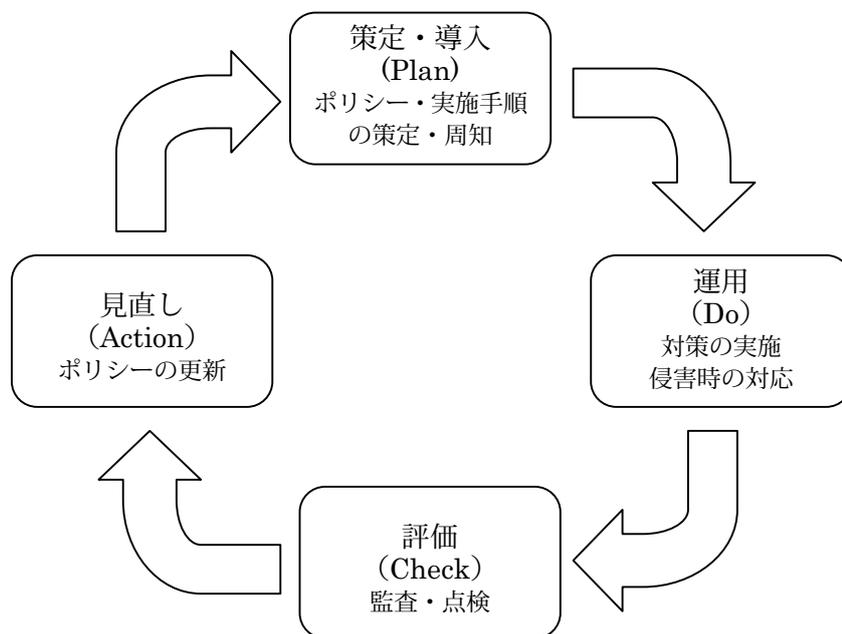
「地方公共団体は、法令等に基づき、住民の個人情報や企業の経営情報等の重要情報を多数保有するとともに、他に代替されることができない行政サービスを提供している。また、地方公共団体の業務の多くが情報システムやネットワークに依存していることから、住民生活や地域の社会経済活動を保護するため、地方公共団体は、情報セキュリティ対策を講じて、その保有する情報を守り、業務を継続することが必要となっている。

今後、各種手続のオンライン利用の本格化や情報システムの高度化等、電子自治体が進展することにより、情報システムの停止等が発生した場合、広範囲の業務が継続できなくなり、住民生活や地域の経済社会活動に重大な支障が生じる可能性も高まる。また、地方公共団体は LGWAN 等のネットワークにより相互に接続しており、一部の団体で発生した IT 障害がネットワークを介して他の団体に連鎖的に拡大する可能性は否定できない。

これらの事情から、すべての地方公共団体において、情報セキュリティ対策の実効性を高めるとともに対策レベルをいっそう強化していくことが必要となっている。また、情報セキュリティの確保に絶対安全ということはないから、情報セキュリティに関する事故の未然防止のみならず、事故が発生した場合の拡大防止・迅速な復旧や再発防止の対策を講じていくことが必要である。(以下、略)」

(PDCA サイクル)

また、情報セキュリティ対策の実施サイクルは策定・導入 (Plan)、運用 (Do)、評価 (Check)、見直し (Action) の 4 段階に分けることができ、この実施サイクルを繰り返すことによって情報セキュリティが確保される。この実施サイクルは、それぞれの頭文字をとって、P D C A サイクルとも呼ばれる。



情報セキュリティを取り巻く脅威や対策は常に変化しており、以上の PDCA サイクルは、一度限りではなく、これを定期的に繰り返すことで、環境の変化に対応しつつ、情報セキュリティ対策の水準の向上を図らなければならない。

II 監査手続

今回の監査においては久留米市における「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（平成18年9月版）」の遵守の状況を調査することとし、監査手続として総務省の策定している「地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン（平成19年7月）」に挙げられた監査項目チェック項目317項目のうち必須とされている項目の110項目について監査証拠を入手又は質問により確かめた。以下はその具体的項目である。

監査項目	監査手続
1.（行政機関の範囲） 最高情報統括責任者によって、情報セキュリティポリシーを適用する行政機関の範囲が定められ、文書化されている。	『久留米市情報セキュリティ規則』を入手し確かめた。
2.（情報資産の範囲） 最高情報統括責任者によって、情報セキュリティポリシーを適用する情報資産の範囲が定められ、文書化されている。	『久留米市情報セキュリティ規則』を入手し確かめた。
3.（組織体制、権限及び責任） 最高情報統括責任者によって、情報セキュリティ対策のための組織体制、権限及び責任が定められ、文書化されている。	『久留米市情報セキュリティ規則』『久留米市情報セキュリティ規則説明資料』を入手し確かめた。
4.（情報セキュリティ委員会の設置） 最高情報統括責任者によって、情報セキュリティポリシー等、情報セキュリティに関する重要な事項を決定する機関（情報セキュリティ委員会）が設置されている。	『久留米市情報セキュリティ規則』『久留米市高度情報化戦略の推進体制の整備に関する規程』を入手し、活動状況を質問することにより確かめた。
5.（情報資産の分類に関わる基準） 統括情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ責任者によって、機密性・完全性・可用性に基づく情報資産の分類と分類に応じた取扱いが定められ、文書化されている。	『久留米市情報セキュリティ規則』『行政情報の分類ルール』を入手し確かめた。
6.（情報資産の管理に関わる基準） 統括情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ責任者によって、情報資産の管理に関わる基準が定められ、文書化されている	『久留米市情報セキュリティ規則』『グループウェアシステム情報セキュリティ実施手順』を入手し確かめた。
7.（情報資産管理台帳の作成） 情報セキュリティ管理者によって、重要な情報資産について目録（情報資産管理台帳）が作成されている。	『久留米市情報セキュリティ規則』『情報システム管理台帳』『行政情報管理台帳』を入手し確かめた。
8.（機器の取付け） 情報システム管理者によって、サーバ等の機器の取付けを行う場合、火災、水害、埃、振動、温度等の影響を可能な限り排除した場所に設置し、容易に取外せないように固定するなどの対策が講じられている。	『久留米市情報セキュリティ規則』を入手し、サーバ室を視察し、管理者に質問することにより確かめた。（情報政策課、長寿介護課）
9.（サーバ障害対策基準） 統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者によって、メインサーバに障害が発生した場合の対策基準及び実施手順が定められ、文書化されている。	『久留米市情報セキュリティ規則』『グループウェアシステム情報セキュリティ実施手順』を入手し確かめた。

監査項目	監査手続
10. (予備電源装置の設置及び点検) 情報システム管理者によって、停電等による電源供給の停止に備えた予備電源が備え付けられ、定期的に点検されている。	『久留米市情報セキュリティ規則』を入手し、管理者に質問を行い確かめた。
11. (通信ケーブル等の保護) 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によって、通信ケーブルや電源ケーブルの損傷等を防止するための対策が講じられている。	『久留米市情報セキュリティ規則』『配線図』を入手し、管理者に質問を行い確かめた。
12. (サーバ等の機器の定期保守) 情報システム管理者によって、サーバ等の機器の定期保守が実施されている。	『久留米市情報セキュリティ規則』『業務実績報告書』を入手し確かめた。
13. (記憶媒体を内蔵する機器の修理) 記録媒体を内蔵する機器を外部の事業者へ修理させる場合、情報システム管理者によって、情報が漏えいしない対策が講じられている。	『久留米市情報セキュリティ規則』『業務委託契約書』を入手し、管理者に質問を行い確かめた。
14. (記憶装置の情報消去) 情報システム管理者によって、廃棄又はリース返却する機器内部の記憶装置からすべての情報が消去され、復元が不可能な状態にされている。	『久留米市情報セキュリティ規則』『グループウェアシステム情報セキュリティ実施手順』を入手し、管理者に質問を行い確かめた。
15. (管理区域への立ち入り制限機能) 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によって、管理区域への許可されていない立ち入りを防止するための対策が講じられている。	サーバ室を視察し、管理者に質問を行い確かめた。
16. (情報システム室内の機器の耐震、防火、防水対策) 統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者によって、情報システム室内の機器等に耐震、防火、防水等の対策が施されている。	サーバ室を視察し、管理者に質問を行い確かめた。
17. (管理区域への入退室制限) 情報システム管理者によって、管理区域への入退室が制限され管理されている。	『久留米市情報セキュリティ規則』『情報システム室入退室管理要領』を入手し、サーバ室を視察し、管理者に質問を行い確かめた。
18. (機器等の搬入出時の立会い) 情報システム管理者によって、管理区域への機器の搬入出の際は、職員を立ち合わせている。	『久留米市情報セキュリティ規則』を入手し、「情報政策課入退室管理簿」を閲覧し、管理者に質問を行い確かめた。
19. (通信回線及び通信回線装置の管理) 統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者によって、庁内の通信回線及び通信回線装置が管理基準に従って管理されている。	『久留米市情報セキュリティ規則』を入手し、サーバ室の視察、管理者に質問を行い確かめた。
20. (ログインパスワード設定) 情報システム管理者によって、情報システムへのログイン時にパスワード入力をするよう設定されている。	『久留米市情報セキュリティ規則』を入手し、管理者への質問、サンプリングによる職員のパソコンのログイン画面により確かめた。
21. (情報セキュリティポリシー等遵守の明記) 統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者によって、職員等が情報セキュリティポリシー及び実施手順を遵守しなければならないことが定められ、文書化されている。	『久留米市情報セキュリティ規則』『職員のための情報化ハンドブック』を入手し確かめた。

監査項目	監査手続
<p>22. (情報セキュリティポリシー等の遵守) 職員等は、情報セキュリティポリシー及び実施手順を遵守するとともに、情報セキュリティ対策について不明な点や遵守が困難な点等がある場合、速やかに情報セキュリティ管理者に相談し、指示を仰げる体制になっている。</p>	<p>『久留米市情報セキュリティ規則』『職員のための情報化ハンドブック』を入手し、イントラネットを閲覧し確かめた。</p>
<p>23. (情報資産等の業務以外の目的での使用禁止) 職員等による業務以外の目的での情報資産の持ち出し、情報システムへのアクセス、電子メールアドレスの使用及びインターネットへのアクセスは行われていない。</p>	<p>『久留米市情報セキュリティ規則』を入手し、サンプリングにより職員に対し質問を行い確かめた。</p>
<p>24. (情報資産等の外部持出制限) 職員等がパソコン等の端末、記録媒体、情報資産及びソフトウェアを外部に持ち出す場合、情報セキュリティ管理者により許可を得ている。</p>	<p>『久留米市情報セキュリティ規則』を入手し、管理者に質問を行い確かめた。</p>
<p>25. (外部での情報処理業務の制限) 職員等が外部で情報処理作業を行う場合は、情報セキュリティ管理者による許可を得ている。</p>	<p>『久留米市情報セキュリティ規則』を入手し、管理者に質問を行い確かめた。</p>
<p>26. (私物パソコンの使用制限) 職員等が外部で情報処理作業を行う際に私物パソコンを用いる場合、情報セキュリティ管理者による許可を得ている。また、機密性の高い情報資産の私物パソコンによる情報処理作業は行われていない。</p>	<p>『久留米市情報セキュリティ規則』を入手し、管理者に質問を行い確かめた。</p>
<p>27. (私物パソコン等の持込制限) 情報セキュリティ管理者による許可なく、職員等による私物パソコン及び記録媒体の庁舎内への持ち込みは行われていない。</p>	<p>『久留米市情報セキュリティ規則』を入手し、管理者に質問を行い確かめた。</p>
<p>28. (端末等の持出・持込記録の作成) 情報セキュリティ管理者によって、端末等の持ち出し及び持ち込みの記録が作成され、保管されている。</p>	<p>『久留米市情報セキュリティ規則』『行政情報の持ち出し許可について』を入手し、管理者に質問を行い確かめた。</p>
<p>29. (机上の端末等の取扱) 離席時には、パソコン等の端末や記録媒体、文書等の第三者使用又は情報セキュリティ管理者の許可なく情報が閲覧されることを防止するための適切な措置が講じられている。</p>	<p>『久留米市情報セキュリティ規則』を入手し、管理者及び職員への質問を行い確かめた。</p>
<p>30. (情報セキュリティポリシー等の掲示) 情報セキュリティ管理者によって、職員等が常に最新の情報セキュリティポリシー及び実施手順を閲覧できるように掲示されている。</p>	<p>イントラネットに掲示されていることを確かめた</p>
<p>31. (外部委託事業者に対する情報セキュリティポリシー等遵守の説明) ネットワーク及び情報システムの開発・保守等を外部委託業者に発注する場合、情報セキュリティ管理者によって、情報セキュリティポリシー等のうち、外部委託事業者及び外部委託事業者から再委託を受ける事業者が守るべき内容の遵守及びその機密事項が説明されている。</p>	<p>『久留米市情報セキュリティ規則』『業務委託契約書』を入手し、管理者に質問し確かめた。</p>

監査項目	監査手続
32. (情報セキュリティ研修・訓練の実施) 最高情報統括責任者によって、定期的にセキュリティに関する研修・訓練が実施されている。	『久留米市情報セキュリティ規則』『職員のための情報化ハンドブック』『セキュリティ研修実績』を入手し、管理者に質問を行い確かめた。
33. (情報セキュリティ事故等の報告手順) 統括情報セキュリティ責任者によって、情報セキュリティに関する事故、システム上の欠陥及び誤作動を発見した場合の報告手順が定められ、文書化されている。	『久留米市情報セキュリティ規則』『グループウェアシステム情報セキュリティ実施手順』を入手し確かめた。
34. (庁内からの情報セキュリティ事故等の報告) 庁内で情報セキュリティに関する事故、システム上の欠陥及び誤作動が発見された場合、報告手順に従って関係者に報告されている。	『久留米市情報セキュリティ規則』『グループウェアシステム情報セキュリティ実施手順』を入手し、管理者への質問を行い確かめた。
35. (認証用ＩＣカード等の放置禁止) 認証用ＩＣカード等を業務上必要としないときは、カードリーダーやパソコン等の端末のスロット等から抜かれている。	『久留米市情報セキュリティ規則』を入手し、管理者への質問により確かめた。
36. (認証用ＩＣカード等の紛失時手続) 認証用ＩＣカード等が紛失した場合は、速やかに統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者に通報され、指示に従わせている。	『久留米市情報セキュリティ規則』を入手し、管理者への質問により確かめた。
37. (認証用ＩＣカード等の紛失時対応) 認証用ＩＣカード等の紛失連絡があった場合、統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によって、当該ＩＣカード等の不正使用を防止する対応がとられている。	『久留米市情報セキュリティ規則』を入手し、管理者への質問により確かめた。
38. (認証用ＩＣカード等の回収及び廃棄) ＩＣカード等を切り替える場合、統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によって、切替え前のカードが回収され、不正使用されないような推置が講じられている。	『久留米市情報セキュリティ規則』を入手し、管理者への質問により確かめた。
39. (パスワードの取扱い) 職員等のパスワードは当該本人以外に知られないように取扱われている。	『久留米市情報セキュリティ規則』を入手し、管理者への質問及び「セキュリティチェックシート」により確かめた。
40. (パスワードの不正使用防止) パスワードが流出したおそれがある場合、不正使用されない措置が講じられている。	『久留米市情報セキュリティ規則』を入手し、管理者への質問を行い確かめた。
41. (パスワードの定期的な変更) パスワードが定期的に変更されている。	『久留米市情報セキュリティ規則』を入手し、管理者、職員への質問及び「セキュリティチェックシート」により確かめた。
42. (パスワード記憶機能の利用禁止) パソコン等の端末のパスワード記憶機能が利用されていない。	管理者及び職員に質問を行い確かめた。
43. (文書サーバの構成) 情報システム管理者によって、文書サーバが課室等の単位で構成され、職員等が他課室等のフォルダ及びファイルを閲覧及び使用できないように設定されている。	管理者への質問により確かめた。

監査項目	監査手続
44. (文書サーバのアクセス制御) 情報システム管理者によって、特定の職員等しか取扱えないデータについて、担当外の職員等が閲覧及び使用できないような措置が講じられている。	管理者及び職員に質問を行い確かめた。
45. (バックアップの実施) 情報システム管理者によって、ファイルサーバ等に記録された情報について定期的なバックアップが実施され、バックアップ媒体が適切に保管されている。	『久留米市情報セキュリティ規則』を入手し、管理者及び職員に質問を行い確かめた。
46. (情報システム運用の作業記録作成) 情報システム管理者によって、所管する情報システムの運用において実施した作業記録が作成されている。	『久留米市情報セキュリティ規則』『グループウェアシステム情報セキュリティ実施手順』『業務実績報告書』を閲覧し確かめた。
47. (情報システム仕様書等の管理) 統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者によって、情報システム仕様書等が管理されている。	『久留米市情報セキュリティ規則』を入手し、管理者に質問を行い確かめた。
48. (アクセス記録等の取得及び保存) 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によって、各種アクセス記録及び情報セキュリティの確保に必要な記録が取得され、保存されている。	『久留米市情報セキュリティ規則』を入手し、「アクセス記録」を閲覧し確かめた。
49. (障害記録の保存) 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によって、障害記録が記録され、保存されている。	『久留米市情報セキュリティ規則』を入手し、管理者に質問を行い確かめた。
50. (ファイアウォール、ルータ等の設定) 統括情報セキュリティ責任者によって、フィルタリング及びルーティングについて、設定の不整合が発生しないように、ファイアウォール、ルータ等の通信ソフトウェア等が設定されている。	「ネットワーク構成図」を閲覧し、管理者に質問を行い確かめた。
51. (ネットワークのアクセス制御) 統括情報セキュリティ責任者によって、ネットワークに適切なアクセス制御が施されている。	『久留米市情報セキュリティ規則』を入手し、管理者に質問を行い確かめた。
52. (外部ネットワーク接続の申請及び許可) 情報システム管理者が所管するネットワークを外部ネットワークと接続する場合、最高情報統括責任者及び統括情報セキュリティ責任者から許可を得ている。	『久留米市情報セキュリティ規則』を入手し、管理者及び職員に質問を行い確かめた。
53. (ファイアウォール等の設置) ウェブサーバ等をインターネットに公開している場合、統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者によって、外部ネットワークとの境界にファイアウォール等が設置されている。	管理者への質問により確かめた。
54. (無線 LAN 利用時の暗号化及び認証技術の使用) 無線 LAN を利用する場合、統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者によって、暗号化及び認証技術が使用されている。	『久留米市情報セキュリティ規則』を入手し、管理者に質問を行い確かめた。

監査項目	監査手続
55. (電子メール転送制限) 統括情報セキュリティ責任者によって、電子メールサーバによる電子メール転送ができないように設定されている。	『久留米市情報セキュリティ規則』を入手し、管理者及び職員に質問を行い確かめた。
56. (フリーメール、ネットワークストレージサービス等の使用禁止) ウェブで利用できるフリーメール、ネットワークストレージサービス等は使用されていない。	『久留米市情報セキュリティ規則』を入手し、管理者及び職員に質問を行い確かめた。
57. (ソフトウェアの無断導入の禁止) パソコン等の端末に無断でソフトウェアが導入されていない。	『久留米市情報セキュリティ規則』を入手し、管理者及び職員に質問を行い確かめた。
58. (ソフトウェア導入の申請及び許可) 業務上必要なソフトウェアがある場合、統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者の許可を得て、ソフトウェアが導入されている。	『久留米市情報セキュリティ規則』を入手し、管理者及び職員に質問を行い確かめた。
59. (不正コピーソフトウェアの利用禁止) 不正にコピーされたソフトウェアは利用されていない。	『久留米市情報セキュリティ規則』管理者への質問及び「セキュリティチェックシート」により確かめた。
60. (機器の改造及び増設・交換の申請及び許可) 業務上パソコン等の端末に対し機器の改造及び増設・交換の必要がある場合、統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者の許可を得て行われている。	『久留米市情報セキュリティ規則』を入手し、管理者に質問を行い確かめた。
61. (ネットワーク接続の禁止) 統括情報セキュリティ責任者の許可なく、パソコン等の端末がネットワークに接続されていない。	『久留米市情報セキュリティ規則』を入手し、管理者及び職員に質問を行い確かめた。
62. (集務以外の目的でのウェブ閲覧禁止) 業務以外の目的でウェブが閲覧されていない。	『久留米市情報セキュリティ規則』管理者への質問及び「セキュリティチェックシート」により確かめた。
63. (アクセス制御に関わる方針及び基準) 統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者によって、アクセス制御に関わる方針及び基準が定められ、文書化されている。	『久留米市情報セキュリティ規則』を入手し確かめた。
64. (利用者IDの取扱に関わる手続) 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によって、利用者IDの登録、変更、抹消等の取扱に関わる手続が定められ、文書化されている。	管理者への質問により確かめた。
65. (利用者IDの登録・権限変更の申請) 業務上においてネットワーク又は情報システムにアクセスする必要あるいは変更が生じた場合、当該職員等によって、統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者に当該利用者IDを登録又は権限を変更するよう申請されている。	管理者への質問により確かめた。

監査項目	監査手続
66. (利用者IDの抹消申請) 業務上においてネットワーク又は情報システムにアクセスする必要がなくなった場合、当該職員等によって、統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者に当該利用用IDを抹消するよう申請されている。	管理者への質問により確かめた。
67. (利用者IDの点検) 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によって、利用されていないIDが放置されていないか点検されている	管理者に質問を行い、「ID管理台帳」を閲覧し確かめた。
68. (特権IDの取扱に関わる手続) 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によって、管理者権限等の特権を付与されたIDの取扱に関わる手続が定められ、文書化されている。	特権IDは使用されていないことを管理者への質問により確かめた。
69. (特権ID及びパスワードの管理) 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によって、特権IDを付与する者が必要最小限に制限され、当該ID及びパスワードが厳重に管理されている。	特権IDは使用されていないことを管理者への質問により確かめた。
70. (特権IDの外部委託事業者による管理の止) 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によって、特権を付与されたID及びパスワードの変更を外部委託事業者には行わせていない。	特権IDは使用されていないことを管理者への質問により確かめた。
71. (外部からのアクセスに関わる方針及び手続) 統括情報セキュリティ責任者によって、外部から内部のネットワーク又は情報システムにアクセスする場合の方針及び手続が定められ、文書化されている。	外部からのアクセスは禁止されていることを管理者への質問により確かめた。
72. (外部からのアクセスの申請及び許可) 外部から社内ネットワークに接続する必要がある場合、当該職員等によって、統括情報セキュリティ責任者及び当該情報システムを管理する情報システム管理者の許可を得ている。	外部からのアクセスは禁止されていることを管理者への質問により確かめた。
73. (外部からのアクセス時の本人確認機能) 外部からのアクセスを認める場合、統括情報セキュリティ責任者によって、外部からのアクセス時の本人確認機能が設けられている。	外部からのアクセスは禁止されていることを管理者への質問により確かめた。
74. (外部からのアクセス用端末のセキュリティ確保) 外部からのアクセスに利用するパソコン等の端末を職員等に貸与する場合、統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によって、セキュリティ確保の措置が講じられている。	『久留米市情報セキュリティ規則』を入手し管理者への質問及び「セキュリティチェックシート」により確かめた。
75. (外部から持ち込んだ端末のウイルス確認等) 外部から持ち込んだ端末を社内ネットワークに接続する場合、当該職員等によって、接続前にコンピュータウイルスに感染していないことや、パッチの適用状況等が確認されている。	『久留米市情報セキュリティ規則』を入手し管理者への質問及び「セキュリティチェックシート」により確かめた。

監査項目	監査手続
76. (パスワードファイルの管理) 統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者によって、職員等のパスワードファイルが厳重に管理されている。	『久留米市情報セキュリティ規則』を入手し、「パスワード管理台帳」を閲覧し確かめた。
77. (セキュリティ機能の明記) 情報システムを調達する場合、統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によって、必要とする技術的なセキュリティ機能が調達仕様書に明記されている。	『久留米市情報セキュリティ規則』を入手し、「久留米市公共施設予約システム契約書」を閲覧し確かめた。
78. (システム開発における責任者及び作業者の特定) 情報システム管理者によって、システム開発の責任者及び作集者が特定されている。	『久留米市情報セキュリティ規則』を入手し、「久留米市公共施設予約システム契約書」を閲覧し確かめた。
79. (システム開発の責任者及び作業者のアクセス権限設定) 情報システム管理者によって、システム開発の責任者及び作業者のアクセス権限が設定されている。	『久留米市情報セキュリティ規則』を入手し、「久留米市公共施設予約システム契約書」を閲覧し確かめた。
80. (導入前のテスト実施) 新たに情報システムを導入する場合、情報システム管理者によって、既に稼動している情報システムに接続する前に十分な試験が行われている。	『久留米市情報セキュリティ規則』を入手し、「公費医療システム平成20年制度改正対応スケジュール」を閲覧し確かめた。
81. (個人情報及び機密性の高い生データの使用禁止) 個人情報及び機密性の高い生データは、テストデータとして使用されていない。	管理者に質問を行い確かめた。
82. (資料等の保管) 情報システム管理者によって、システム開発・保守に関連する資料及び文書が適切に保管されている。	『久留米市情報セキュリティ規則』を入手し、サーバ室及び情報政策課執務室を視察することにより確かめた。
83. (テスト結果の保管) 情報システム管理者によって、テスト結果が一定期間保管されている。	『久留米市情報セキュリティ規則』を入手し、管理者に質問を行い、「公費医療システム平成20年制度改正対応スケジュール」を閲覧し確かめた。
84. (ソースコードの保管) 情報システム管理者によって、情報システムに係るソースコードが適切に保管されている。	管理者に質問を行い、「公費医療システム平成20年制度改正対応スケジュール」を閲覧し確かめた。
85. (変更履歴の作成) 情報システム管理者によって、情報システムを変更した場合、プログラム仕様書等の変更履歴が作成されている。	『久留米市情報セキュリティ規則』『グループウェアシステム情報セキュリティ実施手順』を入手し、管理者に質問を行い確かめた。
86. (不正プログラム対策に関わる基準及び手順) 統括情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ責任者によって、不正プログラム対策に関わる基準及び手順が定められ、文書化されている。	『久留米市情報セキュリティ規則』『グループウェアシステム情報セキュリティ実施手順』を入手し、管理者に質問を行い確かめた。
87. (パターンファイルの更新) 統括情報セキュリティ責任者によって、不正プログラム対策ソフトウェアのパターンファイルが最新のパターンファイルに更新されている。	『久留米市情報セキュリティ規則』を入手し、管理者に質問を行い確かめた。

監査項目	監査手続
88. (不正プログラム対策ソフトウェアの更新) 統括情報セキュリティ責任者によって、不正プログラム対策ソフトウェアが最新のバージョンに更新されている。	『久留米市情報セキュリティ規則』を入手し、管理者に質問を行い確かめた。
89. (パターンファイルの更新) 情報セキュリティ管理者によって、不正プログラム対策ソフトウェアのパターンファイルが最新のパターンファイルに更新されている。	『久留米市情報セキュリティ規則』を入手し、管理者に質問を行い確かめた。
90. (データ等取り入れ時のチェック) 外部からのデータ又はソフトウェアを取り入れる場合、職員等によって、不正プログラム対策ソフトウェアによるチェックが行われている。	『久留米市情報セキュリティ規則』を入手し、管理者への質問及び「セキュリティチェックシート」により確かめた。
91. (出所不明なファイルの削除) 差出人不明又は不自然に添付されたファイルを受信した場合、職員等によって、速やかに削除されている。	『久留米市情報セキュリティ規則』を入手し、管理者への質問及び「セキュリティチェックシート」により確かめた。
92. (不正プログラム対策ソフトウェアによるフルチェックの定期的実施) 職員等の使用する端末に対して、職員等によって、不正プログラム対策ソフトウェアによるフルチェックが定期的実施されている。	「セキュリティチェックシート」により確かめた。
93. (不正プログラムに感染した場合の対処) 不正プログラムに感染した場合、職員等によって、LAN ケーブルの即時取外し又は機器の電源が遮断されている。	『久留米市情報セキュリティ規則』を入手し、管理者への質問及び「セキュリティチェックシート」により確かめた。
94. (ソフトウェアの更新) 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によって、セキュリティホールの緊急度に応じてパッチが適用され、ソフトウェアが更新されている。	管理者に質問を行い確かめた。
95. (外部接続システムの常時監視) 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によって、外部と常時接続するシステムが常時監視されている。	管理者に質問を行い「アクセス記録」を閲覧し確かめた。
96. (発生した問題への対処) 最高情報統括責任者によって、情報セキュリティポリシー遵守上の問題に対して、適切かつ速やかに対処されている。	『久留米市情報セキュリティ規則』を入手し、管理者への質問を行い確かめた。
97. (システム設定等における情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認及び問題発生時の対処) 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によって、システム設定等における情報セキュリティポリシーの遵守状況について定期的に確認が行われ、問題が発生していた場合には適切かつ速やかに対処されている。	『久留米市情報セキュリティ規則』『セキュリティチェックシート』を入手し管理者に質問を行い確かめた。
98. (情報セキュリティポリシー違反発見時の報告) 情報セキュリティポリシーに対する違反行為が発見された場合、職員等によって、直ちに統括情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ管理者に報告されている。	『久留米市情報セキュリティ規則』を入手し、管理者に質問を行い確かめた。

監査項目	監査手続
99. (発見された違反行為に対する対処) 情報セキュリティポリシーに対する違反行為が直ちに情報セキュリティ上重大な影響を及ぼす可能性があるとして統括情報セキュリティ責任者が判断した場合、統括情報セキュリティ責任者によって、緊急時対応計画に従った対処が行われている。	『久留米市情報セキュリティ規則』を入手し、管理者に質問を行い確かめた。
100. (緊急時対応計画の策定) 情報セキュリティ委員会によって、緊急時対応計画が定められている。	『久留米市情報セキュリティ規則』『グループウェアシステム情報セキュリティ実施手順』を入手し、管理者に質問を行い確かめた。
101. (外部委託事業者の選定基準) 情報セキュリティ管理者によって、外部委託先選定の際、委託内容に応じた情報セキュリティ対策が確保されていることが確認されている。	「サービス仕様書」を閲覧し確かめた。
102. (外部委託事業者との契約) 情報システムの開発あるいは運用等を外部委託する場合、外部委託事業者との間で締結される契約書に、必要に応じた情報セキュリティ要件が明記されている。	『久留米市情報セキュリティ規則』を入手し、「業務委託契約書」を閲覧し確かめた。
103. (外部委託事業者のセキュリティ対策の確認と報告) 情報セキュリティ管理者によって、外部委託事業者におけるセキュリティ対策の確保が確認され、必要に応じ業務委託契約に基づく措置が講じられている。また、確認した内容が統括情報セキュリティ責任者に報告され、それにその重要度に応じて最高情報統括責任者に報告されている。	管理者に質問し確かめた。
104. (例外措置の申請及び許可) 情報セキュリティ関係規定の遵守が困難な状況で行政事務の適正な遂行を継続しなければならない場合、情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者によって、最高情報統括責任者の許可を得たうえで例外措置が取られている。	『久留米市情報セキュリティ規則』を入手し、管理者に質問を行い確かめた。
105. (緊急時の例外措置) 行政事務の遂行に緊急を要する等の場合であって、例外措置を実施することが不可避のときは、情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者によって、事後速やかに最高情報統括責任者に報告されている。	『久留米市情報セキュリティ規則』を入手し、管理者に質問を行い確かめた。
106. (懲戒処分の対象) 統括情報セキュリティ責任者によって、情報セキュリティポリシーに違反した職員等及びその監督責任者が地方公務員法による懲戒処分の対象となることが定められ、文書化されている。	『久留米市情報セキュリティ規則』を入手し、確かめた。
107. (ネットワーク及び情報システムに関わる自己点検の実施) 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によって、所管するネットワーク及び情報システムについて、定期的又は必要に応じて自己点検が行われている。	「セキュリティチェックシート」及び「平成19年度情報システムのセキュリティチェック結果」を入手し、管理者に質問を行い確かめた。

監査項目	監査手続
108. (各部局の自己点検の実施) 情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ管理者によって、情報セキュリティポリシーに沿った情報セキュリティ対策状況について、毎年度又は必要に応じて自己点検が行われている。	「セキュリティチェックシート」及び「平成19年度情報システムのセキュリティチェック結果」を入手し、管理者に質問を行い確かめた。
109. (自己点検結果の報告) 統括情報セキュリティ責任者、情報システム管理者及び情報セキュリティ責任者によって、自己点検結果と自己点検結果に基づく改善策が取りまとめられ、情報セキュリティ委員会に報告されている。	「セキュリティチェックシート」及び「平成19年度情報システムのセキュリティチェック結果」を入手し、管理者に質問を行い確かめた。
110. (情報セキュリティポリシーの見直し) 情報セキュリティ委員会によって、情報セキュリティ監査及び自己点検の結果や情報セキュリティに関する状況の変化等をふまえ、情報セキュリティポリシーの見直しが行われている。	「セキュリティチェックシート」及び「平成19年度情報システムのセキュリティチェック結果」を入手し、管理者に質問を行い確かめた。

入手資料

- ・久留米市情報セキュリティ規則
- ・久留米市情報セキュリティ規則の説明資料
- ・情報システム分類台帳
- ・グループウェア情報セキュリティ実施手順
- ・久留米市高度情報化戦略推進体制の整備に関する規程
- ・久留米市情報化施策の実施における手続等に関する要綱
- ・情報政策課の管理に関する情報システム室に関する入退室管理要領
- ・久留米市電子計算組織
- ・職員のための情報化ハンドブック
- ・情報セキュリティ規則の改正について
- ・業務委託契約書
- ・平成19年度情報システムのセキュリティチェック結果
- ・セキュリティチェックシート（情報セキュリティの自己点検チェックシート）

Ⅲ 問題点

チェック項目の中で改善が必要と思われる項目は以下のものである。

16. (情報システム室内の機器の耐震、防火、防水対策)

サーバ室は総務部情報政策課と健康福祉部長寿介護課に設けられているが、長寿介護課のサーバはラックに収納されおりワイヤーで固定するなどの処置が講じられていない。地震等の災害に備えて十分な対策をする必要がある。

32. (情報セキュリティ研修・訓練の実施)

「セキュリティ研修実績」によれば平成15年7月、平成18年4月、平成21年1月にセキュリティ管理者及びシステム管理者(課長級)に対して実施されている。

情報セキュリティを運用する際、多くの部分は組織の責任者及び利用者の判断に依存している。すべての職員等を対象に研修を実施する必要がある。また、情報セキュリティに関する環境の変化は激しいことから毎年度研修を実施することが望ましい。

37、38、39 (ICカードの管理)

久留米市ではLGWAN(総合行政ネットワーク)用にICカードを職員に配布し使用しているが管理台帳が作成されていない。

ICカードの不正使用等を防止するために、管理台帳を作成し厳格に管理すべきである。

102. (外部委託事業者との契約)

平成18年9月に『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』の見直しが行われ、地方公共団体のセキュリティ対策の水準を強化するために外部委託事業者と交わす契約書に以下の項目を明記することが付け加えられた。

・委託元(市)による監査、検査

(外部委託事業者が実施する情報システムの運用等の状況を確認するため、当該委託事業者に監査、検査を行う規程を明確に規定しておくことが必要である。)

・委託元(市)による事故時等の公表

(委託業務に関し、情報セキュリティに関する事件・事故等が発生した場合、住民に対して適切な説明責任を果たすため、当該事故等の公表を必要に応じて行うことについて、外部委託事業者と確認しておくことが必要である。)

『久留米市情報セキュリティ規則』に上記の項目が必須契約事項として盛り込まれていない。『久留米市情報セキュリティ規則』の改正を検討するとともに、既契約のものについては「覚書」を交わす等の措置を検討する必要がある。

109. (自己点検結果の報告)

自己点検は調査対象133システムについてチェックシートの方式で各部局に対して平成19年4月2日～4月27日に実施されており1回目として結果が報告されている。その後に回収されたチェックシートを含めて平成20年2月1日～2月15日に改めて集計され2回目の報告が行われている。回答率は1回目の68.6%から85.7%へと向上しているが、回答結果は組織及び体制、情報資産の分類及び管理に関する「人的セキュリティ」の遵守状況は全体で63.6%と低い結果になっている。

情報政策課の報告書でも述べられているとおり、情報セキュリティの基本的な体制作りの段階であり、まだまだ対策が進んでいないものと思われる。情報セキュリティ対策を実効のあるものとするためにはすべてのチェックシートを回収する必要があり、各部局の自己点検結果に基づく具体的な改善策を報告するとともに、改善の状況をフォローすることによって情報セキュリティポリシーの見直し、更新に結びつけることが必要である。自己点検結果のフォローが十分に実施されていない。

現状では毎年自己点検を行い、セキュリティ意識の向上を図る必要があると思われる。また、「情報セキュリティ監査」についても実施を検討すべきである。